

都市政策

季刊 '08. 10

第133号

特集

文化創生都市づくりと ビエンナーレ

卷頭言

文化創生都市の実現に向けて 矢田 立郎

論文

文化創生都市とは何か

—自治体戦略としての文化政策の視点から— … 中川幾郎
1990年以降の日本における芸術の拡張機能

—神戸アートビレッジセンターの事例を中心に— … 木ノ下智恵子
港で出合う芸術祭「神戸ビエンナーレ」の実施とこれから … 大森 正夫
これまでの神戸の文化施策と神戸ビエンナーレ2007 … 大森 伸一
文化創生都市づくりを市民の手で … (財)神戸都市問題研究所

特別論文

2008年中国四川省で発生した汶川地震の踏査報告 … 沖村 孝

海外レポート

在中国の自治体海外事務所について 中野 靖

行政資料

神戸ビエンナーレ2009基本計画

平成19年度 神戸市チャレンジ研究員研究報告書（概要）

神戸市の最新のプロジェクトや施策を網羅

主要プロジェクト

こうべ

～豊かさ創造都市の実現に向けて～

主要プロジェクト

こうべ

～豊かさ創造都市の実現に向けて～



神戸市
2007年11月

定価 1,000円（税込）

全ページカラー印刷 A5版 250ページ

神戸市の最新の施策・プロジェクトが1冊に網羅され、市政の新事業・方向を知ることが出来る冊子「こうべ主要プロジェクト」を最新情報に改訂し、好評発売中。

今回は、各事業プロジェクトの紹介に加え、神戸を取り巻く社会経済情勢の分析や行財政の指針と、2010年を目標にした神戸の将来像「神戸2010ビジョン」の紹介、更に神戸づくりの基本姿勢である協働と参画による市民主体のまちづくりの具体的取組みについて1章を設け、増補・刷新しました。

神戸市を知る上でのコンパクトな便覧として、ご活用いただけます。

内 容

第1章 グラフで語る神戸の動き～人口・経済・財政～

第2章 これからの神戸づくり～総合基本計画と新たなビジョン(中期計画)・行政経営方針・
「デザイン都市・神戸」の推進～

第3章 主要プロジェクトの動向～新規事業・主要施策～

第4章 市民が主役のまちづくり～協働と参画の事例紹介～

資料編 事業・統計のデータ集

内容お問合せはー

神戸市文書館

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078(232)3437 Fax078(232)3840

購入お申込みはー

田中印刷出版(株)内 みるめ書房

☎657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078(871)0551 Fax078(871)0554

神戸市内主要書店にても発売中

卷頭言

文化創生都市の実現にむけて

神戸市長 矢立郎



神戸は山と海に囲まれた異国情緒あふれるまちなみを有するとともに、神戸港の開港以来、外来文化を積極的に取り入れることによって開放的で自由な気風・風土を育ってきました。

また、阪神・淡路大震災からの復興の過程では、文化・芸術が人を勇気づけ励ますとともに、生命の尊さと人を思いやる気持ちといった共感意識が市民の心に芽生えました。

そして、震災10年目の平成16年12月に、私たちのまち神戸の魅力が何なのかをもう一度見つめなおし、文化・芸術を生かしてこれからの神戸をどのようなまちにしていくのかを市民の皆さんと考え、ともに目標とするための基本理念として「神戸文化創生都市宣言」を行い、多くの方々の思いをこの宣言に託しました。

文化・芸術は、人々に安らぎや潤いをもたらすにとどまらず、その力で都市のアイデンティティを高め、人ととの新しい出会いや交流を生み出し、まちのにぎわい、活性化につなげるなど、これからの神戸のまちづくりにとって、その果たす役割が、ますます重要なものとなってきております。

神戸は港町として、国内外のひと・もの・情報の交流拠点としての歴史を築いてきました。大きな変化に勇敢に向かい合った先人たちの旺盛な好奇心が時代を経て今の神戸のイメージをつくり上げてきたのだと思います。

神戸は、先人の知恵に学び、新しいことや未知のことに対する好奇心をもち挑戦し続ける「今ある文化を大切にし、新しい文化を生み出すまち」であり続ける必要があります。

神戸市では、文化創生都市を宣言して以来、神戸にゆかりのある作品を市民に紹介するため神戸文学館や神戸ゆかりの美術館を開館したほか、2007年秋には、芸術文化の振興とまちのにぎわい、活性化につなげる試みとして、現代美術から音楽、生活文化まで幅広いジャンルを対象とする総合芸術祭として「神戸ビエンナーレ2007」を開催しました。

また、これからの神戸のまちづくりのコンセプトとして、「まちのデザイン」、「ものづくりのデザイン」、「くらしのデザイン」という観点から、現在、「デザイン都市・神戸」づくりに取り組んでいるところです。

これからの中戸を、多くの人が集い互いに交流を深め、市民一人ひとりが質の高い豊かさを実感できるような、楽しく活気あふれるまちにしていくため、神戸市も市民の皆様とともに取り組んでいきたいと考えておりますので、文化創生都市の実現に向けて、今後ともご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

特集 「文化創生都市づくりとビエンナーレ」にあたって

神戸は、その地理的・歴史的条件により古くから“みなと”とともに発展し、“みなと”を通じて海外から文化を取り入れて、異文化交流の最先端として、多様で重層な文化が根付き、共存してきた。また、阪神・淡路大震災により傷ついた心を癒し、復興への勇気を与えてくれた文化の感動は、市民にとって忘れぬものとなっており、文化は震災復興の活力となって大きな役割を果たしている。

この、神戸のまちの歴史・経験を踏まえ、文化を活かして、これからの中をどのように創っていくのかを市民とともに考え、また、市民とともに文化創成に取り組んでいくための基本理念として、平成16年12月に「神戸文化創生都市」の宣言がなされた。現在、この宣言を受けて平成17年9月に策定された推進プログラムに基づき、文化創生都市づくりが行われている。その主要な取り組みの一つとして、神戸に芸術文化の力を結集して内外に発信する機会を設け、神戸の芸術文化の更なる振興を図るとともに、まちの賑わいや活性化につなげる試みとして、またデザイン都市推進の文化面からの展開として、昨年10月～11月にかけて、2年に1度の芸術文化の祭典「神戸ビエンナーレ2007」が開催された。

今号では、神戸における文化創生都市の在り方とともに、神戸メリケンパークを中心にコンテナの中にアート作品を展開するユニークな催しであった第1回の神戸ビエンナーレの検証や、本年7月に基本計画が発表された来年開催予定の「神戸ビエンナーレ2009」の方向性についての論文を掲載し、都市戦略としての自治体文化政策を検討するうえでの一助としたい。

まず、論文「文化創生都市とは何か－自治体戦略としての文化政策の視点から－」では、1980年代からの文化政策の基本思想を振り返るとともに、創造都市論の視点などから21世紀の都市戦略としての自治体文化政策を考察する。次に、「1990年代以降の日本における芸術の拡張機能－神戸アートビレッジセンターの事例を中心にして」として、企業メセナなどに始まる昨今の日本の芸術文化を取り巻く社会情勢と神戸のアートビレッジセンターの最近の活動事例をもとに、これから時代に芸術が存在しうる価値基準、“文脈”の拡がりの可能性を探る。さらに、「港で出合う芸術祭「神戸ビエンナーレ」の実施とこれから」「これまでの神戸の文化施策と神戸ビエンナーレ2007」では、神戸ビエンナーレについて第1回の総括と今後の方向性、神戸市文化行政における位置づけについて述べる。また、参考資料として編集部が神戸市内で芸術・文化活動を行っている特徴的ないくつかの団体を取材した概要を報告する。

特集 文化創生都市づくりとビエンナーレ

卷頭言

- 文化創生都市の実現に向けて 矢田立郎

論文

文化創生都市とは何か

- 自治体戦略としての文化政策の視点から– 中川幾郎 4
1990年以降の日本における芸術の拡張機能
–神戸アートビレッジセンターの事例を中心に– 木ノ下智恵子 10
港で出合う芸術祭「神戸ビエンナーレ」の実施とこれから 大森正夫 17
これまでの神戸の文化施策と神戸ビエンナーレ2007 大森伸一 27
文化創生都市づくりを市民の手で (財)神戸都市問題研究所 38

特別論文

- 2008年中国四川省で発生した汶川地震の踏査報告 沖村孝 47

海外レポート

- 在中国の自治体海外事務所について 中野靖 59

歴史コラム

- 東播磨へ幻の鉄軌道計画 大海一雄 70

潮流

- 低炭素社会づくり行動計画 72 / 安全と希望の医療確保ビジョン 72 / 国籍法婚外子差別規定違憲判決 73 / 東京都改正環境確保条例 73 / 景気後退と物価上昇 74 / 燃油サーチャージ (Fuel Surcharge) 74 / メタンハイドレート 75 / 神戸市四川大地震復興支援チーム 75 / 神戸市モデル地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進 76 / 神戸市温室効果ガス削減目標達成のためのアクションプログラム 76 / 表六甲の都市河川 77 / 明石海峡大橋開通10周年 77

行政資料

- 神戸ビエンナーレ2009基本計画 神戸ビエンナーレ組織委員会・神戸市 78
平成19年度 神戸市チャレンジ研究員研究報告書（概要）

..... (財)神戸都市問題研究所 84

新刊紹介

- 行政の解体と再生 –ニッポンの“公共”を再構築する– 106 / 事例に学ぶ 自治体環境行政の最前線 –持続可能な地域社会の実現をめざして– 106 / 最強ウイルス –新型インフルエンザの恐怖– 106 / これからの防災・減災がわかる本 107 / 地域産業に学べ！モノづくり・人づくりの未来 107 / まちづくりと創造都市 –基礎と応用– 107

文化創生都市とは何か

—自治体戦略としての文化政策の視点から—

帝塚山大学法政策学部教授 中川 幾郎

1. 在来型「文化行政」から主体的 「自治体文化政策」への転換

地方自治体の文化行政は、80年代から90年代にかけて、市民主体の文化行政に転換する必要性が説かれてきた（例えば、松下圭一『社会教育の終焉』など）。さらには、機能性中心のまちづくりから「文化のまちづくり」への転換が叫ばれながらも、基本思想的には大きな変化を見せてこなかった。その要因はさまざまに指摘できるが、大きくは国と地方の財政構造や公共経営方式に変化がなく、その結果、自治体の組織機構や政策思考がさほど変化しなかったからである。

むしろ、その間のバブル経済や内需拡大政策によって、ハード主導の公共投資思考に立脚した文化施設建設が続々と促進されてきたことが、却って従来の「文化」行政への反動的な不信感をもたらした、ともいえるのではないだろうか。そこにも大きな誤解と思考的飛躍があった、といわざるを得ない。その際にもハード以前のソフト不在が批判されたが、これもまた、権威主義的・中央志向型思想にからめとられていく。実は、危機意識を持つて自治体の政策的自立を志向せず、またハー

ドやソフト以前のヒューマン（市民、人材）という政策資源の実在を追求することなく、国や中央の文化配給を志向する中立的「地方公共団体」型の文化供給思考に立った政策が誤っていたのである。

2000年以前は、公共政策領域において「文化政策」という用語を使うことは、意識的に避けられてきた。戦後約50年余りの間、国、地方自治体双方で使われてきた用語は、中立概念としての「文化行政」である。そこには、戦前の統制下におかれた「国家的文化政策」への反省と警戒があったといえるだろう。ところが、この慎重に使われてきた中立概念自体も、やがて幾つかの思考的定型化をもたらし、また見えない壁を作ってきた。

例えば、「文化行政」は、すでに確定した価値を持つとされる文化財、文化資産が存在している事態を前提とし、それを保全・啓発しようとする姿勢を主に生み出してきたといえるだろう。言いかえれば、その姿勢は先驗的に価値あるとされる存在や、確立された権威を前提とする傾向を孕んでいた。さらに、それらに関する価値観や知識を供給しようとする、戦後復興型、中進国型¹⁾「公から民」への社会教育・啓蒙型思考もそこに生まれて

きた。

とはいえる、日本全国にはさまざまな地方があり、それぞれ固有の伝統文化や地域文化がある。また、自治体内の市民それぞれの文化活動や市民社会形成にも多様な広がりと変容がある。つまり、全国画一的な金太郎飴型「文化行政」施策が存在すること自体がもはや問題なのであり、「地方（固有の現場）」「自治（自己決定）」の本質から乖離している。戦後復興・配給型「地方文化行政」から、主体的、個性的、サスティナブルな21世紀型「自治体文化政策」への転換が必要であることは、地方分権時代の必然的な流れであるといつても過言ではない。現代の自治体文化政策は、地方自治における二つのカテゴリーである市民自治、団体自治に対応して、市民文化政策と都市文化政策の二つを主要な柱とする。併せて、これらを遂行していくための行政改革をも不可避とするのである。創造都市論は、このような「国家の時代から都市の時代」への転換と地方分権の時代に対応した自治体都市戦略として注目される必然性をもつのである。

2. 都市戦略としての「文化創造都市」追求

「クリエイティブ・シティ（創造都市）」という概念が我が国の政策現場に知られるようになったのは、金沢大学経済学部教授の佐々木雅幸氏（現大阪市立大学大学院創造都市研究科教授）が、1997年に『創造都市と経済学』を著して以来である。その後ヨーロッパにおいては、イギリスのチャールズ・ランドリーが2000年に『創造的都市』を、アメリカのリチャード・フロリダが2002年に『創造階級の興隆』を著し、創造都市論はますます自治体文化戦略に大きな影響を与え続けている。

創造都市論は、重厚長大型産業が衰退した都市における脱工業化時代の「創造産業」発展と、これらを担う「創造階級」としての人びとの存在を主題としている。イギリス政府の定義では「創造産業」を「個人の創造性、スキル、才能を源泉とし、知的財産権の活用を通じて富と雇用を創造する可能性を持った産業」と定義している。ここでは芸術文化系の音楽、演劇などの伝統的な文化産業から、アニメ、デジタルコンテンツ系産業、放送などのメディア産業、広告産業、工芸・ファッション産業なども包含する。

アメリカでは、これに加えて自然科学系の研究開発（R & D）も含めて「創造産業」として議論しており、「創造階級」の範囲にもアーティスト、クリエーターだけではなく、研究開発に関わる科学者、エンジニア、弁護士、国際会計業務等の専門職も含まれてくる。フロリダによれば、創造階級を構成するものは「超創造的中核」と「創造的専門職」の二つであり、創造的中核グループは①コンピュータ・数学、②建築・エンジニア、③生命・自然科学及び社会科学、④教育・訓練・図書館、⑤芸術・デザイン・エンターテインメント・スポーツ・メディアの各専門職種をあげ、創造的専門職は①マネジメント、②ビジネス・財務、③法律、④保険医・医師、⑤セールス・マネジメントの各専門職をあげている。（以上は佐々木氏による。²⁾）

イギリスの文化産業都市創造型、アメリカの知的産業都市創造型のいずれにせよ、これらに共通している主題は新たな知的産業を発生させる「場」としての都市メカニズムのあり方と、知的創造能力を持った人材の集積である。つまり、工業主導型都市のあり方から、知的産業主導型都市への転換と、それを支える人材の集積をいかにして可能にするか、であり、ハード、ソフト、ヒューマンの三層に

わたる政策思考の転換を要求しているのである。これは、在来型の文化行政思想を遙かに超えた、能動的かつ多角的な都市経営戦略への思考転換でもある。

すでに我が国においても、「創造都市」を掲げた都市戦略を導入している自治体が増えてきた。そのさきがけとなったのは、2001年に市民と経済界とが中心となって「金沢創造都市会議」を設立した金沢市であろう。その後、横浜市が2004年4月に「文化芸術創造都市－クリエイティブシティ・ヨコハマ」を主題として、総合的な都市戦略展開を開始している。他の政令都市においても、福岡市、北九州市、京都市、名古屋市、仙台市などが、芸術文化においてクリエイティブ・シティ論を明確に意識した政策を展開しており、いまや中核都市、政令都市間における政策競争の観を呈している。

3. 神戸市の文化創造都市戦略「神戸文化創生都市推進プラン」の方向

神戸市も、新しい神戸市文化憲章として位置づけた「神戸文化創生都市宣言」を2004年12月に宣言し、2005年6月に策定された神戸市中期計画「神戸2010ビジョン」におけるアクションプランの一つとして、「神戸文化創生都市推進プラン」を策定している。また、2006年4月には、「文化創生都市」実現に向けて「神戸市市民文化振興基金」が設立されており、文化を中心とした創造都市戦略が構築されている。神戸市の文化創生都市推進プランが掲げる柱は下記の4つである。

(1) 市民の文化活動の支援

芸術文化活動助成、文化行事後援、区民センター等での講座事業の活性化、神戸市民文化振興財団による各種文化事業

の実施、芸術文化情報誌「KOBE C情報」等による情報発信など。

(2) 文化に学び、芸術に磨かれるまちづくり

神戸国際フルートコンクール、アマチュアシャンソンコンクール、神戸ジャズヴォーカルクイーンコンテスト、小磯良平大賞展の開催、「神戸ビエンナーレ」の開催など。

(3) 文化芸術を活かした産業や賑わいの創出

映像文化産業の支援、神戸文学館・神戸ゆかりの美術館の運営、まちのアートステージの実施など

(4) 神戸らしい都市ブランドの創造・強化

回遊性のある歩きやすい街づくり、「音楽の町」神戸の推進、神戸まつり、六甲全山縦走大会などの参加型イベントの充実、国際イベントの開催・誘致、「デザイン都市神戸」の啓発、発信など

（「主要プロジェクトこうべ」及び「神戸2010ビジョン」から抜粋^{3), 4)}

神戸市では、すでに多彩かつ多様なプログラムが実行されており、このプランでも幾つかの新たな取り組みが用意され、「神戸ビエンナーレ」などが実行されている。神戸市は国内的にも国際的にも対外イメージが良く、好感度が高い都市であるといわれている。ところが意外なことに、メインとなるシンボルやイメージ訴求力に欠け、その特徴、良さを一言で言い表せないという弱点が観光業界などから指摘されている。つまり、個々の施設、事業・施策の水準は高く、実際の来訪者による評価は高いものの、政策・施策が分散・割拠化しており、イメージ結合力が弱いため外

部へのアピール力に欠け、新規の来訪者を獲得する力が弱いということである。

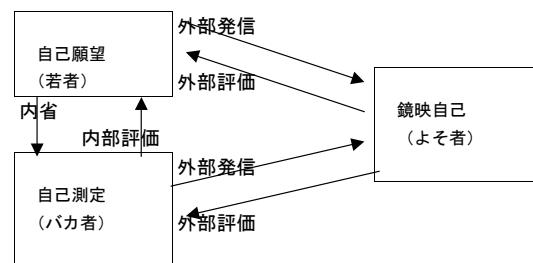
また、すでに文化・芸術関係のハード、ソフトの基盤はかなり形成されているものの、人材の集積と交流、施設の連携や都市としての内外交流に関する施策が弱いのではないか、ということが「文化憲章策定委員会」などで指摘されてきた。これらの諸課題から、ネットワーク結合、施設・事業連携、重層化、集中化、戦略的な交流が神戸市の文化政策における重要な視点となってくる。さらに、外国籍住民も含む神戸市民の多様で活力ある生活文化と、神戸市全体の芸術文化水準との相関関係が指摘されてきた。このような分析の結果、全く新たな知的文化産業を興すという「文化創造都市」を標榜するのではなく、既成資源と市民的基盤をフルに生かした「文化創生都市」を選択するのが至当である、という結論になった。いわば内生的な資源をまず見直し、次に内部・外部との交流を拡大し、神戸ブランドを差別化していくためにも、限られた資源を集中化して内発的かつ持続可能な発展を志向する「クリエィティブ・シティ戦略」を選択したといえよう。

4. 神戸市のアイデンティティ強化

つまり、神戸市の文化都市戦略は、神戸市の歴史や市民層の存在を抜きにしては考えられないであり、市民文化政策と都市文化政策とが連携して遂行されて行かなくてはならない。ここで市民文化政策の重要性について考えるとき、また地域や都市の活性化を考えるときに、よく引き合いに出されるのが「若者、バカ者、よそ者」という3点セットの人材複合である。筆者が記憶する限り、この言葉を初めて聞いたのは十数年前のことであり、大阪ガスエネルギー文化研究所の隅野哲郎氏

からであった。今では多くのまちづくり研究者の間でも一般化して使用されており、もはや、誰が初めて言い出したという詮索の埒外であろう。

この言葉が次第に流布してまた有効となってきたのは、それが心理学でいうアイデンティティ形成の3要素に符合しているからである。すなわち、アイデンティティ形成には、自己願望（ビジョン、夢）、自己測定（自己能力評価、資源・能力開発）、鏡映自己（外部評価）の三要素が必要なのである。夢を持ち、それに邁進する若者、あくまで現場にとどまり、徹底的に資源探求・開発に情熱を傾けるバカ者、夢の実現性と妥当性、資源の有効性などについて新鮮な示唆をもたらし、外部情報を供給するのはよそ者である。この三者、三極の関係は下記のような図式で表せる。⁵⁾



地域や都市のアイデンティティが形成され、活性化するためには、内生的な固有性の確認と主張だけでは不十分である。人間に例えるならば、自意識だけでは足りない。たしかにアイデンティティ形成のためには、何よりも強いエネルギーを持った自己願望（ビジョン）と冷徹な自己測定（自己認識）が必要であり、この二つがあつて「自意識」は確立される。だが、それだけではアイデンティティは形成されない。アイデンティティとは社会的・外部的に認知され評価された個性・独自性のことである。そこには他者からのたえざる認識や評価（出会いと交わり、情報交換）が必要なのである。また、これら他者からの認識と

評価を獲得するためには、当然にネットワーク回路が必要となる。

自己願望、自己測定、鏡映自己（他者評価）の三つの要素とネットワークが存在すること、そしてこれら三つの要素が循環するサイクルの中で、アイデンティティは再形成と革新（イノベーション）の過程に入る。そこで、内生的、内向的な自意識も、外向的なアイデンティティに転化するのである。

すなわち、ブランド性に象徴されるアイデンティティ形成には、この三つの視点が必須不可欠なのであり、都市のアイデンティティ形成戦略としても、この3要素をいかにして明確化し、循環させ複合化させていくかが重要となる。神戸市のビジョンとしては、「神戸文化創生都市宣言」とその行動計画としての「神戸文化創生都市推進プラン」がある。自己測定対象の資源としても、ハード、ソフト、ヒューマンいずれも内部資源が豊富な神戸市ではあるが、外部評価のチャンネルをさらに豊かにして、政策・施策の開発、革新の弾力性を担保して行かなくてはならない。神戸市都市戦略の鍵は、いずれにしてもエネルギーを集中した外部情報発信と外部評価情報の導入であり、そのためのソフト開発である、ということができる。

5. 新しい市民文化のるつぼを

創造都市論の源流といえるジェーン・ジェイコブズもまた、都市発展において連鎖反応をもたらす機能の必要性を「イノベーション」と「インプロビゼーション（即興演劇・即興演奏）」という概念で説明している。⁶⁾つまり、都市が創造的かつ相互連携的なネットワークをもち、市民の内生的、内発的な創造性を多様に誘発するプロセス（インプロビゼーショ

ン）をもつときには、その都市は自己革新を遂げ成長と発展に向かう。しかし、これをもたないときには、その都市は衰退に向かう。

このインプロビゼーションが作動するためには、都市における多種多様な市民層の存在とその活性化、個別の活力の出会いと連結を必要とする。リチャード・フロリダは、経済成長が企業・雇用・技術から生まれるとする伝統的な見解に疑義を呈し、都市には技術（technology）・才能（talent）・寛容性（tolerance）の三つのTが必要である、と提唱している。⁷⁾特に寛容性は、インプロビゼーションを可能とする場が成立するために不可欠であろう。アートをはじめとした様々な市民の文化活動と交流の場は、この寛容性を培養する装置でもある。

チャールズ・ランドリーもまた、新しい市民文化と都市戦略の可能性を開く思考転換を提唱しており、とりわけ寛容性を重視している。彼は、創造都市の基盤を論じるに当たって、「創造性を遺伝子暗号に組み込む」こと、その前提条件として7つの視点を提示している。⁸⁾それらを筆者なりに要約すると、

- ① 想像力に満ちた個人個人の資質を混ぜ合わせる。
- ② トレンドを予測し、フィードバックを歓迎し、問題や可能性についての討議を奨励するような、広がりと共通理解をもったリーダーシップのネットワークを創る。
- ③ 多様な人間の存在と多様な才能へのアクセスを豊かにする。そのためにも重視すべきは「よそ者」である。
- ④ 組織文化を集権主義から「権限委譲」を通して「創造的組織」に移行させる。
- ⑤ 強力な地域アイデンティティを育む。
- ⑥ 都市空間と都市施設において、集いの場所をバーチャルと現実の双方に設け、それ

を通してコミュニケーション回路を増幅し、
情報の密度と交換の頻度を上げる。

⑦ 都市内部と国際的なネットワーキング双方を増殖させていくこと。
である。

すなわち創造都市戦略においては、市民文化政策においてもまたこのような思考が必要となってくる。そこでは、市民の文化的自己表現（創造）を通した市民同士の出会いと融合、リーダーシップ開発、市民と外部人材との多様な交流、地域アイデンティティ開発に向けた市民活動の促進、情報交換の支援と促進、文化的自己変革（学習）を活発に促進していくことが一層求められてくるのである。それは創造都市としての基盤、社会関係資本としての市民や市民団体が交わりエネルギーを發揮する、新しい市民文化の「るつぼ」を作り上げていくことだ、といってもよい。

参考文献

- 1) 松下圭一『社会教育の終焉 [新版]』(公人の友社, 2003年)
- 2) 佐々木雅幸『創造都市と日本社会の再生』(公人の友社, 2004年4月20日) 14-15頁参照
- 3) 神戸市『主要プロジェクトこうべ』(神戸都市問題研究所編, 神戸市発行, 2007年11月20日) 77-78頁参照
- 4) 神戸2010ビジョン「豊かさ創造都市こうべ」(神戸市発行, 2008年3月更新) 40-47頁参照
- 5) 中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』(勁草書房, 2001年) 38頁, 67頁に図表掲載
- 6) ジーン・ジェイコブズ(中村達也・谷口文子訳)『都市の経済学—発展と衰退のダイナミクス』(TBSブリタニカ, 1986年)
- 7) リチャード・フロリダ(井口典夫訳)『クリエイティブ資本論—新たな経済階級の台頭』(ダイヤモンド社, 2008年)
- 8) チャールズ・ランドリー(後藤和子監訳)『創造的都市—都市再生のための道具箱』(日本評論社, 2003年)

1990年以降の日本における芸術の拡張機能

—神戸アートビレッジセンターの事例を中心に—

大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任講師

木ノ下 智恵子

1. はじめに

美術・芸術が「アート」と呼ばれるようになって久しい現在、そのあり方も様々である。アートはこれまでとは違ったフェーズを見出し、社会のあらゆる場面に入り込む現象を生み出している。

地域活性やまちづくりの一端を担うアーティスト・イン・レジデンス。医療や福祉の現場でのアートセラピー。休眠施設を再利用したオルタナティブスペースの活動。教育の現場におけるアートワークショップ等々、個人活動から対象を広げ、社会にコミットするプロジェクト（提案する。投影する。映し出す。計画事業、開発事業）としての「アート」が台頭している。

また、近年では「横浜トリエンナーレ」や「越後妻有トリエンナーレ」といった大規模な国際展が行われ、都市整備や過疎化対策などの政策の一躍を担うようになった。

いわば芸術文化は、美術館やギャラリーといった「純然たる美術のための場所」とは異なる環境での試みが顕著になり、芸術の拡張機能とも言える新たな側面を見せている。

そこで、本稿では、筆者が美術プロデュサー

（現在非常勤）を務める、神戸市立の文化施設／神戸アートビレッジセンター（KAVC）の美術事業に関する実践報告と共に、その他過去に記述した原稿の再編を元に、「日本における芸術の拡張機能」について概説する。

2. 1990年以降の日本の芸術文化の現状

メセナ（文化支援）元年と言われる1990年代、文化庁による文化振興マスター・プランの策定や、芸術文化の公的基金（日本芸術文化振興基金）の設立、大企業における企業文化部などの設置（資生堂、アサヒビール、INAX）、コレクションを持たない美術館（水戸芸術館）の登場。91年には、慶應義塾大学に日本初のアート・マネジメント講座、アート・プロデュース講座が開講。94年には財団法人地域創造が設立、「トヨタ・アートマネジメント講座」を筆頭に全国で同様の講座が開講。96年、文化庁は、芸術創造活動に対する支援「アーツプラン21」を開始。

制度改革としては、特定非営利活動促進法（NPO法）成立・施行、独立行政法人化、指定管理者制度の導入などが、急速に行われた。

2000年代は、日本でも大規模な国際展が開

催されるようになり、世界レベルのアーティストの動向を一般の人々が目の当たりにする機会が増えた。

また、美術作品の収集保存と研究が主流であった美術館も、図書館などの情報機能と一体化した施設（せんだいメディアテークや山口情報センター）や美術・映像・演劇などの複合分野を扱うアートセンター（神戸アートビレッジセンター、京都芸術センター）が誕生。百貨店関連の美術館の閉鎖が相次ぐ中、企業の文化活動（トヨタ自動車、アサヒビル、第一生命等）や外資系ファッショングランド（プラダ、エルメス）による企画展やギャラリーが始動。首都圏ではアートマーケットが賑わい、情報誌や女性雑誌が挙ってアートを取り上げるようになった。

一方、従来型の美術館や公共施設は、美術館の冬の時代の到来と言われ、一部の公共美術館の館長として、企業人が就任し、経営的観点からの再生が計られている。

バブル期に創設された美術館の現状と反し、地域の風土や歴史を反映したベネッセアートサイト直島。都市開発としての森美術館。新タイプの公設の金沢21世紀美術館。作品と建築が一体化した青森十和田美術館など、新世纪型美術館の開館が相次ぐ。また、制度整備に伴い、行政もアートNPOなどとの連携を模索し始め、歴史的建造物の公設民営による文化活用のBankART 1929など、新たな機構も芽吹いている。

ソフト面では、ホワイトキューブでの従来型の展覧会に加え、地域活性やまちづくり、医療や福祉の現場、休眠施設、教育現場でのアートワークショップ等々。社会にコミットするアートプロジェクトが台頭。個人のアートとの関わり方においては、観客も受け手の一元的なベクトルではなく、ボランティアなどの共同参加の形態が確立されつつある。

3. 神戸アートビレッジセンターの設立

1991年3月、かつて大衆文化で賑わった新開地の歴史を踏まえ、芸術によるまちづくりを主体にした「アートビレッジ構想」が策定。阪神・淡路大震災の翌年1996年4月、この構想の核施設として、地下一階、地上四階構造のギャラリー、シアター、ホール、音楽スタジオ、会議室、シルクスクリーン工房、リハーサル室を備えた複合文化施設の神戸アートビレッジセンターが開館した。^{fig.1}



fig.1

以後、神戸市で唯一の現代芸術を扱う公共文化施設として、まちの活性化と若手育成を主旨目的にした、演劇・美術・映像の事業展開と貸館運営を実施している。

当時は、アートセンターという文化施設は日本国内では珍しく、その社会的な位置付けは、事業実施を通じた立証が求められた。

開館からの数年、美術事業では施設条件の観点から、ギャラリーやシルクスクリーン工房を活用した事業を数多く実施すると共に、新規のアートセンターの財産となる人材（アーティスト）の確保に努めて事業を実施し、芸術文化界では一定の評価と知名度を得ることができた。そして、アーティストとのネット

ワークや企画力といったアートセンターの資産が確保されつつあった2001年度から、新開地や神戸を対象にした地域活性事業に着手。

全般的な事業形態としては、ワークショップやトークプログラムなどの関連事業を充実させ、独自の企画性を打出し、一定数の動員確保と評価を得ている。

なお、開館当初から、大阪ガスグループが施設管理や事業運営の一部の役割を受託しており、指定管理者制度の導入の以前より、類似の体制にある（2005年度より指定管理者大阪ガスビジネスクリエイト）。

4. 育成型事業「神戸アートアニュアル」から『アトイニシアティブ・プロジェクト「メディアとしての展覧会』』、『1 floor』へ

「神戸アートアニュアル」は、センターの設立主旨である若手芸術家の育成の理念に基づいた、美術部門のメイン事業として開館年より始動。今を生きる同時代の意識を象徴した展覧会として、1996年から2005年までの10年間、毎秋開催。対象を関西在住の27歳未満あるいは学生に絞り、芸術系大学の教員でありながらアーティストとしても活動する有志の実行委員会を形成し、水面下の才能発掘に努めてきた。本企画では、展覧会タイトルや関連企画ゲストの選出、インタビュー映像の参加、ギャラリートークやプレゼンテーションといった出品作家の主体性によって進行。

プロジェクトタイトルである「神戸アートアニュアル」も初回の作家たちと決定し、以後も「art port」「映像考／…」「私↔」「裸と被」「ねむい、まぶた。」「ミルフィーユ」「Grip the Gap」「トナリノマド」「眺めるに触れる」といったように、アーティスト達の独特の語彙が感じられる独創的な言葉が、展

覧会タイトルとして紡がれた。

また、デザイナーも同世代を起用。2002年度からは、これまでの芸術家＝創り手の育成に加えて、繋ぎ手の育成として、インターンスタッフを導入し、作り手×つなぎ手×受け手の三位一体による芸術環境整備を試みてきた。本事業では、約半年に及ぶ、主任実行委員、作家やデザイナー、インターンによる濃密な対話によって形成され、訪れた観客は作品やインタビュー映像を通じて作家の思考と感覚に触れ、会期中には多彩なゲストによる個々の視点からの芸術談義が繰り広げられた。

10年間で100名以上のアーティストやアートマネージャーを輩出し、国際展で活躍するアーティスト、芸術財団の職員など、芸術環境に不可欠な一員の育成を担ったと言っても過言ではない。fig.2



fig.2

さらにこの試みは、2007年度より、セカンドステージとなる創造観賞型事業「アトイニシアティブ・プロジェクト」へと発展。パートナーシップを築いた後に、様々なキャリアを積んだ「神戸アートアニュアル」の参加アーティストによる「Exhibition as media（メディアとしての展覧会）」と、新たな若手支援企画「1 floor」を通じて、芸術による社会への積極的な提言を目指している。fig.3



fig.3

5. アートプロジェクトによる社会提言

阪神・淡路大震災の翌年より、美術・演劇・映像の複合ジャンルの事業によって情報発信を続けるKAVC。この地では、社会的な諸問題をテーマにしたプログラムも実施してきた。

「ジョルジュ・ルース 廃墟から光へ 阪神アートプロジェクト展」は、取り壊しが決まった建物を作品化して写真に残すことで知られたフランス人アーティストのジョルジュ・ルースを招聘し、神戸で作品を創ってもらい、被災地の希望の光にしよう。という発案のもと、美術館学芸員や芸術大学の教師、美術作家など26名による実行委員会が組織され、140人のボランティアが集まり、1995年夏、ルースの8枚の写真作品「廃墟から光へ」が制作された。作品は1組が兵庫県立美術館に寄贈、1995年秋から1997年春にかけて全国15カ所で巡回展が行われ、その一つとして、KAVCでは、美術館への寄贈式典と関わった人々によるシンポジウムを行った。本展は、未曾有の大災害の後、人間とアートのかかわりについて根源的な問いを投げかけ、芸術の力で被災地の人々のエネルギーを結集し、様々な人の思いを作品へと昇華させ、芸術と社会の関係に大きな希望をもたらした。^{fig.4}

震災復興から5年目の2001年、神戸市内の各所で記念事業が行われた。KAVCでは、



fig.4

シルクスクリーンを活用した企画枠と併せた拡大事業『島袋道浩展「帰って来たタコ』』を実施。

島袋氏は、神戸に生まれ育ち、サンフランシスコ美術大学を卒業後、主に海辺の町の旅を続けながら、人々のコミュニケーションについて示唆に富む作品を制作。90年代初頭よりサイトスペシフィックなプロジェクトやパフォーマンスを中心に国内外の様々な場所で活動。ヴェネツィア・ビエンナーレなどの国際展にも多数参加する国際的なアーティストである。その表現は特殊で、明石のタコを東京観光に連れて行ったり、存在するはずのない鹿を探して町を散策したり、作家本人と共有する時間や記憶そのものが“コトとしての表現”あるいは“出会いの美学”が真骨頂だ。

その彼の活動の軌跡を、野外彫刻展の先駆けとして隆盛を極めた須磨離宮公園と現在のアートの情報発信拠点であるKAVCの2会場で紹介。屋内外でのインスタレーション、アーティストブックの出版、シルクスクリーン作品の制作、京都・大阪・神戸でのゲストトーク、エンディングパーティーなど、多岐にわたる表現によって構成。40名以上に及ぶサポートスタッフを巻き込んで手がける、KAVC初の本格的なアートプロジェクトとなった。^{fig.5}

『kavcaa2005「HIV／エイズ 未来のドキュ



fig.5

メント』は、「第七回アジア・太平洋地域エイズ国際会議」の公式文化プログラムとして「アートの分野からエイズについての必要な情報とインパクトを伝えること、予防・治療・ケアへの理解と関心を深めること」をテーマに2003年から2005年まで開催。

アーティストであり、国際会議のメンバーでもある、ブブ・ド・ラ・マドレーヌ氏が代表の実行委員会を主催者にして、段階的にプログラムを開催。初年度は、映像や報道写真家によるドキュメント展を開催。二年目は、澤田知子氏と、ゲイ雑誌のフォトグラファーとして活躍する田口弘樹氏による写真展と、HIV陽性者やその家族らが書いた手記を併設。

最終年度には、約10年前にアートを通じたエイズ・アクティビズムで波紋を投げかけたダムタイプ『S／N』、その当時のメンバーであった高嶺格氏の一級障害者への性的介護を描写した『木村さん』の上映とトーク、ドラグクイーンショー、インド・タイ・ウガンダのドキュメンタリーなどを実施。三年間に及ぶ本プロジェクトでは、HIV／エイズというテーマに触れるための情報提供と共に、日本では耳慣れない「アート・アクティビズム」について実践する機会となった。^{fig.6}

以上のアートプロジェクトは、いずれも、様々な人が関わる事が可能なメディアである。個々の問題を顕在化したり、解決の糸口を気づかせてくれるといった結果だけではなく、



fig.6

作品やプログラムを媒介にしたコミュニケーションによって、その主題の意義や価値に関するリテラシー（読み解き能力）のトレーニングを促す、有効な手段だと言えるだろう。

6. 地産地消のサスティナビリティー

2005年、KAVCは開館10周年を迎え、それはまた震災復興10年目を意味し、さらには新開地は生誕100年でもあった。

2002年度より「新開地アートストリート」を実施。「人・まち・アートが出会い、共生する魅力的なまちづくりの実験」を主旨に、2002年度「地質調査」→2003年度「土地開拓」→2004年度「種まき・植樹」という段階的なテーマを設け、2005年度に資産運用編「新開地生誕100年の饗宴」を開催した。

ファーストステップ『新開地アートブックプロジェクト』では、眠っていたまちの魅力の掘り起こしを開始。メインナビゲーターには美術家の井上明彦氏を迎える、若手アーティストによる「曙団」（かつて新開地を徘徊していた輩の通称）とファーストステップ『新開地アートブックプロジェクト』では、眠っていたまちの魅力の掘り起こしを開始。そして、この中間報告をドキュメント展として再構成し、最終的には、まちの生態系をあらゆる角度から検証した『湊川新開地ガイドブック』



fig.7

を出版・全国の書店にて流通させた。 fig.7

セカンドステップ『新開地楽座』では、「地質調査」で明らかになった、まちの魅力と課題を元に、メインナビゲーターには美術家の藤浩志氏を迎えて、プロジェクトスタッフと共に“如何にして新開地をもっと楽しむか”をテーマに、期間限定のコミュニティスペース「新開地楽座」を運営。新設されたマンションなどに住もう若夫婦や子どもなど、新たな新開地人達の存在が見えてくるような仕掛けづくりを目指し、手づくりの茶店『かふえ「ラクや！」』、子ども遊技場『かえっこ』と『ヌイグルミシアター』、アトリエ・オフィス『想造銀行・ラクダバンク』などを設置。

期間中には、まちの散策やゲストトーク、オープンミーティングを随時開催。最終的には、集まったアイデアを披露した展覧会とクロージングパーティーを実施し、約1月に渡る共有空間の実験を終えた。ここでは、平日は子ども達が、土日は若い親子連れのリピーターが訪れる、今まで見えなかった顔ぶれと新たなニーズが開拓された。そして、そのアイデアの活用法としてオリジナルマップを作成し、現在でも無料配布している。 fig.8

サードステップ「新開地 Study」では、人と同様にまちの重要な資産といえる新開地を象徴する場の力に着目。ポテンシャルの高い場所を選び、その特色に根ざした4組のアーティスト（湊川隧道=藤本由紀夫、湊川公園=藤浩志、新開地商店街=マスダマキコ、メト



fig.8

ロ卓球場=COUMA）に、2005年秋の新開地生誕100年の饗宴のプロデュースを依頼。そのプランニングのためのStudy（研究・調査・試作）を一般に公開する機会を設けた。また、メインナビゲーターには建築ユニットのアトリエ・ワンを迎えて、饗宴のナビゲーション装置の開発と制作をオーダーした。 fig.9



fig.9

Studyを経た2005年「新開地生誕100年の饗宴」では、まちを象徴する各所でアートパーティーを実施。その後ドキュメント展で半年間の誕生祭を閉幕。4年間に及ぶアートプロジェクトは、まちのナビゲーションツールの開発を試み、“まちでしか出来ないアート・アートでしか出来ないまちの使い方”的実践が可能な機関として、アートセンターの新たな機能を提示することができた。 fig.10

2007年に開催された「神戸ビエンナーレ」。この関連企画として、KAVCではアートツーリズム・ワークショップ「神戸観考」を企画。海と山が近くコンパクトな都市規模の神戸の



fig.10

中心地区（三宮・元町）を舞台に、まちの景観を含む神戸の地脈の考察と共に、アートの最も根源的な存在となるアーティストをクローズアップした独自のプログラムを実施。神戸に縁があり、国際的に活躍する5名の現代美術のアーティストの思考と感性を廻る5つの旅（「榎忠のアトリエ訪問と食のタベ」「東芋の部屋への招待」「澤田知子を巡る5つの話」「島袋道浩と行く港町神戸の旅」「藤本由紀夫と過ごすCAP HOUSEの午後」）を通じて、多文化共生のオルタナティブ・スペースとしての都市空間の可能性を提案した。^{fig.11}



fig.11

7. 芸術の拡張機能

本来、芸術文化の価値基準は“究極の個＝プライベート”にあり、その多様な価値観の総合体が“公の価値＝パブリック”になり、文化は形成される。その「culture」の語源「Cultivate」には【土地を耕す。培養する、人を教化する。才能や精神を磨く。学問・芸術を奨励する】といったプロセスと時間を重視した行為が含まれる。

こうした熟成期間と独自の風土や文脈に根ざしたアートプロジェクトは、近年、瀬戸内で繋がる西日本でさかんなようだ。

広島ではゴミ焼却施設をアートセンター化することを目標にした『旧中工場アートプロジェクト』を実施。大分ではアートNPOを中心とした『別府現代芸術フェスティバル2009「混浴温泉世界」』が、香川では「瀬戸内国際芸術祭」が予定されている。

高度経済成長からバブル崩壊後の現在、政治・経済・産業が首都圏に集中する一方で、時間とプロセスを重視した固有の文化を育む地方の地産地消の試みは、着実に芽吹いている。この事実は、一つの勢力でありながら多様性を失わず、共通性と固有の差異の両立が可能な芸術文化が、気概のある個人の営為として不可欠であることを物語っている。

そして、かつて人が、祭祀の氏子として協働活動に従事することで価値観や経験を共有していたように、地域でのアートプロジェクトは、現代における新たな地縁関係を創造する秘策であると共に、芸術の文脈を拡張する新機能なのかもしれない。

そこで今、港町、海と山に挟まれて東西にのびる立地、異人館、トアウエスト、中華街、旧居留地、高架下、メリケンパークなど、魅力的なまちの財産が一日でも堪能可能な“コンパクトシティー神戸”的魅力を活かした先駆的／実験性に富んだアートプロジェクトが希求される。多様な価値観を育むための“地産地消”的試みが、新しく多様な「神戸らしさ」の創造へと貢献するのではないだろうか。

■掲載画像の提供

神戸アートビレッジセンター

■引用・参考文献

森司他（監修）artscape編集部（編）『アートスケープ・クロニクル1995-2005』トランスアート

「ジョルジュ・ルース 廃墟から光へ 阪神アートプロジェクト」カタログ

井上明彦他（編）『湊川新開地ガイドブック』（神戸アートビレッジセンター）

大日本印刷株式会社運営／webマガジンartscape「現代美術用語集」

港で出合う芸術祭 「神戸ビエンナーレ」の実施とこれから

神戸ビエンナーレ2007実行委員 京都嵯峨芸術大学教授 大森正夫

氾濫する情報の震源地が画一化する現在、地域アイデンティティーに責務はないのであろうか。そして、国際基準として蔓延したアート概念が日本の芸術文化に新たなる可能性を見出す事はないのだろうか。

1. はじめに

「神戸は、その地理的・歴史的条件により古くから陸海の交通の要衝として栄え、異文化交流の最先端として、多様な芸術文化の流入を体験し、現在に至るまで、その多様で重層な文化が根付き、共存して発展してきました。また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により傷ついた心を癒し、復興への勇気を与えてくれた芸術文化の感動は、市民にとって忘れぬものとなっており、芸術文化は震災復興の活力となって大きな役割を果たしました。

こうした神戸のまちの歴史・経験を踏まえ、震災後10年を機に文化を活かしたいきいとした進化するまちづくりの基本理念として、平成16年12月4日に「神戸文化創生都市宣言」を行いました。神戸に芸術文化の力を結集して内外に発信する機会を設け、神戸の芸術文

化の更なる振興をはかるとともに、まちのにぎわい、活性化につなげる試みとして、2年に1度の芸術文化の祭典「神戸ビエンナーレ」を開催します。

神戸ビエンナーレ2007のテーマは「出会い～人・まち・芸術」。港町としての発展を象徴するコンテナを用いて、芸術文化が集い出合う場をつくります。現代アートから伝統芸

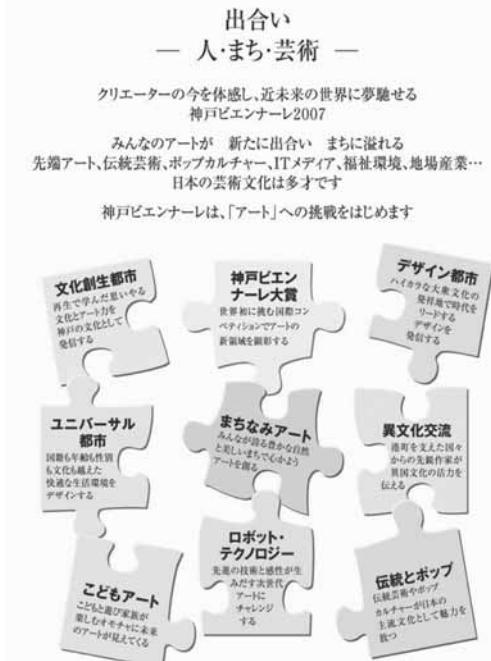


図1 配付パンフレットでの趣旨説明

術、伝統文化、デザイン、ファッションなど、多様性の共存と融合の中に創造性の探求を目指します。」

これが神戸ビエンナーレ2007の開催趣旨であった（図1）。

海外の新しい文化をいち早く取り入れてきた「まち」ならではの活発な芸術活動^(*)は「オシャレなまち・神戸」のイメージを定着させるとともに数々の芸術文化の発祥地として名を馳せてきた。神戸という都市のもつ文化力に「芸術」と「まち」の未来を託した企画が、「神戸ビエンナーレ」である。ビエンナーレという隔年開催の継続事業は、市民ネットワークの定着や都市環境の充実にとって有効な方法なのである。

本稿では、その構想と実践への取り組みを報告する。

2. 芸術祭開催がもたらす都市への貢献

今日、世界各地で開催されている芸術祭（ビエンナーレ、トリエンナーレと称される大小各種の「国際現代美術展」）の背景にある政策上のメリットは下記のように要約できる。

（1）地域間にある文化的アイデンティティーの格差是正

特定の都市に集中する情報や価値の分散または地域特性の生産ないしは再評価する事業を通して、他地域にない文化的アイデンティティーを発信しようとする動きである。海外の例では、イタリア・ヴェネツィアでのビエンナーレ、ドイツ・カッセルでのドクメンタ、韓国・光州でのビエンナーレ、国内では新潟県十日町市での越後妻有トリエンナーレや横

浜市の横浜トリエンナーレなどを挙げることができる。これらは自治体あげての大事業の例であるが、NPOや民間団体主催の開催例も年々増加している。それらの多くが地方都市というポジションを有効に活用し、観光客誘致をはじめ都市イメージと市民意識の変革に成功しているようである。

（2）都市イメージ、ブランド力の向上

現代芸術の評価には不安定感がつきまとるものである。すなわち、未発表・未評価の作品や分野の認証などを率先して行う事にはリスクが伴う。それ故に、その地域の行政や市民の文化的包容力および文化度の高さが要求される。しかし、このことは同時にその地域の文化的ポテンシャルの高さを国内外に示し、都市イメージの向上をはかることにも直結するのである。

国際的な映画祭を開催するカンヌ、ベルリン、メルボルン、また美術祭でのヴェネツィア、シドニー、ミラノなど、都市規模や歴史背景とは無関係に文化度の高い都市イメージは広く定着し、都市全体のブランド力も市民意識ともども向上しているのである。

（3）市民活動の活性化

市街地や農村集落を使い、市民が自主的に企画・運営するアートプロジェクトには、ワークショップやボランティア活動など、市民参加のイベント事業が多く、まちぐるみでのコミュニケーションが強化されるのである。過疎地や空き家の再生、商店街の活性化、作家にとっての発表の場づくりなど、その目的も方法も多様であるが、アート（またはアーティスト）と鑑賞者（または市民）とのコミュニケーション自体が作品として捉えられたり、環境そのものがアートとなりうることを再認識する意味において新たな芸術との関わり方

が地方・市民にも定着してきている。国民文化祭にも2005年から現代美術展が加わり、美術を地域の活性化に導入しようとしている。

市民それぞれが活動する組織や市域に点在する文化事業の全貌は一市民や行政サイドが単独で掌握できるものではない。しかし、それらがネットワークとして結びつき関係性をもつことになれば、まちと人のポテンシャルを相互に確認することができると同時に市民活動の向上と円滑な運用に寄与することもできるであろう。

芸術祭は、国の威信を懸けた恒常的な芸術祭から市民や作家の有志がまちの活性化をはかるために行う一過性のイベントまで、時代と地域の事情に伴い事業の性質も目的も異なるが、いずれの場合でも主体となる「人」や「まち」にとって「芸術」は大きな意義をもたらす事業なのである。

また、「まち」が有つ潜在力は全国一律ではない。地域には地域固有の特性があり、それぞれのイメージと可能性を有している。それ故に芸術祭の意義は、一地域としての「まち」がもつポテンシャルの解釈と認知するアイデンティティーの活用施策に負うところも大きくなる。



図2 「出会い」のテーマスキーム

神戸の場合、上記の「人・まち・芸術」は、「経済・環境・福祉」という具体的なテーマへの展開を前提にしていた（図2）。

3. 神戸ビエンナーレにおける「地域」概念

まちづくりを支えるものに、地域と時代のアイデンティティーがある。

地域性と時代性は「まち」の活力の現れであり、全国または世界的に流布する価値や形式を表象的に採用したり、単純な差異表現によって検出できるものではない。芸術祭の場合、ヴェネツィアビエンナーレを筆頭とする世界各地で開催される国際現代芸術祭で承認される価値基準の確認と巡回展示による世界的な普及活動は、情報の共有化には貢献できているが、各国、各地域が「地方」としての役割を果たし地域の固有性を放棄することに陥っているのである。地域は固有の場所と歴史に生きている存在であり、特定の価値からのヒエラルキーに左右される存在であってはならない。しかし、各地の芸術祭において作品選定という立場で巡るディレクターやキュレーター、さらには選出された作品とコンタクトするバイヤーの如きギャラリストたちにはネットワーク上の地域としての固有値としてしか見えていないような結果を生み出し続けている。

今日の芸術活動に、市民参加のワークショップや環境利用のインсталレーションが増えているのも地域との関わりの重要さに気づき始めている証であろう。また、芸術を商品性の強い芸術品として取り扱うのではなく、意識の伝達ないしは文化の継承として捉えることが可能となれば、芸術祭は地域の歴史と文化、そして人と人との結ぶ格好のまちづくりとして定着するのである。

さらに文化には、不易と流行がある。地域の活力を衰退させないためには、歴史性と時代性を併せ持つキャパシティーが必要なのである。地域が地域としての魅力を發揮することは、負のイメージでのローカリティーの表出に開き直ることではなく、地域を形成する潜在力を顕示することなのである。

このような意味において、神戸は日本においては「地域」を代表できるまちである。それは伝統と先進性に彩られた歴史を有する日本有数の都市として全国的にも認知されているからである。

神戸でなければできない芸術祭、そして神戸の芸術祭でなければ巡り合えない芸術と関わる人々。

神戸は特出した地域性を有するまちであるが、震災の影響もあり芸術文化を積極的に発信する機会からは遠ざかっていた。「経済の復興から文化の創生へ」向かう施策として、地域性を再認識・再評価する事業が必要となつたのである。そこで、神戸ビエンナーレが格好のものとして企画されたのである。

また、神戸ビエンナーレでは、「神戸」を日本の地域として捉えると同時に「日本」を世界的視野と時代的観点から独自の文化を内包し発信し続ける貴重な「地域」と捉え、敢えて国際語として浸透する「アート」、すなわち西欧近代美術によっての解釈と評価に重きを置かず、日本と神戸という地域と現代の要請に素直な眼差しを向け続ける芸術祭を目指したのである。

4. 神戸ビエンナーレのテーマ

神戸ビエンナーレが目指すものは、2007年のテーマ「出会い～人・まち・芸術」に託されている。さまざまな芸術文化が、さまざまな人と出会い、まちに溢れる。

また、「アート」を「地域」概念の再評価から、「地域」を「アート」活動の再認識から創生しようとした芸術祭でもある。従って、神戸ビエンナーレは、世界各地で開催される主要な国際現代美術祭と連携するが既存のスタイルに範をおくものではない。神戸の都市イメージと芸術文化の創生を「神戸らしさ」の再認識・再評価からはじめた新しいスタイルの総合芸術祭である。

国際性の名の下に地元の文化と直接的に関与しない分野や作家の導入によって地域の活性化をはかる祭典ではなく、さまざまな価値が混在し独自に育成されている地元の芸術文化力、さらには世界が注目している最新の創造拠点でもある「日本のポップ（ポピュラー）カルチャー」を広義的解釈のもとに再認識・再評価する場をつくり、地域の誇りと意識の改革をはかろうとしたのである。

多彩な芸術文化との「出会い」をテーマにした「神戸ビエンナーレ2007」には、国内外の7000を超えるアーティストや芸術団体が参加し、まち中の会場には予想を遥かに超える多くの人々（メイン会場では目標入場者数10万人に対し14万4千人、連携・協賛事業には150万人以上）が観覧し、神戸の祭典として一定の評価を受けたのである。しかし、数字にとらわれることなく、当初に掲げていた4つの基本理念を整理しておく。



メイン会場（メリケンパーク）風景

5. 神戸ビエンナーレ2007の理念

神戸ビエンナーレ2007では多彩な展示・イベント（図3）を実施することになったが、それらの構想はテーマの下に提唱した次の4つの基本理念を背景に実施したものである。

（1）神戸らしい都市イメージの発信（神戸ブランドの再構築）

まちづくりにはインフラ整備も含めハード面でのデザイン戦略が欠かせない。しかし、行政指導型のデザイン提案に世界共通の時代性が反映することはあっても表象的な引喩を除き地域文化が反映することは稀である。ましてやそこから地域固有の文化が創生されるということは望めない。特に、歴史・文化を有する都市の場合、都市基盤の整備に必要なのは都市に関わる人々の意識の生成に焦点を当てる計画、すなわち地域アイデンティティーの所在を再認識できるアクティビティー（市民活動など）を誘発する事業の構想が必要と

アート・イン・コンテナ 展	ロボット アート展	ユニバーサル デザイン(UID) ポスター展	エイブル・アート (重複するもあつたアート) 「仲間たち」展
12mの巨大コンテナに隠された 新たなアートチャレンジのアート 世界が広がる	人口ロボットの「かわいじ」 開拓者は生きるのか? 基 本機能チップが誰が持つ べきか世界	直木でもやもやとしたたりや すい、ユニークなデザイン シンボルを神戸から発信	障がいのある人たちのアーティ スト・エイブル・アート(可動性 の芸術)を通じて; 交流の 輪を広げる
KOBE Hair Art Collection	スイーツ デザイン博	玩具展	現代陶芸展
美術を通してアートへのア プローチを試みる	さまざまなデザインの「神戸 お菓子」展	アートで美味しい創作おもち や一口くちろう! もちくわー!	現代陶芸とは何か? 伝統、 前衛を問わない組合新藝術 による作品を鑑賞
ARTISTIC PHOTO COMPETITION	浮遊する オブジェ展	大道芸コンペ ティション	招待作家 展示
新しい発想と技術により、新 しい世界を表現する写真家 コンペ	三宮センター街、元町商店 街のアーケードがギャラリ ー化誕生	身は貴族のアーティストである大 瀧谷が北国から神戸に上陸 する一大エバンゲリジョン	神戸とつながりの深い國際・ 中国・トナミ・インドからア ーティストを招請しての作品 展
子ども絵画 コンクール	いけばな 未来展	工芸 ~ひとの手の 不思議~	日本画 洋画
こどもたちの感性、無農 薬栽培の野菜を育む	自動化LEDの花道まき、伝 統的いけばなをはじめて今 までにないいけばな芸術を 披露		
書 作家展	アートフリー マーケット アートオーケション	アート・ ランドマーク・ ステージ	チャペル コンサート
書が描き出す無限で壮大な 世界を表現する	古美術作家のオーナーが、 古美術からもアート作品を 集めたフリーマーケットを開 催	池上本門別荘の華麗なアーテ ィスト画廊で、クラシック、舞踏など のイベントが神戸が持つられる	隠居ホテルのチャペルでチ ケットでコンサートを鑑賞

図3 開催事業コンテンツ

なる。そこで提案したのが、地域固有の芸術文化の見直しと発信を継続的に行える事業であった。

一都市が既に培っている地域アイデンティティーを発掘する作業は容易なはずであるが、現代の日本においては芸術および文化に対する固定観念および評価に対するヒエラルキーがあり、地方都市と自認する地域には自他共に誇らしく顯示できる芸術文化が少ないという先入観に捕われがちである。都市のイメージ生成に横たわる問題点は画一化、換言すればグローバリゼーション準拠を是とする価値観の浸透である。それぞれの都市が培った文化には固有の価値があり、それぞれの創造活動を評価できる固有の基盤が必要なのである。「地域らしさ」を有する神戸に、「地域らしさ」から都市基盤を創生するスタイルの発信を期待したのである。

日本有数の異文化交流の歴史をもつ神戸の場合、国内外からの一定の評価を得た作家作品を収集展示することに重きをおくより、「まち」が有する芸術文化の多彩性、多様な価値の受容性を発信することこそが「神戸らしさ」の文化的再生につながるのでないか、との思いから事業内容を決定していった。さらに、この構想自体が世界に発信すべき、また世界が求めている「日本らしさ」を代弁することにもなろうと構想した。現代アートだ



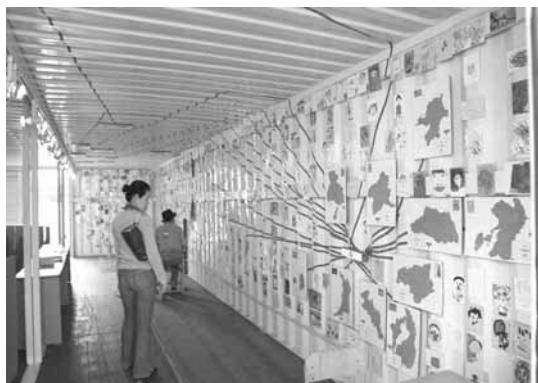
湊川神社でのプレイベント「DKライブ」

けでなく、神戸にゆかりの深い伝統芸術や地元の芸術活動、さらにはまちかどでのアートやユニバーサルデザインなど、古今の生活文化を彩る多様なる日本の市民芸術活動（ポップカルチャー）を結集することにしたのである。

(2) 新ジャンルの提案と若手アーティスト等の育成

多くの芸術祭が採用している一部の美術専門家による作家選抜展示形式ではなく、誰もが応募できる「コンペティション形式」を積極的に採用することにより、これまで企画および評価されなかった分野やアーティストに発表の場を提供することにした。

アート概念を拡張する時、ジャンルを越えた世界に期待する時、すべての人に可能性を求める時、コンペティションは有効な手段である。コンペ形式は、実績あるアーティストを招集したり、認知済みの芸術分野を展示するほどの安定感はないが、アートに不可欠であったはずの新たな取り組みへチャレンジできる形式であり、若手アーティストの発掘、育成においても大いに意義のある機会となっただ。子ども絵画を含めて世界各地約6000点の作品応募があり、入賞、入選作品は約500点にのぼった。特に、神戸に関係し今後に期待すべき新たな表現ジャンルを検討し公募を行っ



エイブルアート・世界から届く「ゆうびん芸術」展

た。さらに、新ジャンル故に重視した審査員構成は、各領域の第一人者に依頼すると同時に、同一領域の専門家を複数名配さず、審査委員長も置かないように心がけ、多様なる視点と同等の評価基準から厳正に新たな創造を捉えられるよう試みた。その結果、幅広い層のクリエーターの応募参加を促すことが実現でき、審査会での意見は分かれ紛糾する場面が多く、その議論と結果にコンペティションならではの成果が出ることも確信できた。

(3) 多種多様な芸術文化の交流・融合

美術館は世界各地に建設され著名な作家の作品が容易に閲覧可能になった上、ネット検索も日常化した現在、美術作品の見本市としての芸術祭の機能を転写する時代ではない。特に、多様な芸術文化の流入により独自の文化都市を形成し発信してきた神戸の場合、既存の芸術領域を披露することに留まらず、新たな出会い、新たな価値観の創造事業の展開によって「神戸らしさ」の創生を目指した。そこで、地元文化と関係の深い分野の振興として以下のようないわゆるジャンルをクローズアップした。

- ① 日本のポップカルチャー^(*)2)
- ② ロボットなどの先端工学
- ③ いけばなや書などの伝統芸術^(*)3)
- ④ 現代美術を担った地元作家^(*)4)
- ⑤ 多様な地元市民の芸術活動
- ⑥ アートとしての認識が低かった分野

また、神戸ビエンナーレは、あえて「アートビエンナーレ」と命名しなかった経緯がある。それは、定着する「アート」概念に捕われず、今日の、そして本来の芸術文化のあり方から「アート」を再考し、生活に欠かせない芸術文化の総体である「まちづくり」を提案することにも主題があったからである。

そこで、これまで芸術祭では扱われること



会場広場と間伐材アート



家族連れて賑う「おもちゃ」展



子どもに人気の「アートインコンテナ」展



兵庫県立美術館での100日前シンポジウム

が少なかつたり未知のジャンルである「いけばな」「書」「工芸」「現代陶芸」「ロボットメディア」「ユニバーサルデザイン」「エイブルアート」「子ども絵画」「おもちゃ」「大道芸」「アーティスティックフォト」「洋菓子デザイン」「ヘアーファッション」などの展示・披露から、「まちかどアート」としてビル壁面や神戸発祥のアーケード商店街などの市民生活の場を活用しての「浮遊するオブジェ」展などを提案した。また、視覚表現に限らずチャペルやアート作品である会場内のステージを使っての各種の「コンサート」や「落語」なども取り上げた。さらに、異国文化との交流の歴史をもつ神戸を再認識する機会として、ゆかりの深い国々の芸術文化を「海外招待作家」展として紹介した。

これらは、日本の『伝統芸術』でも『ポッ

プカルチャー』でも『先端科学』でも『地場産業』でもあり、『福祉活動』でも『子ども文化』でも『都市環境』でもある。雑然とも見えるイベントのラインナップは、拮抗と共存との複合的な領域であると共に現代の市民生活には欠かせない神戸の、そして日本の芸術文化の多様性と先端性を引きだした結果である。新たなジャンルへの問い合わせにはシンポジウムも多用し、市民の前で議論を深めることにも努めた。多くの鑑賞者に、そして多くのクリエーターに戸惑いと期待を与えつつも、少なからず抱いていた芸術文化の垣根を壊す役割の一端は果たせたのではないだろうか。

(4) 芸術文化を活かしたまちづくり

神戸において長年続いた須磨離宮野外彫刻展の影響もあり、神戸のまちでは彫刻美術と身近に接することができる。しかし、神戸ビエンナーレが果たす役割は、単に芸術作品の設置を行うものでなく都市環境そのものの創造性を高めクリエーターや市民が積極的に関われる場となるきっかけをつくっていくことである。



図4 協賛事業開催場所（神戸市域）

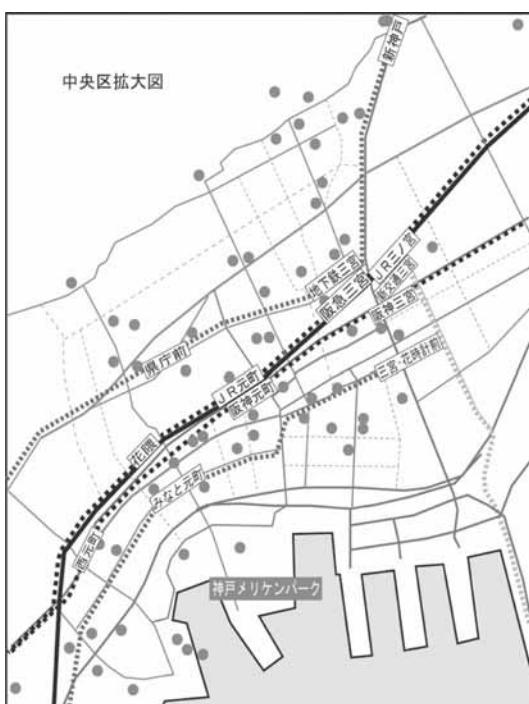
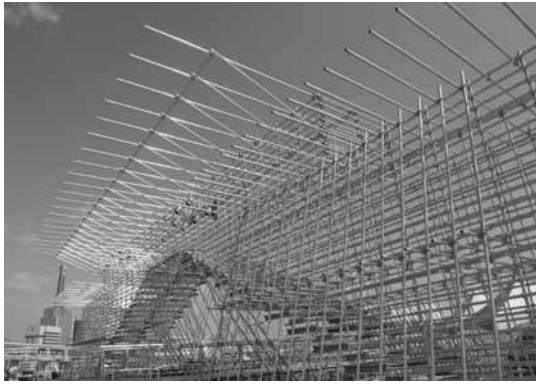


図5 協賛事業開催場所（神戸市中央区）

神戸ビエンナーレを機に神戸市域で行われている芸術文化活動のネットワークを確認し、関係を強固にするために連携、協賛事業を積極的に展開したのである。まちと市民のボランティアを一同に視覚化できる機会になることを願っていたが、神戸ビエンナーレが「まちぐるみ」での事業であるとの印象は発表当初より市民に浸透していたようであり、参加した連携・協賛事業は、約200事業にものぼった（図4、5）。その結果、市中各所における芸術活動は、少なくとも150万人を超える人々が関わったのである。入場者数の実数を挙げることは難しいが、市中に多彩な芸術活動が神戸ビエンナーレの事業として一斉に展開され、多くのアーティストのみならず多くのボランティアスタッフ、また多くの公的施設や企業が積極的に関わり活動したことは数字を越えた収穫であった。

6. 地域の力、芸術の力

神戸ビエンナーレは「芸術祭」と称するより「博覧会」もしくは「時代祭」と命名した方が分かり易い側面がある。しかし、1851年にロンドンより発祥した万国博覧会こそが総合芸術祭とも言うべきものであったのではないだろうか。それまで見たことがない世界各地域の優れた物品または最先端の工業製品を披露し顕彰する場であり、時代の最先端の技術を競い、それを享受できる都市であることを競い合ったのである。今日の万博は、芸術ジャンルを除く技術の祭典の色合いが濃いものとなっているが、1895年に始まったヴェネツィア国際美術展もいつしか狭義の美術作家、美術品の見本市会場と化しているのである。情報と物品の流通が容易になり世界各地の美術館で同類のものを体験できる時代になった今だからこそ、時代の息吹と創作意欲、そし



ライブ会場となった「アートランドマークステージ」で地域への誇りをかき立てる「出会い」の場が不可欠との思いで実施した祭典である。

コンペティション形式の美術展に一定の成果が認められ、時代に呼応した先進的なものから地元に根付く伝統的なものまでの多様なジャンルの披露に多くの市民が観覧し、先入観による芸術概念の拡張にはある程度成功したと判断できるが、一般市民の参加とまち並みそのものとの連携、地域および地域団体との調整、芸術概念および芸術業界との関わり、新ジャンルへの企画準備、運営組織・資金づくり、広報体制など、今後取り組まなければならぬ課題はいくつか整理してきた。

7. 神戸ビエンナーレのこれから

第2回展となる神戸ビエンナーレ2009は、「わ wa」がテーマである。21世紀の地球環境および文化創生のキーコンセプトとして環境との共生に美意識をもつ日本の文化力を提示したのであるが、これは第1回展の基本理念「出会い」の具体化でもある。

「わ wa」は、日本の文化を念頭におくコンセプトであるが、神戸ビエンナーレは単なるナショナリズムと外交戦略として日本の文化を取り上げるのではない。現在、世界が日本の文化に向ける関心は、これまでのブームとは明らかに様相を異にする好意的な動きで

あるにもかかわらず、「日本」と「ポップカルチャー」というコンテンツに対しては否定的な見解が依然多数派を占めているのである。

文化力が注目される「ソフトパワー」^(*)5)の時代に、「GNC（国民総文化度）」^(*)6)を世界に突出して産み出し、世界に圧倒的な影響を与える、文化的にも技術的にも世界の最先端を行っている国として「日本」が位置づけられている今、日本の新鮮なアート感を結集させることは一地方での催しであってもローカルな価値ではないのである。

第2回展では、自然環境問題にも取り組み、神戸の地場産業ともいえる「園芸」^(*)7)を基本にした「グリーンアート」という新ジャンルを提唱する。また、「災害」から学ぶ文化にも目を向け、ドキュメンタリー映像の分野も検討している。

神戸ビエンナーレが神戸の芸術祭として維持すべきことは、同時代と地域の問題に目を向け、先入観なく真摯な姿勢で求められるものを求め、提案すべきものを受け入れ発表し、多様なる価値を内包する多彩な芸術文化を尊重の上、相互が出会える場を形成すること、と考えている。

そこに神戸の都市が有するポテンシャルとアイデンティティーの高さがはかられ、まちと市民に活力を呼び起こすと信じている。

アートが本来の力を回復するために、アートに携わる者たちこそが真に自由に理想を語る場を創らねばならないのであり、地域が本来の力を回復するために、地域に携わる者たちこそが真に自由に現状を伝える場を創らねばならないのである。

その場として神戸ビエンナーレが発展することを願っている。

(*)1) 第2次世界大戦直後の前衛いけばな運動、具体美

術協会の設立、ビエンナーレ形式の須磨離宮公園野外彫刻展、兵庫県立近代美術館でのアート・ナウ展など、震災までの活発な活動は美術界に大きな影響を与えていた。

(* 2) 2002年の招待出展から華道家・吉田泰巳（光州ビエンナーレ名誉広報大使）の働きかけで、光州と兵庫・神戸の交流が続いている。

(* 3) 2006年設立された外務省のポップカルチャー審議部会も、ポップカルチャーを「一般市民による日常の活動で成立し、生活の中で使いながら磨くことで成立した文化」として捉え、「浮世絵、焼物、茶道などは、其々の時代における当時のポップカルチャーであった」と改めて定義づけている。また、文化外交への活用にあたっては、「特に新たな時代の流れを切り開く最先端の分野で、広く国民に受け入れられ、強い浸透性と等身大の日本を表す思想性を有するものを対象にすべき」と結論付けている。さらに、2007年6月には内閣府も「伝統とテクノロジーが織りなす〈文化資源大国〉日本」などの現状認識の上に、「我々自身が日本の魅力を再評価し、評価軸を自ら世界に発信する側へ」などの基本理念を立て、具体的な政策を組む必要を提言するに至っている。それ故に、日本のポップカルチャーは、先端と伝統が共存する文化と解釈し、ロボット、コスプレ、ファンション、いけばな、工芸、書、落語など多様な分野を扱うことにした。

(* 4) 特別出展作家、ポスターや神戸ビエンナーレ大賞トロフィー、さらに間伐材を使ったアート制作や各種の展示・コンサートなどを神戸に関わる各界を代表する作家に協力依頼した。

(* 5) ハーバード大学教授ジョセフ・S・ナイが提唱する概念。軍事力などのハードパワーに対し、ソフトパワーとは魅力によって望む結果を得る能力のことであり、国の文化、政治的な理想、政策の魅力によって生まれるもののことである。

(* 6) GNC=Gross National Cool。米国ジャーナリストのダグラス・マグレイが提唱した指標。「文化的な影響力、格好良さ」と言った意味合いであるが、GNCにおいては日本が世界の超大国と位置づけられている。

(* 7) 神戸市は美しい都市環境の形成をはかるため美緑花運動の展開を積極的に進めるなど、市民レベルでの園芸文化が蓄積されている日本を代表する環境先進都市である。

これまでの神戸の文化施策と 神戸ビエンナーレ2007

神戸市国際文観光局長 大森伸一

神戸市は国際港湾都市として発展し、神戸は国内外の人、物、情報の交流の拠点として重要な役割を担い、新しい文物を全国に紹介してきた。すなわち開港以来、外来文化の導入・加工・伝達を行い、「文化の翻訳と伝達」という機能を果たしてきた。映画、音楽、スポーツなど、日本で最初という意味の「こうべはじめ」の数々がここから生まれ、それらの多くが市民に身近な生活文化に関するものであった。新しい情報を吸収し発信することで、先駆性、多様性といった神戸らしい文化風土を培ってきた。神戸の都市イメージの基礎にある「国際性」、「開放的で自由な気風、風土」、「異国情緒」などは、こうした外国文化の窓口として発展してきた神戸のまちの歴史と、それに伴う諸外国との交流の中から生まれてきたものである。

また、それは神戸が国内・海外からの多様なものを受け入れてきて、文化の受容に寛容であったことによると考えられる。

こうした神戸の文化都市としての経緯とともに展開してきたこれまでの神戸の文化行政のあゆみを振り返っていく。

1. これまでの神戸文化行政

(1) 【1945年～1973年】

－社会教育講座からの展開－
(市民の文化活動支援)

戦後間もないころの文化施策は、1948年に教育委員会が開設した政治・文学・経済などの「社会教育講座」を中心であった。

そのような中で、美術では、1949年から「神戸市民美術教室」が始まり、小磯良平画伯（1984年に文化勲章受賞）や田村孝之介画伯（のち二紀会理事長）らが関わり、全国的に有名となった。この教室は現在、区民センター等で開催されている「絵画教室」に受け継がれており、この美術教室が神戸の美術界に果たした役割は大きいと考えられる。

また、「母親コーラス」など音楽を親しむ団体が発足し、その活動は「合唱の神戸」、「合唱王国兵庫」として全国的に有名になった。1963年に21団体の合唱団により「神戸市母親コーラス連絡協議会」が結成され、その精神が現在にも受け継がれている。

(芸術文化の鑑賞の場・機会の提供)

1968年に、「神戸須磨離宮公園現代彫刻展」が開催され、以降1998年まで2年ごとに開催

した。

能・狂言の分野では、1972年に湊川神社内に、湊川神社創建100年祭記念事業として、神戸における能楽の殿堂としての神能殿がオープンした。

また、神戸市有数の庭園である相楽園内にある旧小寺家厩舎を「厩画廊」として、市民の芸術作品発表の場に活用した。

芸術文化の鑑賞の場として、池長孟氏個人の美術館が1951年に神戸市立美術館として整備された。(後に1965年「神戸市立南蛮美術館」として整備。)

1964年には、国際会館を会場に「市民劇場」を開催し、後に新設した文化ホールの自主公演に引き継いでいくこととなった。

(まつりを通じた「都市文化」の創造)

神戸を代表するまつりとしては1933年から「みなとの祭」が開催されていたが、この「みなとの祭」と1967年に神戸開港100年祭の一環として開催された「神戸カーニバル」が1971年に統合され、市民がつくる「神戸まつり」となり、現在まで親しまれてきている。

(2) 【1973年～1981年】

－文化振興に向けた基礎づくり－

(余暇活用、生涯学習の観点からの文化活動の推進)

この時期より、市民の余暇活用と生涯学習という観点から文化活動の推進が取り上げられるようになり、神戸市の体制としても、市長部局と教育委員会が共同して文化行政に取り組むことになった。

(文化施策の基礎づくり)

文化施策の柱としては、1973年に文化功労者の表彰制度が設けられ、これに基づき、毎年文化賞及び文化奨励賞が贈られるようになった。

また、同年、芸術活動を行う人々による相

互協力と市民のための芸術文化の推進を図るため、「神戸市民芸術文化推進会議」が設立され、1981年に「神戸芸術文化会議」となり、現在では、約760名の会員が所属している。

さらに、演劇、コーラス、音楽など神戸文化の殿堂として、1973年10月、「神戸文化ホール」がオープンした。

この1973年は、神戸の文化行政の重要な節目の年であったと言える。

(芸術文化からのまちづくり)

1973年より「彫刻のある街づくり」を着手し、「花と彫刻の道」の整備など「ミュージアムシティ・神戸」を目指した。神戸須磨離宮公園現代彫刻展(1968年)や神戸具象彫刻大賞展(1983年)の入賞作品を市内各所に設置し、まちづくりに寄与した。

(市民レベルの文化振興と「市民文化」の核施設の建設)

市民レベルの文化振興を図るため、市民の日頃の美術活動の発表の場としての「市民美術展」(1973年)、クラシックやポピュラーなどの分野ごとにアマチュア音楽家の育成と市民音楽の普及を図る「市民音楽祭」(1977年)が開催され、演劇部門では、「市民演劇祭」(1974年)が開催された。

また、1974年には、文芸活動の発表の場として、市民文芸集「ともづな」が発行され、以降1985年の第13号まで刊行された。なお、現在では、その「ともづな」を発展させ、「こうべ市民文芸」として発行しており、市民の文芸創作活動の発表の機会と場を提供している。

さらに、市民の文化活動の拠点として、兵庫勤労市民センター(1973年)、六甲勤労市民センター(1974年)、新長田勤労市民センター(1980年)、北区民センター(1974年)、東灘文化センター(1976年)を開設した。その後、1区1区民センター等を整備する考え

方のもと、現在では各区に区民センターまたは勤労市民センターを整備している。

(芸術文化への本格的な取り組み)

クラシック音楽の本格的な取り組みのひとつとして、1981年には「神戸室内合奏団」が設立された。この合奏団は地方自治体が全国で初めて設立した室内楽団で、現在、全国的にも高い評価を受けている。

(3) 【1982年～1988年】

－幅広い文化施策の展開と市民参加－ (全市的な文化行政への取り組みの推進)

1982年に、教育委員会文化課にあった文化に関する仕事を、市長部局の市民局に移し、統括的に文化行政の取り組みを進めていく体制を整えた。

この年には、市民の幅広い多様な文化的欲求に対応し、神戸文化を育て、自由な発想にもとづく文化活動の豊かな展開をすすめるために神戸市民文化振興財団を設立した。

また、同じくこの年に神戸市立博物館をオープンさせた。

(協働による文化行事の開催)

1981年から、神戸文化ホールなどの市内の文化施設で、内外の音楽、美術、映画、演劇などの幅広い文化行事を集中的に開催する「神戸 秋の芸術祭」を開催した。また、1982年には、北野町一帯で国内外のプロ・アマが集いジャズを演奏する「神戸ジャズストリート」がはじめて開催された。

(ユニバーシアードを契機とする文化イベントの充実)

1985年には、ユニバーシアード神戸大会の関連文化行事として、神戸国際フルートコンクールや日本アマチュアシャンソンコンクールを開催した。両コンクールとも回を重ねるごとに、高い評価を受けることとなったが、中でも神戸国際フルートコンクールは、その

後4年毎に開催されていくとともに世界のフルート界への登竜門としての高い評価を得、現在では世界4大フルートコンクールのひとつとして評価されている。

(4) 【1989年～1994年】

－より豊かな市民生活を目指して－

(音楽文化の推進)

平成に入り、一層の文化振興を図るためのひとつとして1989年に、地方自治体で初めてのプロの混声合唱団である神戸市混声合唱団が創設され、高い評価を受けるとともに、1994年には、室内合奏団とともにさらに飛躍させ、神戸の音楽文化をより一層推進するため、神戸市演奏協会を創設した。

(文化施設の整備充実)

文化施設の整備としては、1991年に埋蔵文化財センターがオープンするとともに、西区民センターや東灘区民センターの整備や企業との協働によるタウンギャラリーの展開など、整備充実に努めた。

(美術分野での展開)

美術分野では、1992年11月に、小磯良平画家の偉業を顕彰する小磯記念美術館を六甲アイランドにオープンし、また、わが国洋画壇の登竜門としての「小磯良平大賞展」を創設した。

さらに、神戸市立博物館では、「アーバンリゾートフェア'93」の一環として「ルーヴル美術館200年展」を開催し、約60万人の鑑賞者を集めた。

(5) 【1995年～2003年】

－震災復興と文化施策－

(阪神・淡路大震災からの復興)

1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、多くの尊い命が失われ、神戸市民の多くはその生活基盤に大きな打撃を受けた。

文化施設も例外ではなく大きな被害を受けるとともに、20年以上継続して開催してきた「神戸まつり」も中止することとなった。

震災によって、文化施設は大きな被害を受けるとともに、使用可能な施設は避難所として被災者の救援にあたった。これら施設も3年後の1998年4月に全て再開することができた。

震災の翌年から毎年1月17日に開催された神戸室内合奏団と神戸市混声合唱団による「レクイエムの夕べ」は、1月17日の文化事業として定着している。また、2005年1月には、震災10年の節目として、混声合唱団とNHK交響楽団とのジョイントコンサートを実施した。

1996年4月には、戦前、神戸の都市文化を育んできた新開地に新しい神戸文化の創造拠点として「神戸アートビレッジセンター」をオープンした。

また、1997年に、日本ではじめてのファッショングに関する美術館として、六甲アイランドに「神戸ファッショング美術館」を整備した。

2003年には、兵庫区切戸町の遊休施設（旧ガデリウス社屋）を利用し、アート職人が創作活動や地域住民等との交流活動を行い、アートを活かしたまちづくりを進めていく実験的プロジェクト「兵庫津NEOアルチザン工房」をスタートさせた。

（神戸市文化指針）

「神戸市総合基本計画」（2025年目標年次）の基本理念や「第4次神戸市基本計画」（2010年目標年次）に沿って、中長期的な展望に立った文化行政の方向性と施策を具体化するものとして「神戸市文化指針」を1995年（平成7年）12月に策定した。市民の価値感や生活様式の多様化、国際化、情報化など社会情勢の変化が著しく社会のあらゆる局面においても新たな対応がもとめられていた状況

に加え、阪神・淡路大震災からの復興とともに文化のあり方を考え、神戸市文化指針では、中長期的な文化行政の方向性として、「文化交流の促進」、「神戸文化の創造」、「市民文化の創造」、「伝統文化・地域文化の保存と育成」、「阪神・淡路大震災からの文化復興」の5つ基本目標を掲げた。

この基本方針が、後の神戸文化創生都市宣言、文化創生都市推進プランへと引き継がれていくこととなる。

（6）【2004年～】

—文化創生都市の実現に向けて—

（神戸文化創生都市宣言）

震災10年を機に、まちの魅力を再度見つめ直し、文化を活かしてこれからの中戸をどのように創っていくのかを、市民と考え、市民とともに目標とする基本理念として、「神戸文化創生都市宣言」を2004年12月4日に宣言した。

この宣言文の策定については、神戸市文化行政にとって非常に重要な背景と検討過程があった。まず、国において、2001年12月、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進することを目的に「文化芸術振興基本法」が公布・施行され、2002年12月には、同法に基づく国の基本方針が閣議決定された。それによると「地方公共団体においても、主体的に多様な地域特性に応じた施策を策定・実施すべき」との方向性が示されている。この流れを受けて、いくつかの地方公共団体において文化振興のための条例が制定された。神戸でもこうした文化振興条例の制定をすべきかどうかの議論がこの宣言文策定の前にあったのである。そのため、芸術文化関係者から様々な意見を聞く場を設けたが、そこで出された意見は権利義務の色合いが強い条例より市民の主体的な宣言文的なものをまずすべきではな

いかということであった。文化の担い手の主役は市民であるというこの意見は、行政としても最も尊重すべきものと考えたのである。よって、芸術家等の自主性の尊重を前提とし、“神戸らしさ”を活かしながら地域文化を育て市民生活に愉しみと潤いを与えつつ、人が集まり魅力あふれる文化のまちを実現していくことを宣言文にして策定するという結論に至ったのである。市民が主体となって行ったこの「神戸文化創生都市宣言」は何よりも神戸にとって大きな文化振興の源であると考えている。

「神戸文化創生都市宣言」は神戸の街の魅力、震災の体験と発信、これからの中の神戸づくりという3つの文言から構成されている。

神戸文化創生都市宣言 (2004年12月)

- ・わたしたちは、豊かな自然と美しい都市景観を持ち、歴史を刻みながら発展してきた心かよう市民のまち、神戸を誇りにします。
- ・わたしたちは、未曾有の震災を体験し、共有した思いやりや学んだ芸術の力を、神戸の文化として次世代に伝え、世界へと発信します。
- ・わたしたちは、地域や暮らしの中で世界の文化と交流し、多様な価値観を認めあいながら、常に未来に向かっていきいきと進化するまち、神戸を創ります。

「文化創生」という言葉には、人、まち、情報など今ある資源を活かしながら、常に新しい産業や人の流れを創出していく創造都市像をもとに、『生命を尊び、日々の生活を大切にする自律した市民が、個性ある生活スタイル（ライフスタイル）を主体的に創り出し、街が生き生きとして賑わいや活力を生み出していくような「人間主体の街・神戸」を創る』という意味を込めている。

(文化創生都市推進プラン)

前述の「神戸市文化指針」を踏まえながら、
① 震災復興の過程で出てきた芸術系 NPO

などの活動が活発になってきたことや文化の都市再生への関わりがより積極的になってきたこと

② 神戸のまちの魅力を再度見つめ直し、文化を活かしたこれからの方針を市民とともに考え、市民と共有する基本理念として「文化創生都市」を宣言したこと

③ 文化指針の方向性を踏まえ、文化創生都市を実現していくためには中期的かつ具体的なプランが必要なこと

から、2010年を目標年次として「神戸文化創生都市推進プラン」を2005年に策定した。

文化は市民生活において、市民が関わりをもつことにより、自己を発見・実現・変革していき、ひいては市民の社会参加や地域課題の解決力を高める自律的市民社会の形成にもつながる。

一方、文化が持つその創造性やブランド性（都市の個性）が都市の活性化を実現していくための戦略ソフトとして大きな役割を果たしていくことが注目されている。

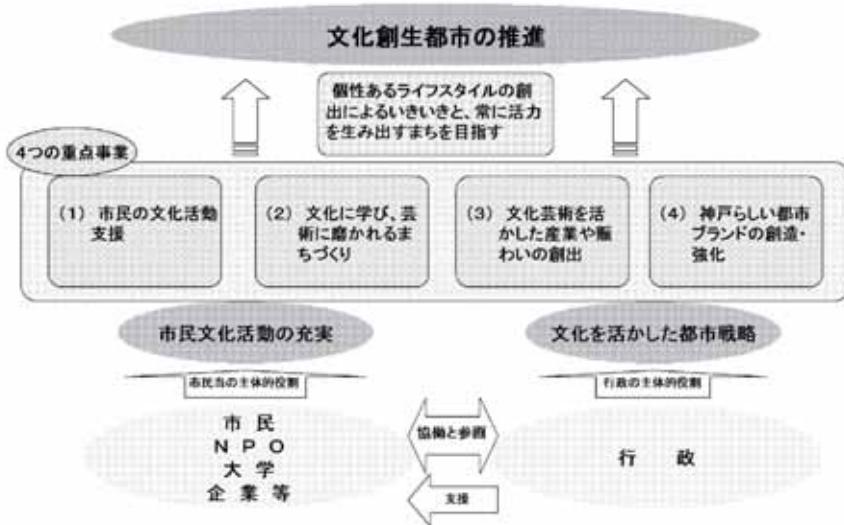
文化のもつこの二つの側面から、文化への行政的投資に意義が見出されると考えている。

神戸文化創生都市推進プランでは前者の側面を「I 市民文化活動の充実」として位置づけ、その実現の主体は市民（芸術家・民間事業者を含む）であり、理念として、独立性、主体性の尊重のもとで行政は市民とのパートナーシップを構築し、市民文化の振興を図る。

また、後者の側面を「II 文化を活かした都市戦略」として位置づけ、透明性の確保と市民参加をもとに文化を活かした産業や賑わいの創出、国内外との交流の促進を図ろうというものである。

「市民・NPO・大学・企業など」が「行政」とともに協働と参画の精神で、4つの重点事業をすすめ、いきいきとした活力を生み出す「文化創生都市」をめざしていこうとす

文化創生都市推進プラン



るものであり、以下、重点事業毎に取り組み内容について簡単に記述しておく。

「市民の文化活動の支援」

- ・文化団体などの活動支援（サポート体制）の充実
芸術文化活動助成制度の支援充実（広報支援の充実）など
- ・文化施設における市民ニーズに応じた効果的な運営
- ・普段鑑賞の機会が少ないオペラ、クラシック、能・狂言、歌舞伎などの公演を継続的に提供
- ・歴史、景観など地域の個性を生かしたまちづくり
伝統的街並みを生かしたまちづくりの取り組みへの支援、伝統文化の保存・継承 等

「文化に学び、芸術に磨かれるまちづくり」

- ・「神戸ビエンナーレ」の開催
- ・子どもの時から芸術を身近に体験できる仕掛けづくり

オペレッタの小学校巡回公演、その道の達人から学ぶ体験講座の実施 等

- ・芸術家（アーティスト）が育つまちづくり

若い芸術家の育成、幅広いジャンルのコンクールをさらに充実・発展 等

神戸国際フルートコンクール

小磯良平大賞展

こうべ全国洋舞コンクール 他

「文化芸術を活かした産業や賑わいの創出」

- ・市所有の既存資源の転活用による文化拠点の確保

国産1・2号上屋（波止場町TEN×TEN〔2006年2月オープン〕）等

- ・新たな文化拠点の整備

「神戸文学館」〔2006年12月オープン〕、「神戸ゆかりの美術館」〔2007年3月オープン〕の開設

「神戸らしい都市ブランドの創造・強化」

- ・「音楽のまち神戸」の推進

音楽コンクールの開催、「ジャズのま

- ち」の展開（ジャズイベントの継続開催）等
- ・国際的な文化交流活動の推進
「国際交流フェア」等の国際色豊かな文化交流イベントの開催 等

＜神戸市市民文化振興基金＞

上記の様々な事業を円滑にすすめ、「文化創生都市」の実現を図っていくため、2006年4月に「神戸市市民文化振興基金」を創設した。

この基金は、市民や企業、行政が協働して、神戸の芸術文化を支えていくため、市民や企業などからの寄付金・募金や協賛金と、その同額を市が上乗せして資金を出す「マッチングファンド」という方式で基金を積み立てていくこととした。

2. 文化創生都市の実現に向けた神戸ビエンナーレの取り組み

大震災後の文化による街づくりの基本理念としての「神戸文化創生都市宣言」を具体的な取り組みとしてまとめたものが「文化創生都市推進プラン」であり、神戸ビエンナーレはその中の重点事業のひとつ「文化に学び、芸術に磨かれるまちづくり」の事業として位置づけられるものである。しかし、神戸ビエンナーレは、決してその範疇に留まるものではなく、文化創生都市実現に向けたまちづくりに寄与していくことが最大の目的であり、「文化創生都市推進プラン」の4つの重点事業のすべてに位置づけられるものと言ってもいい。

(1) 神戸ビエンナーレはイベントであるがイベントでない。

近年、芸術文化の力が地域活性化につなが

る力として非常に注目されているが、これは、芸術文化で集客的なイベントが実現できるという面のみに視点がおかれてはいるのではない。芸術文化の力は街の資源の活性化、再生、活用といった作用を生み出すのである。芸術文化は人々の感性によって生み出されるものであり、高い感性は、いろんな気付きができる、そしてそれについて考え、行動できることにつながる。つまり、高い感性が街にあれば、街を見つめ、街の資源とは何かを考え、それをより活力あるものにできないかと考える力が生まれる。これは、地域の課題や問題を発見し、その解決に向けて考える自律性の高い社会の実現であるとも言える。

神戸ビエンナーレの目指す究極の目標はここである。イベントではあるがイベントでない。まちづくりに寄与するものである。まさに、芸術文化の力でまちづくりを行っていこうと宣言した「神戸文化創生都市宣言」の具体的な取り組みである。

神戸ビエンナーレは、4つの基本理念に基づいて2007年に多くの方の参画を得て1回目を開催した。1つめは、「神戸らしい都市イメージの発信」、2つめは、「若手アーティストの発掘、育成」、そして3つめが、「多種多様な芸術文化の交流・融合」、4つめは、「芸術文化を活かしたまちづくり」である。

4つの基本理念があるものの、最終的には、すべて4つめの芸術文化を活かしたまちづくりの理念に集約されといってもいい。

以下、4つの基本理念に基づいて神戸ビエンナーレについて説明する。

(2) 神戸ビエンナーレを通して神戸らしさを考える。

まず、基本理念の1つめの「神戸らしい都市イメージの発信」についてだが、海外あるいは国内他都市のいろんな所でビエンナーレ、

トリエンナーレが開催されている。その状況の中で、神戸でビエンナーレを開催する意義は、やはりどれだけ神戸らしいビエンナーレを開催することができるかに尽きる。では、神戸らしいビエンナーレとは？神戸らしさを考えるということは、神戸の街とは何かを考えることである。神戸ビエンナーレを通して神戸の街を見つめる機会を提供していくことで神戸らしさを生み出していこうというものである。

神戸ビエンナーレ2007の開催メイン会場は、メリケンパークであった。そして、展示空間は輸送用コンテナを使用した。メリケンパークは海と山の風景を同時に楽しむことができるまさに神戸らしいスポットといえた。コンテナも港町神戸のイメージに合ったツールであった。しかし、神戸ビエンナーレで発信しようとしている神戸らしさは当然ながらこれではない。メリケンパークもコンテナもどちらも表現の背景であり、場でしかない。この空間の中でアーティストがいかにこの「場」を活かしたあるいは踏まえた作品を創るか、つまり神戸らしさを自分なりに考えそれをアート作品としてどう反映し増幅させていくかということである。市内外の多くのアーティストに対し神戸を考える機会を提供しているのである。

ビエンナーレの開催テーマとともに神戸でアート作品を制作し、展示する意義を、各参加アーティストが考えていただければと思っている。神戸ビエンナーレ2007でのコンテナの中の作品には、いくつか神戸らしさを直接的に感じさせる作品があった。海を映像にしたもの、コンテナという金属箱の特性を十分に活かしたもの、メリケンパークから見える風景を作品にしたもの、港から出発するイメージを作品にしたものなど、こうした作品の学術的な評価はさておき、アート作品の制作を

通して神戸の街とは？を考えた経過がうかがえる。1回目はメリケンパークを主会場においたが、以後、さらに街のいろんな所で神戸ビエンナーレが開催されるようになると、こうしたアート活動と街の人、資源と結びつく可能性が広がり、さらに神戸らしさの発信につながっていくものではないかと考えている。

(3) 新しい力を受け入れる街に

次に、2つめの基本理念の「若手アーティストの発掘、育成」だが、アートは現状に対する問題提起であったり、解決の糸口であったりするものだと考えている。街が絶えず発展していくには、こうした継続的な力が必要である。昨今、よく創造都市という言葉が使われるようになってきたが、こうした創造的な力によって絶えず街が発展し続ける都市が創造都市であり、神戸市が提唱しているデザイン都市の基本的考え方もある。その創造的活動を街の中で絶えず起こしていくには、何が必要か。それは絶えず新しい力が入ってくる環境が整っていることが大前提であると言える。当然のことながら決して伝統芸術を否定するのではない。新しい視点で物事を見、問題を投げかける力が街には絶えず必要である。新しい力を受け入れる器の大きさを神戸ビエンナーレでは実現できればと考えている。

海外、他都市で開催されているビエンナーレ等には、総合芸術監督とキュレーターが置かれ、アーティストの招聘を行っていく手法が一般的である。どのビエンナーレ等においても、新しい芽の発見に力を注いでいるものの、多額な予算を使う大規模アートイベントであるがゆえに、発信面や集客面で担保したい思いが、出展作家の顔ぶれがある一定の有名アーティストに固定化してしまっている傾向があることは否定できない状況になっている。そこで、神戸ビエンナーレでは、新し

い力を発掘する点を重視し、コンペティション形式による開かれた展示をメインにすることとした。このコンペティション形式の採用には多方面から批判の声をいただいたのは事実である。どのようなレベルの作品が応募されてくるのかわからない状況であり、有料芸術祭としての質が確保できるのか、特にベネチアビエンナーレからはじまった国際美術展としてのレベルを確保できるのかといった批判が多くあった。

ビエンナーレの看板を掲げながら、メイン展示をコンペティション形式によるのはどうなのか、この点は、神戸ビエンナーレにとつて大きな決断であったと言える。

美術展としてのレベルの確保よりも、まず、アートとしてのチャレンジ性を重視した決断であると考えている。アートに元来の表現のチャレンジを求め、さらにビエンナーレの展示運営形態自身についても大きなチャレンジをしたのである。

こうした開かれた展示にしていくことが、誰でもチャレンジできるビエンナーレ、新しい力を受け入れていくビエンナーレにしていく、街の将来的な創造的な力の創出につながっていくのではないかと考えている。

(4) 神戸ビエンナーレを多種多様な芸術文化が集まる港に

3つめの基本理念に、「多種多様な芸術文化の交流・融合」を掲げているが、これは、アートは何の垣根もなく自由であるべきという基本的な考えに基づいているものである。100年以上のベネチアビエンナーレは、国際現代美術展として世界に認知されている。ビエンナーレ=現代美術展の定着もこのベネチアからと言っていいであろう。しかし、ベネチアで2年に一度、継続して開催していくとはじめたこのビエンナーレは、その時々の

現代の表現を追及していくことが最大の目的であったに違いない。そのチャレンジ性を重きに置きながら、2年に一度開催し続けていくという決意表明であったといえる。その結果、現代の表現を追求する現代アートが展示の主役となったのは、自然の流れであったといえる。

神戸ビエンナーレは、この流れにも一石を投じた。現代アートは本当に自由な表現ジャンルとなりえているのか？また、その表現は鑑賞者にとってどのような関係になっているのか？伝統芸術のジャンルの人たちも現代的な表現が可能なのではないか？異分野の業界にもその可能性はないのか？アートの持つ基本的なチャレンジ性、感性を働かせた自由な表現についてもう一度立ち返ろうとした。

具体的には、いけばなはコンテナという異質空間で、チャレンジ性豊かな作品展示を開いた。古来日本の生活の中に根付いてきた伝統芸術であり生活文化であるいけばなが、身近なところにあるアートに目を向けさせながら新しい表現にチャレンジしていこうとした姿は多くの鑑賞者に驚きを与えた。また、応募数は少なかったものの、ロボットメディアアートコンペでは、いわゆるロボット業界の人たちがアートについて考えるきっかけを提供した。大道芸コンペにおいても、従来型大道芸ではなく、パントマイムによる野外劇が大賞を受賞し、新しいストリートパフォーマンスの表現の中にアート性を認知させることができたのではないかと思っている。

アートはフリー。神戸ビエンナーレはそれを実現する場とするため、伝統芸術や生活文化など様々なジャンルを取り上げてみたのである。この試みは、ジャンルを超えた芸術文化との触れ合いを実現できたといえ、芸術文化の裾野を広げただけでなく、多くの市民に大きな感性と創造力の育成機会を提供したので

はないかと考えている。

実は、この考えは、1つめの基本理念である「神戸らしい都市イメージの発信」にもつながっている。神戸ビエンナーレが芸術文化の港として、多種多様な芸術文化の玄関口となつて新しい価値の創造、文化の創生を図り発信していく姿は、神戸の持つ港町のイメージそのものである。神戸港、神戸空港と同じく、神戸ビエンナーレも芸術文化の交通の要衝となることを目指している。

(5) 街づくりとしての神戸ビエンナーレの今後

前述でも触れたが、神戸ビエンナーレの最終目標は4つめの基本理念である「芸術文化を活かしたまちづくり」である。しかし、1回目の開催となった神戸ビエンナーレ2007を振り返って、正直なところその目標実現についてはまだまだ取り組んでいかなければいけない課題が多いと感じている。

そのため、課題を踏まえた今後の展開についていか触れておきたい。

まず、重要なのは神戸ビエンナーレという機会に集まった創造的資源がどのように街に残り継続していくかである。それが実現できれば街に継続的な創造力が備わり持続的な街の発展につながるのだと確信している。

神戸ビエンナーレに集まったアーティストに対して、以後、継続的な神戸で創作活動あるいは作品発表などの活動ができるよう環境整備を行っていく必要があると感じている。さらに、個々のアーティストが街に集まるだけでなく、その集まりが街の活性化につながっていく仕組みをつくりあげていかなければならない。その仕組みを考えた場合、アート系のNPOとの連携が必然的になってくると考えている。アーティストにとって魅力的な創作あるいは発表の場づくりを行い、またアーティストの能力を最大限發揮するように努め

街の活性化につなげていくには、それをコーディネートする力が必要である。その能力を持ち実現できるアート系NPOの活動支援について検討を行っていく必要があると考えている。

次に、ボランティアスタッフについてだが、神戸ビエンナーレ2007には、延べ2358人の方にボランティアスタッフとして活動をいただいた。活動の中には、単に事務局の補助的な作業にとどまらず、自ら企画し実行したプレイベントであるとかニュースの発行なども行われた。こうした自主的主体的な活動は、街にとっての大きな財産である。神戸ビエンナーレに限らず、市内の様々な芸術文化活動に参加しその力が継続的に發揮できるよう努める必要がある。そこで、神戸ビエンナーレ終了後に、神戸ビエンナーレのボランティアスタッフを中心に神戸ARTサポーターズという組織を新たに設置した。徐々にではあるが、現在、ビエンナーレ以外の芸術文化活動へのボランティア参加が成立していっている。今後もこの神戸ARTサポーターズの活動を積極的に推進していき、神戸ビエンナーレ2009にとっても大きな支援力になるよう努めていきたいと考えている。

最後に、神戸ビエンナーレ自身の発展についてである。前回ははじめての開催ということもあり、神戸ビエンナーレの周知にはかなりの苦労を伴った。まだ一般的に認知されているとは言えないこのアートイベントをさらに認知してもらう努力が必要であると感じている。また、前回はメリケンパークがメイン会場として開催したが、次回は、展開エリアを拡大したいと考えている。こうした展開の場が広がるということは、いろんな市民の方々や街の資源がアートと結びつくチャンスが広がるということであると考えている。例えば、

神戸ビエンナーレ2007では「浮遊するオブジェ展」を三宮、元町商店街で開催した。この時、作品設置に商店街の人たちもボランティアとして参加されたり、あるいは、ボランティアの人達に差し入れをしていただいたりした。こうした作品ができあがる過程でいろんな人が関わるということは作品鑑賞だけで得られない体験が存在する。作品制作過程でその作品についていろいろと考えることもあったであろうし、アーティストとの話の中で新鮮な感性に触れたこともあったのではないだろうか。これが街の創造力の育成に寄与するものと言える。こうした力をできるだけ街の中に広げていく機会を神戸ビエンナーレでは提供していきたいと考えている。街の資源とアートが結びつけば、資源の再活用あるいは新しい資源の創出にもなるだろう。新しい観光資源の創出になる可能性もある。

越後妻有トリエンナーレでは、過疎化と超高齢化が進んでいた村に現代アートが入り込んで、地域の広大な大自然をアートの力によって地域の強みとして活用され、地域再生が行われている。また、地域の住民の多くがアート作品の制作に携わり、できあがったアート作品に対し多くの地域住民が自分達の作品として誇りに感じている。地域に新しいことへ取り組もうとする大きな力が生まれてきている。そして3回目のトリエンナーレでは35万人の人を集めるようにまでなった。ここまで來るのに約10年の歳月を要している。

神戸ビエンナーレも一過性のイベントにしてはならない。そのためにも、中長期的に実現できていくであろう街づくりの視点を何よりも大事に持っておかなければならないと思っている。神戸ビエンナーレがアートイベントとして認知されるだけでなく、街づくり活動して認知されるよう、これからも努力を積み重ねていくことが重要であると考えている。

文化創生都市づくりを市民の手で

(財)神戸都市問題研究所

神戸では、阪神・淡路大震災前から「神戸芸術文化会議」があり、そこでは異なる文化・芸術の交流があった。震災後、市民自らの芸術・文化活動がさらに広がって、市民の生活の潤いや豊かさ、都市の魅力化や活性化への役割が大きくなってきたと指摘されている。

そうした活動を担っている団体の中から、震災後に設立されて活動の目的や経緯、運営の方針などが特徴的ないくつかの団体を取り上げたので、その一端を紹介する。

1. NPO CAP【芸術と計画会議】

<http://www.cap-kobe.com/index.html>

(1) 活動

「アーティストの作品制作の場も含めて芸術文化を市民に公開したい」との杉山知子代表の思いからCAP【芸術と計画会議】はスタートしている。現在は、活動場所をポートライナー・ポートターミナル駅にある神戸港新港突堤上屋に移して、「C.A.P. 海のうえプロジェクト-STUDIO Q2」を1年間の期限で行っている。

CAPの目的は「芸術の探究と普及」であり、定期的な研究会、展覧会、シンポジウム、



青銅音曲（ガムラン）X

ワークショップ、交流イベント等の開催を通して、芸術と現代社会・社会教育のあり方を考え、国際交流活動を進めている。

週末にはなにがしかのイベントや交流会を開催しており、今年度の大きな行事としては、インドネシアのガムランと影絵芝居を上演する「青銅音曲X～ジャワの影絵とガムラン～」を7月21日に行っている。

昨年（2007年度）は、旧神戸移住センターの改修工事のため12月までしか活動が出来なかつたが、40以上の催しを行っており、国際的な催しも10近くあった。特に、アイルランドと日本のアーティストがお互いの国を訪ね、作品を発表する「リュック・サック・プロジェクト3」は、アイルランドから6人、日本か



アートりん海学校（子どもの部）

ら7人が参加をしたものであり、非常に刺激的な国際交流のイベントであった。

また、2001年から実施している子ども対象の「アートりん海学校」を今年度は7月26日と8月3日に行った。この催しは人気を博しており、多くの子ども達が参加している。ちなみに今年は8月9日に大人の部も開催している。

年間の事業企画は、初め大きな催しや定期的なイベントを3本くらい提案しているが、やっていく中で持ち込みの企画や事業が増え、年間数十のイベントを実施している。

(2) 経緯

1994年10月に、「これからの中美術館」の提案として、神戸市の小美術館構想に対して、アーティストの立場からこれから必要な美術館とはどういうものかを市へ提案した。これを機に、集まった12人のアーティストたちでC.A.P.を設立する。以降、「旧居留地ミュージアム構想」の提案、「CAPARTY」(CAPが行う様々な催し)として、アート・セミナー、「のぞき穴から見た街」、「アート林間学校」などを2001年まで実施した。また、1999年11月から半年間、旧神戸移住センターを舞台に、展示会、オープンスタジオ、ダンスパフォーマンス、コンサート、ワークショップなどの成果を披露した。

2002年にNPO法人格を取得し、「非営利活動法人 芸術と計画会議」となり、旧神戸移住センターを神戸市から管理委託を受けた。そして、2007年までの8年間、日本では珍しい放置された歴史的建造物をアーティストの手で自主管理しながら、再生・活用を図るという「CAP HOUSE」プロジェクトを行ってきた。この事業は、CAPとしての第1期事業といえる。

(3) 事業の運営と評価

会員は40数名おり、そのうち半数がアーティストである。行事はそのテーマ毎に15~20人が集まって行っている。実質のコアメンバーは5、6人である。また、事務局には常勤の職員が1人いる。

事業費としては、現在の場所は個々のアトリエがなく、その使用料収入が入ってこず、また建物の管理料も入ってこないので、2008年度の会計は赤字になる見込みのこと。ちなみに昨年度は、2,000万円近い事業費で活動を行った。

将来的なビジョンとしては、今いる神戸港新港突堤上屋と旧神戸移住センターの両方に活動場所を持ちたいと希望している。それは神戸を象徴する海と山の場を表しており、神戸に根をはった活動の場であるからとの思いからである。

CAPは、自身の芸術文化活動を「芸術とは作品を鑑賞するだけのものではなく、芸術家の考え方や、制作のプロセスをも芸術活動ととらえ、生活の中で息長く育てていくものであり、発表の「場」としての美術館等だけでは、多様な活動に充分に対応できない。また、芸術を媒介に職業、年齢、性別、国境などの境界を越えてあらゆる人々が集まり、対話し、意見交換ができる場を持つということが重要である。更に、こういった活動を通じ

て様々な人が深く芸術を探究し、またその可能性を広げ、且つその可能性に形を与え実現させる事が重要である。」としている。そういったCAPの設立の趣旨からも現在の活動は評価されるべきである。

2. NPOリ・フォープ

<http://www.riwfoap.com/index.html>

(1) 活動

宮崎みよし氏が代表を務める「リ・フォープ」は、神戸市中央区元町を中心に、現代アートを多くの人に見てもらおうという活動から、地域商店街の活性化のお手伝いやエイブル・アート（さまざまな障害を持った人たちの作品。その他「ワンダー・アート」「ボーダーレス・アート」という呼称で、社会につながりを持つための手がかりとして支援しようとする動きがある。）の紹介・ワークショップを通じて、会員の考える「おもしろいこと＝イベント」をやっていこうという集団（チーム）である。

今年のエイブル・アートの展示・ワークショップのイベントとしては、「仲間たち2008 in



六甲アイランド」（9月13日～23日）がある。内容は、①障害のある人たち4人の作品展、②重度の身体障害者澤田さんと仲間たちで新たな可能性に挑戦するワークショップ、③影絵のワークショップ、④ジェンベ（アフリカンドラム）のリズムにあわせて身体で表現するワークショップ（協力：社会福祉法人たんぽぽ）である。「仲間たち」のイベントは、昨年の「神戸ビエンナーレ2007」の中の一分野として実施され、今年も場所を六甲アイランドに移して行われる。

「モトコータウン2」（中央区元町高架通商店街）の空き店舗を活用した現代アート展「地力（ちりき）Ⅱ ART イマジネーション」も本年5月10日～25日に開催された。内容は、現在美術作品の展示とパフォーマンス、市民活動団体とのアートを介したコラボレーションであった。ちなみに、地力Ⅰは、中央区の磯上で、2006年5月14日～28日の期間、戦後間もなく立てられた木造の倉庫等に現代美術作品群を展示するイベントであった。さらに、本年11月には、リ・フォープとして、地力Ⅱを実施した空き店舗を常時使用したアートスペース、店舗展開を計画している。

(2) 経緯

1993年の「アーバン・リゾートフェア神戸93」の協賛イベント「六甲アイランド WATER FRONT OPEN AIR PLAY－潮風・アート－」をスタートに、2002年まで六甲アイランド・マリンパークで、現代アートの展示を毎年開催してきた。この催しは「夏の風物詩」として地域に定着し、好評を得ていた。ちなみに団体名は、このイベント名の頭文字から来ている。

2000年3月、特定非営利活動法人となり、同年7月「北野Pocket美術函」を開設し、2004年3月に元町に移設し名称を「元町

「Pocket 美術函」としている。2005年3月からは、神戸高速西元町駅の「アーツだまり」など幅を広げた活動も続いている。また、街角で1日だけの展覧会「てん de アート」、事務局のある地下街で行う「6 TOWN ARTS」、元町6丁目滝公園で子どもたち対象のワークショップを開催するなど、常に都市空間とそこにいる人々とともに風景を創っている。

(3) 事業の運営と評価

リ・フォープが行う事業の出品などの作家はイベントごとに依頼し、チームを再編成して、実施している。事務局には専従の職員はない。事業予算は、行政からの補助や会員からの寄付、公益信託・亀井純子文化基金からの助成などでまかなっているが、事業を行う点においてはNPOという形式には拘っていない。要は事業が出来ればよいという考え方である。

市民の視点からということだけではなく、自らが楽しみを持って、参加者とのワークショップなども通して、現代アートを発信し、またそれによって地域の活性化も図るという事業展開は、すばらしいことであり、こういった団体は正に神戸の宝物の一つであるといえよう。

3. NPO 神戸100年映画祭

<http://www5e.biglobe.ne.jp/~kff100/>

(1) 活動 一市民の手で映画祭を一

1996年11月1日から12月1日の1ヶ月間「第1回神戸100年映画祭」を神戸市から事業受託の形で引き受け実施した。「国際リレートーク」「アジアフィルムフェア」「淀川長治セレクション20」「ヒューマニズム映画祭」といった内容で、他に「KOBE国際映画祭」も併催したバラエティに富むものであり、震



第12回神戸100年映画祭で有馬稻子さんを囲んで

災で傷ついた市民の心が癒されるように、人間一人ひとりを大切にした復興が出来るよう願いを込めてのスタートであった。また、運営も市民と行政がイコールの関係で行う全国でも希な映画祭であったが、財政難から市からの資金援助は大幅に削減されたことから、2002年にNPOを設立し、現在に至っている。

第13回を迎える本年の映画祭は、10月31日～11月3日、11月13日～15日に開催され、31日には草笛光子さんをゲストに迎えて、ピフレホールでの講演や出演映画の上映のほか、兵庫県民会館や神戸アートビレッジセンター・KAVCホールでも各国の作品の上映が予定されている。

秋に開催する「神戸100年映画祭」を主な活動とするほか、以下の事業活動を実施している。

①KEN-Vi 名画サロン 兵庫県立美術館のミュージアムホールで年6回、芸術家などの映画を上映している。

②居留地シネマ 神戸市立博物館の地階講堂で、主に女性が主人公の映画を年数回上映している。

③ピフレ・シネマサロン 新長田のピフレホールで、高齢の方が鑑賞しやすい日本映画の名作を年数回上映している。

④ハーバーシネマ 神戸新聞松方ホールを拠点に、社会的に意味のある映画を軸に上映

している。

- ⑤エコール・ド・シネマ 映画通の講師に、映画に関するお話を、映像を交えながら語ってもらい、参加者との交流を行っている。
⑥神戸100年映画祭通信 2月に1回、会員に送付している。

(2) 経緯

前身は『「神戸に映画文化を！」連絡協議会』であり、1987年に準備会を発足し、パネルディスカッションを開催、翌88年に「第1回 KOBE 国際映画フェスティバル」を開催している。以降毎年世界各国のヒューマニズムに満ちた作品を上映し、神戸で初めて映画が上映されてから100年がたった1996年に神戸100年映画祭として統合している。

(3) 事業の運営と評価

映画祭運営のNPOとしては全国初の設立であり、現在は会員約130名、賛助会員は約150名であり、会員の数の変動は少ない。会員の中で主に活動をしているのは30人程で、活動のテーマ・得意分野毎に参加している。事業内容によって国（文化庁）や県・市から補助があり、年間事業費は1,500万円程である。

事業は会場を借りて、テーマに応じて映画を上映することであり、そのためにはフィルム借用代、映写技師の費用、会場借り上げ費は必要となり、またNPOとしての事務所の賃料と固有職員1名（事務局長）の給与といった管理費も必要である。

映画祭や定期の上映会の参加者はシニア層が圧倒的に多く、特に60代70代が半数を超えており、また女性の割合も6、7割で、仲間内で連れ合って参加しているようである。この映画祭や上映会の事業は参加者にとって定

着しており、特にシニア層にとって「古き良き映画文化」を感じさせる憩いの場となっている。

阪神・淡路大震災を契機に、市民の手で映画祭や上映会を運営し、市民に文化を届けるという「神戸100年映画祭」の活動は評価されるものである。また、映画を通して、女性、子ども、自然、異文化多様性といった現代社会のテーマを市民に問いかけるといった活動理念は賞賛すべきである。

4. 神戸ジャズ CITY 委員会

<http://www.kobejazzcity.com/>

(1) 活動

神戸ジャズ CITY 委員会には、ジャズライブハウスなどジャズを聴かせるお店が多く集まる神戸・北野地区を中心に、ジャズに関係するお店やミュージシャン、教育関係者などジャズの愛好家の人達が集まって2003年9月に発足し、ジャズを通じて街に賑わいや元気を呼び込もうという目的で活動している。

イベントとしては、1ステージを一律1,000円に設定して、各店舗のジャズのハシゴを楽しんでもらおうという、神戸ジャズウォーカーが知られているが、委員会としては、一過性のイベントよりも、いつでもジャズを聞くことができるまちづくりを行うことを重視し、



メイン会場での委員長・小曾根実氏の演奏

大正時代の商館の舞踏会や戦後の米軍基地を背景とした、社交の場でのBGMとして発展した神戸ならではのジャズの聴き方のスタイルを互いに意識することで、神戸ジャズを都市ブランドとして発信していくこうとしている。委員会メンバーや賛同するミュージシャンによるライブ&トークのような企画のほか、日々の店舗の営業の中では、レストラン系の店舗で閉店時間になったお客さんにジャズを聞くことのできるバーを紹介するなど、他の街には無い、目先の利害にとらわれない、来店者の満足を高めるおもてなしの姿勢が、全体の来客数の増加につながっているようである。

(2) 経緯

日々の活動を重視する姿勢は、布引ハーブ園で定期的に野外コンサートを開く機会を得た際の反響がきっかけであるという。委員会の渡邊つとむ事務局長によると、神戸は中学・高校を含めた学生のジャズ活動では西日本有数で、社会人のアマチュアミュージシャンの活動も盛んであり、神戸流のジャズの聴き方が共有できているという。一方、北野坂を中心にジャズクラブなどの店舗の集積も、おそらく全国でも一番であることから、学生・アマチュア・ジャズクラブの間の溝を埋める活動をすれば、ジャズを通じたまちの賑わいができるのではないかと取り組みを始めたそうである。

ブランド化の活動の転機となったのは、三宮周辺の関連店舗、宿泊施設などを地図に落としたジャズガイドマップの作成で、KOBE ホテル 6 社会が取り上げたことで、観光客によく知られるようになり、次第に旅行会社や鉄道・航空会社の企画の対象になるようになった。国内でも遠方やアジア各国からの来客は確実に増えており、その一方で、昔からの地元の顧客も、これらの遠来の観光客に対して

は“神戸のお国自慢”ができるという気持ちで交流し、良い循環にあるようだ。また、地元企業も重要な顧客の歓待の場に、ジャズクラブを利用するようになってきたこともブランド化のうえで大きいという。

(3) 事業の運営と評価

委員会の活動は、今のところは3名のコア・メンバーを中心に各店舗のオーナーのボランタリーベースで運営されており、活動費は市の助成金やイベントの都度の協賛金程度であるが、今後、活動を拡大する際には旅行・運輸業界と組むなどの「事業化」に踏み出すのかどうかの判断が課題の一つであるとのことである。旅行業界との連携は必要ではあるが、業界の営業に任せるのでなく、ジャズファンの情報ネットワークを通じた全国へのPRなどができるいか、また、もう少し委員会の活動を周囲に見せる方が効果的ではないかとの意見もあるようだ。

日々の活動では、まだ敷居が高い店と思われている面があるので、学生・アマチュアとの溝を埋め、もの珍しい店から、神戸らしく印象付ける店として不可欠な存在を目指すことが必要と考えている。神戸はライブチャージも安く、ビール1杯でも気軽に立ち寄ってジャズの良さを体験してください、とのことであり、今後も利用者目線で神戸の玄関口の賑わいにつながる地道な活動を期待したい。

5. NPO 神戸グランドアンカー

<http://k-anchor.jp/>

(1) 活動

「マリンポートツーリズム」をこれから の観光のキーワードにしながら、みなとや海の魅力の発信に取り組むNPO法人神戸グランドアンカーは、神戸港の中央ターミナル（か



もめりあ）の近く、「メガギャラリー・みなとの創り匠館 “神戸波止場町 TEN×TEN”」に活動拠点を置いている。

理事長以下 4 名のスタッフで、TEN × TEN の企画運営者として作家ブースを利用する創作家に、創作（工房）・展示・教室・販売（商談）の場を日々サポートする傍ら、みなとを賑やかに・人の出入りするところにしようと様々なイベントも行っている。

第 5 回目となる「KOBE みなとの絵大賞」は、5 月の土曜日に写生会を開き、今年は約 300 の参加があり、春のイベントとして定着している。表彰式は海の日を意識した 7 月 19 日に、引き続き作品展が夏休みの 8 月上旬まで TEN × TEN で開かれた。受賞者の年齢をみても 3 歳から 76 歳と幅広い層が集まっている。さらに今年からは、秋のイベントとして公募展「KOBE みなとのガラス絵大賞」を 8 月から 10 月 14 日まで募集。応募期間中にガラス絵教室を数回開催するなど、透明感あふれるレトロ調のアートを神戸のイメージに重ね合わせる新たな試みである。両方の公募展とも入賞作品をポストカードにして受賞者にプレゼントするなど、工房運営者ならではのユニークな演出もある。

(2) 経緯

村上和子理事長が神戸港を舞台にした活動

に取り組むきっかけとなったのは阪神・淡路大震災後暫く経った頃の神戸に元気がないと感じていたところ、まちづくりプロデューサーと関わりを持ち全国を飛び回る中で神戸の話題に対する反響の低下を肌で感じたことにあった。マス・メディアのプロデューサー・キャスター出身で 1990 年代から様々な切り口で主に兵庫県・神戸市内の地域振興に関わっていた中で、ある朝、山手からみなとに散歩に出かけた際に、神戸は港に人をもっと集う仕掛けが必要であると強く想いを抱いたという。そのうえで、一人ではなく、利益追求を掲げずにつてことで NPO 法人の設立（2004 年）に至った。活動分野も、文化をとりわけ意識して始めたわけではなく、例えばみなとの絵大賞も、絵になる所を多くの人が絵を描ける場にしようという思いで始めたところが、結果的に芸術分野の活動と捉えられているということである。

(3) 事業の運営と評価

過去の様々な地域振興などの経験から、文化活動は、リーダーが変わっても活動が継続するよう、具体的な拠点が不可欠であるという考え方から TEN × TEN の運営にあたっている。巨大な上屋の改装費用の負担は続いているが、一方で、



先の“絵大賞”の展示会場や準備拠点にこの空間は欠かせないものであるとも言い、イベント単体が過不足なく運営できていることの基盤となっている。NPO 法人としても助成金にいたずらに依存しない、自立した運営を心掛ける姿勢は、ブースの創作家一人ひとりにも自立の責任感を求め、同時に、トップランナーだけが“先走る”ことがないよう、教室開催にも力を入れて裾野を広げる活動にもみてとれる。

6. 神戸芸術センター

<http://www.art-center.jp/kobe/>

(1) 活動

神戸芸術センターは、新神戸駅の南に2008年1月に竣工した地上37階建ての高層ビルの1～3階部分に大小のホールやオープンスタジオ、ギャラリースペース、ミュージアムショップなどが配置された施設で、神戸の芸術活動の新たな拠点を目指している。

メインホール「芸術劇場」は、1,100席の可動観客席を備え、コンサートのほか、フラットな空間でのダンスパーティ、講演会、展示会などにも利用できる構造を持つ。また、座席後方の出入り口（3F）のホワイエは、隣接するサロンにつながっており、商談・展示スペースとして一体利用が可能な配置である。



音楽ホールとしては、日本では珍しい欧州系のピアノ、ベーゼンドルファーとベヒシュタインを備え、コンサートのほか、ピアノコンクールを開館記念事業として企画し、取材時は来年2月本選の第2回に向けての出場者の募集中であった。

小ホール「音楽ホール」は、地域での活動にも利用しやすいよう、130席前後のものが3つ設けられている。神戸芸術センターの運営企業グループは、東京・北千住で400名収容のホールを持つ同様の施設を先に開設したが、ピアノ教室などの利用者からもう少し小さい規模のホールを求める声が多く寄せられたことを踏まえて、神戸での開設にあたって採用したということである。映写会・講演会などにも利用できるが、このホールにも欧州系ピアノを備え、教室関係者に積極的にPRしたこともあり、開設から半年を過ぎた今秋の発表会シーズンでは口コミで随分と発表会利用が増えたとのことである。

山手幹線に面した建物の外周には120m²のギャラリースペースがある。4mの天井高が特徴で、大型の作品も展示可能である。公募展には幅広い年齢層の応募があり、個展では関東方面の創作家からの利用もあり、いくつかの商談もまとまっている。

さらにその並びにはミュージアムショップがあるが、ホール付属のピアノのメンテナンスも行う欧州系ピアノの総代理店の関西拠点ということもあり、個性的な雰囲気が漂っている。

(2) 経緯

このセンターの運営企業グループは、先に若干触れたが、東京や福岡で賃貸住宅との複合施設を運営しており、関西での事業化を検討していたところ、この地のコンペのニーズに合致したことから進出を企画した。



(3) 事業の運営と評価

グループ企業でビルの設計、管理、芸術センター事業の企画を行い、賃貸住宅の付加価値を高める仕組みをとり、芸術センター部門単体は赤字ではないということであるが、収益を一義的に目指す運営は行っていない。スタッフの方も、事業の自主企画などまだこれからの段階と言われるが、コンクールやホール貸館事業を通じて、地元の若手演奏家の発掘や、市民の活動を発表する場を提供することで芸術文化活動がより広がるとも期待している。

折しも幣研究所近くにはスタインウェイの関西拠点がある。ピアノ演奏に限っても、神戸周辺には幅広い潜在的活動ニーズがあるのかもしれない。

7. おわりに

これら市民の文化活動を支えた民間の資金として、「神戸文化復興基金（アート・エイド）」がある。この基金は、震災後の芸術文化による多彩な復興支援活動を展開し、5年間で8千万円の事業を行った。文化活動の支援も3千万円に上り、ここから前述の神戸100年映画祭、リ・フォープ、CAPの事業も援助を受け、そこから育ったプロデューサー

が優れた業績を残している。

また「公益信託・亀井純子文化基金」は、1992年に設立された若い芸術家の活動を支援する助成基金であり、毎年、1件20万円の活動助成を4～5件行っており、リ・フォープ、CAPも援助を受けている。

ここで紹介した市民の文化活動は、いずれもそれぞれが抱く神戸への想いを自らの力で実現しようとするものであり、神戸の文化の厚みや都市としての寛容性を一層高めていくものと期待したい。

2008年中国四川省で発生した 汶川地震の踏査報告

神戸大学名誉教授・(財)建設工学研究所 常務理事 沖 村 孝

1. はじめに

2008年5月12日、中華人民共和国四川省チャ
ン族自治州汶川県付近でマグニチュード7.9
の大地震が発生した。この大地震は内陸型地
震としては最大級の地震といわれ、死者・行
方不明者は、8月7日現在、約8万7千人、
負傷者は約37万5千人といわれている。破壊
した道路は約3万5千km、損壊したダムは約
1,200基にも達する大災害となつた¹⁾。

この大災害に対して、わが国の土木学会、
建築学会、地盤工学会、地震学会、地震工学会
の5学会が協同して地震災害の復興に協力
するため復旧技術支援チームを派遣した。第
一次支援チームは濱田政則早稲田大学教授を
団長として、2008年5月28日から6月1日ま
で、中国西南交通大学の協力を得て、現地を
調査するとともに、成都で復旧技術支援交流
会を開催した。その後、第二次支援チームが
6月20日から25日まで訪中したが、地盤工学会
だけは7月1日より中国西安で国際地すべり
学会が開催されるため、この国際会議の直
前に第二次支援チームを、東畠郁雄東京大学
教授を団長として派遣することになった。筆
者は、今から20年前の1988年に震災の中心と

なった岷江上流域を調査する機会があった。
このときの調査の概要については、「都市政
策」132号にすでに報告している²⁾。このよ
うな経験もあったためか、東畠団長の要請を
受け、この第二次支援チームの一員として復
興技術調査活動に参加することになり、被災
地を訪問するとともに、復興技術に関する阪
神・淡路大震災の経験を報告してきた。本報
では、この第二次調査支援活動により得られ
た被災地の概要を報告する。

2. 四川汶川地震の概要

この地震は、2008年5月12日14時28分（現
地時間、日本時間では15時28分）に中国四川
省アバ・チベット族チャン族自治州汶川県付
近（北緯31度03分05秒、東経103度36分05秒）
で深度19kmで発生した（図-1³⁾）。地震の
規模は中国地震局ではマグニチュードMs8.0、
アメリカ地質調査所USGSからはMw7.9と
報告され、内陸部地震では世界でも最大級の
規模で、日本では1891年の濃尾地震に匹敵す
る規模といわれている。

今回の地震が発生した龍門山断層帯には、
図-2に示すように3本の大きな断層があ

龙门山断裂带位置图

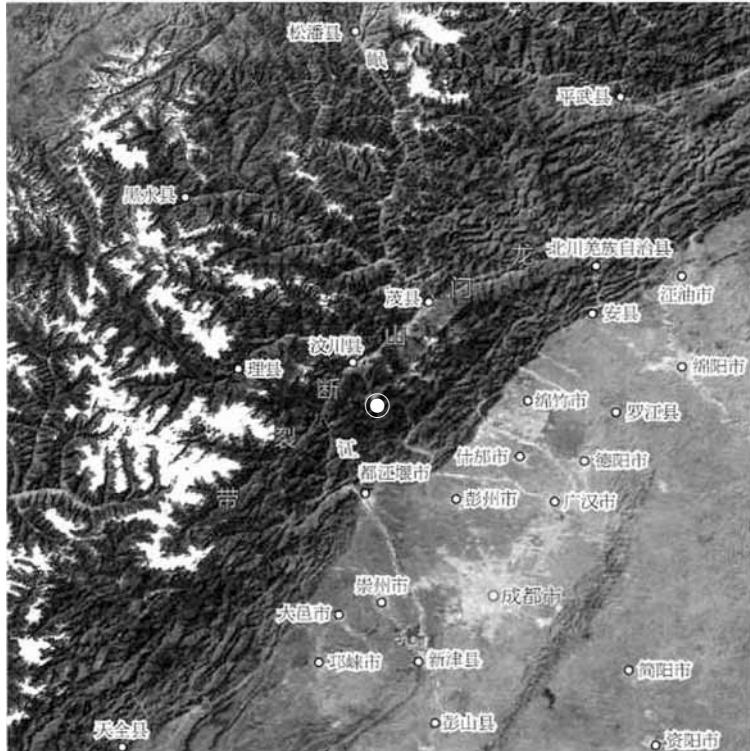


図-1 震源付近の位置図¹⁾

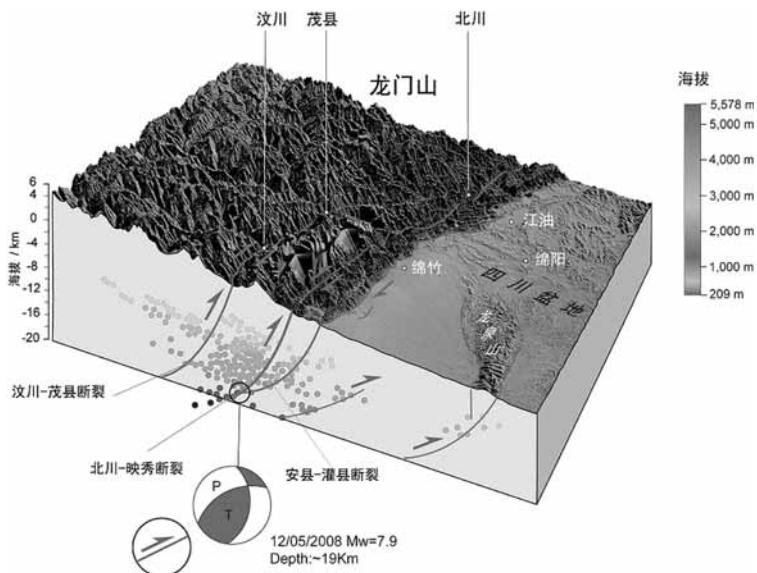


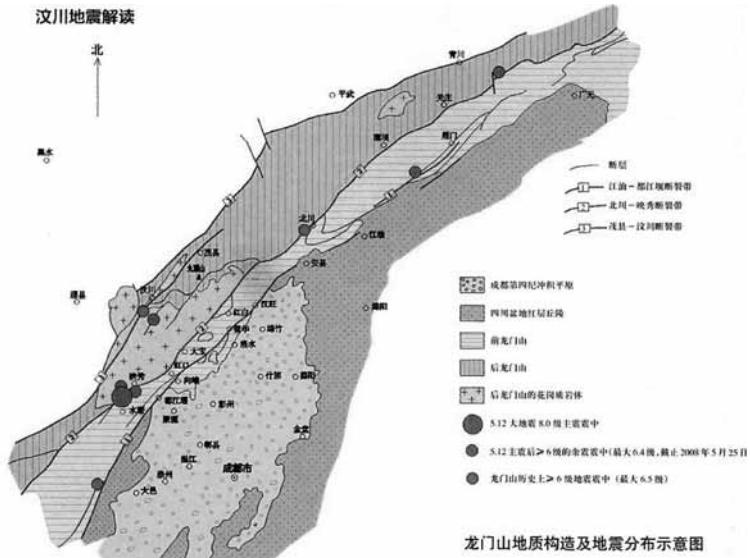
図-2 龙門山断層帯の概要⁴⁾

る⁴⁾。今回の地震は中央部の「北川－映秀断層」で出現し、長さ120km、幅40kmであるという報告⁵⁾や長さ250kmにわたる断層が2回に分けて起きたとする報告⁶⁾もある。これら

の解析結果より、この地震は阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）の20から30倍のエネルギーであったと言われている。

図-3は当該地付近の地質図⁷⁾である。西

汶川地震解説

図-3 震源付近の地質図⁷⁾

側は「後龍門山」と書かれているが、別の図書⁸⁾によれば、石灰岩、千枚岩や塩基性火山岩よりなる古生代シルリア紀の非常に古い地質であり、図-3ではこの層の途中に花崗岩が分布している。この東側には「前龍門山」と書かれている中生代ジュラ紀から三疊紀の堆積物（砂岩、頁岩、泥岩互層）が分布し、その東には四川盆地を形成する中生代白亜紀の砂岩、礫岩、泥岩が分布し、一番上には第四紀完新世堆積物である岷江からの扇状地堆積物が分布している。このように古生代から中生代の地質境界には3本の断層が存在していることがわかる。今回の震源は図-3に大きな丸で示されている。

今回の地震による被害は、2008年8月7日現在、死者69,222人、行方不明18,176人、負傷者374,638人にも達している¹⁾。特に北川県の都市部や汶川県の映秀鎮では壊滅的な被害を受けた。直接的な損害としては1,366億円（日本円で、約2兆490億円）と報告されている¹⁾。この地震により、多くの道路、ダム、変電・送電施設、学校、医療機関、住宅の被害が発生し、山腹崩壊斜面は2万箇所以

上と報告⁹⁾されている。

3. 地盤工学会第二次支援チームの活動概要

地盤工学会では2008年6月26日から6月30日までの5日間、東畠郁雄東京大学教授を団長として、ほか6名の団員よりなる「地盤工学会復興技術協力団」を派遣した。受け入れ機関は、西南交通大学土木工程学院である。

6月27日は、図-4に示すように成都の北西に位置する彭州市の北西側を調査した。彭州市は湔江の扇状地に展開する都市であるが、この湔江に沿って、断層の名前となった龍門山鎮が存在する。本地区の断層としては龍門山断層帶のうち、一番東側の安県-灌県断層（図-2参照）に位置している。この日はコンクリートアーチ橋の被害があった「小魚洞鎮」、新しいリゾート地として開発されたが大きな被害を受けた「銀廠溝」、最も大きな崩壊地である「謝家店子」の調査を行った。

翌日の28日は、彭州市の南に隣接する都江堰市および汶川県に行き、最も大きな被災を



図-4 6月27日の調査ルートマップ



図-5 6月28日の調査ルートマップ

受けた都市のひとつである「映秀鎮」の調査を行うと共に、都江堰から映秀鎮までの道路沿いに見られる道路法面の被災調査を行った(図-5参照)。

6月29日は、今回の訪問のもうひとつの大きな目的である災害復旧技術講座を、西南交通大学で開催した(写真-1参照)。ここでは、日本側の団員から日本における過去の地震災害の復旧事例を紹介した。筆者は、「阪神・淡路大震災による六甲山地崩壊斜面の復旧」と題して、山地の復旧事例を紹介した。当日は、日曜日であったにもかかわらず、多くの行政機関や鉄道・道路関係者、大学研究者に参加していただき、200名を超える盛況であった。

地盤工学会の協力団としての活動はこの29



写真-1 災害復旧技術講座(6月29日:西南交通大学にて)

日までであったが、筆者は、成都理工大学の唐川教授の協力を得て、翌日の30日および7月1日の2日間も調査を行うことができた。唐川教授の父君である唐邦興教授は、1987年の岷江上流調査²⁾を一緒に行った関係で、二人とも中国語でいわゆる「老朋友」の関係である。図-6は、6月30日の調査図である。この日は、都江堰市に南接する崇州市の山地の調査を行った。崇州市は、今回の地震の破壊進行方向と反対側の街で、被害はそんなに大きくなかった。ここでは避暑地である鶴冠山鎮や九龍溝で調査を行った。

翌、7月1日は、成都から北東に向かって、高速道路で徳陽市を経て綿陽市に入り、「安県」、北川チャン族自治県(以降、「北川県」と称する)、江油市で、チベット高原南縁の山麓部での山腹斜面崩壊、北川県「擂鼓鎮」での建築物の被災を調査した。(図-7参照)。



図-6 6月30日の調査ルートマップ



図-7 7月1日の調査ルートマップ

以下では、いくつかの調査項目ごとにその結果をまとめる。

4. 山腹斜面崩壊

1995年の阪神・淡路大震災では、六甲山系で当初747箇所の崩壊があった。その後、5月と7月の降雨により新たに938箇所の崩壊が出現した¹⁰⁾。このように、地震による山腹斜面では、その後の降雨により崩壊が発生することが大きな特徴であるが、本報では地震直後の崩壊に焦点を当てる。写真-2, 3は阪神・淡路大震災による芦屋川沿いの崩壊である。これらの写真から明らかなことは、地震時の崩壊物は土砂ではなく、岩屑であることである。大きさが30~50cmの岩屑が流送されることなく、崩壊地のほぼ直下に堆積している。これは豪雨により崩壊した場合の、土砂が流送、堆積する場合に比して大きな違いである。写真-3では尾根型の斜面で崩壊が発生している。豪雨時の崩壊発生場所が谷型である事実に比して特徴的である。写真-4は、六甲山東部の西宮市山口町船坂付近の段丘の崩壊写真である。段丘ではこのように段丘崖と段丘面の遷急線付近からよく崩壊する。



写真-2 1995年の六甲山系の岩屑崩壊
(芦屋川水系)



写真-3 1995年の六甲山系の凸型斜面の
岩屑崩壊 (芦屋川水系)



写真-4 1995年の段丘面の崩壊 (西宮市船坂)

このようないくつかの特徴をまとめると、阪神・淡路大震災で出現した山腹斜面の崩壊地の地形的特長は以下のようになる。

- 1) 凸型形状あるいは直線型形状の縦断形状を示す斜面で多発（遷急点付近からの崩壊）
 - 2) 露頭崖からの崩壊が多い（岩屑崩壊）
 - 3) 斜面の比較的上方（8合目付近）で多発（遷急線付近からの崩壊）
 - 4) 降雨時の崩壊に比して、急傾斜の斜面で発生（土砂崩壊ではなく岩屑崩壊）
 - 5) 過去の豪雨による崩壊場所の地形的特徴（谷型斜面に多い）とは異なる傾向（尾根型斜面に多い）
- 以上の知見を参考にしながら、今回調査を行った汶川地震による崩壊の考察を行う（なお、大規模崩壊は別途考察する）。



写真-5 急斜面の崩壊（緩斜面は崩壊なし）：安県



写真-6 彭州市龍門山鎮近くの斜面崩壊（橋梁は通行止め）

写真-5, 6は遠景からの崩壊地の状況である。これらより崩壊は表層型の崩壊で、遷急線付近から多く発生していることがわかる。特に写真-5では、縦断面で見ると、山頂から急斜面、緩斜面となり、山麓では再び急斜面となっているが、崩壊はいずれも急斜面で発生していることがわかる。両方の写真とも、遷急線付近から崩壊が発生していることがわかる。これらの斜面はいずれも石灰岩や砂岩で構成されている。これらは硬岩なので、山腹斜面は一般に急斜面となるが、この急斜面の上部から崩壊が発生している。六甲山も表層にはマサ土が分布しているが、花崗岩のため硬岩部では急斜面となり、そこから崩壊していたが、この六甲での特徴が中国でも再確認できた。

写真-7は段丘崖の崩壊である。これも六



写真-7 段丘崖の崩壊：彭州市龍門山鎮



写真-8 比高が大きくても崩壊していない山腹：北川県擂鼓鎮付近

甲山系で見られたように、段丘崖と段丘面の境界から広い幅で崩壊しており、阪神・淡路大震災で得られた事実と一致していた。

しかし、写真-8で見られるように、比高の大きな斜面でも崩壊が発生していない山腹も見られた。この斜面は断層（安県-灌県断層）付近であるにもかかわらず崩壊が見られない。これは、地質に由来するか、あるいは傾斜が緩かったためと思われた。

5. 大規模崩壊

今回の地震では、1,000万m³規模の斜面崩壊は26箇所、100人以上が生き埋めになった斜面崩壊は11箇所と報告されている⁹⁾。大きな災害を出した崩壊は、北川県王家岩斜面災害で1,600人、中学校裏の景家山斜面災害では900人がそれぞれ亡くなっている。青川県東河口地区でも大規模崩壊が発生し堰止湖が出現した。さらにこの上流では石板溝大規模崩壊が出現し、堰止湖を形成した。この崩壊は、二番目に大きい堰止湖であり、崩壊により4つの村が全壊し、300~400人が死亡したといわれている。これらは石灰岩地域で発生した。最大の堰止湖は唐家山堰止湖で、もしこれが決壊すると下流の綿陽市が被災を受ける可能性があるため、排水路工事が行われた。

写真-9、10は彭州市の謝家店子（図-4参照）の岩屑なだれによる大崩壊である。この崩壊では60人の住民と30人の観光客が生き埋めになったが、1人は救助された。写真-9よりわかるように、奥の山地の斜面が多数崩壊し、その土砂がボトルネックの谷を通って一気に流出し、傾斜約20度前後で2kmにわたって堆積した。この大規模崩壊は、急斜面の基岩崩壊で、崩れたものは50~100cm大の角礫状となって堆積しており、いわゆる岩屑崩壊もしくは岩屑なだれと称されるものであ



写真-9 大規模な岩屑なだれ：彭州市謝家店子



写真-10 人が小さく見える大規模な岩屑なだれ：彭州市謝家店子



写真-11 堆積末端部で見られる二種類の堆積勾配

る。写真-10は堆積域の写真であるが、スカイラインの2人が小さく見え、いかに大きな堆積域であるかがよくわかる。この堆積域の末端近くでは、堆積勾配が下流で緩く、その上流ではわずかに急になっている。この状況を写真-11に示す。これは、2回にわたる流



写真-12 大海子を形成した1933年地震による崩壊：茂県豊溪鎮

出があったものと推定でき、下部は細粒物質が卓越しており、上部は大きな角礫で構成されているようである。別の報告によると、崩壊源は約100万m³であるのに対して、流出・堆積土量は約1,000万m³と報告されている。これは、今回の崩壊が過去の地すべり堆積物を削剥したため堆積土量が大きくなつたためと推定されている⁹⁾。堆積勾配の違いは、この現象を反映した可能性がある。

大規模崩壊では上述したように天然ダムが形成され、堰止湖が出現するが、今回の地震では衛星写真解析により104箇所で堰止湖が出現した。内、34箇所が危険であると報告されている⁹⁾。1933年に岷江上流の豊溪で発生した地震では、4箇所の大きな堰止湖が出現し、そのうち数箇所は決壊し、残った堰止湖が、前報で紹介した「大海子」、「小海子」である（写真-12参照）。この堰止湖も一度決壊し、半分くらいになったといわれている。

6. 崩壊堆積地上の被災

もうひとつの大規模崩壊の形態としては、大規模地すべりがある。これは崩壊したものが岩屑ではなく、礫や土砂からなるものである。このような材料の場合、堆積勾配は一般に緩く、結果的に、この堆積域は耕作地や集落用地として利用される。写真-13、14は、



写真-13 1933年地震による地すべり堆積地：茂県豊溪鎮



写真-14 1933年地震による地すべり堆積：茂県豊溪鎮

1933年の豊溪地震で形成された較場の地すべり堆積物であるが、このように平坦に近い傾斜で堆積している。しかし、このような地盤は、崩壊堆積物であるため密度が小さく、地震時には大きな增幅を受ける可能性が大きい。今回の地震で、この堆積物がどのようになつたかは、大変興味があるところであるが、現在のところ、まだ現地に入れる状況ではない。写真-15はこのような地すべり堆積物の上に避暑地として開発された銀廠溝（図-4参照）の建物被害であるが、ほぼ全滅に近い状態で被災を受けている。この原因も、大きな增幅を受けたためと考えられる。

同様の原因と考えられる被災は、北川県擂鼓鎮（図-7参照）の被災である。ここは龍門山断層帯のうち、東側の安県-灌県断層近くに位置しているが、ほぼ平坦な地盤上の建



写真-15 崩壊堆積物上に建設された全壊に近いリゾート用の建物：彭州市銀廠溝



写真-18 全壊に近い建物と周囲の山腹崩壊：汶川県映秀鎮



写真-16 二階が大きく壊れた建物：北川県擂鼓鎮



写真-19 眼江と山腹の間に建てられた建物被害：汶川県映秀鎮



写真-17 山地内の平坦面上で破壊した建物：北川県擂鼓鎮

建築物は、ほぼ全滅に近い被災を受けていた。写真-16, 17はその状況である。強震のため2階部分が壊滅している。

今回の震源に最も近い汶川県映秀鎮（図-5参照）は岷江と支流の魚子溪河が合流する

開けた地区に発達した街である。周りは急峻な山に囲まれているため、斜面崩壊や強震によって多くの家屋が被災を受け、人口約6,000人のうち、4,000人近くが亡くなったと聞いた。写真-18, 19は、映秀鎮の被災と周囲の斜面崩壊状況を示したものである。このようにほとんどの建物が被災を受けていることが特徴的である。この原因は、震源に近かったことに加えて、二つの河川により形成された沖積地であったため、より多くの増幅を受けたためと推察された。

山中に存在する平坦地の形成原因は、1) 山間谷底地：上流から流出してきた土砂が谷底を埋めて、平坦面となる、2) 段丘面：かつての堆積面が隆起し、周りが侵食されて崖となった地形、3) 地すべりや崩壊堆積地：

大規模な崩壊により堆積面が平坦に近くなった場合、等の原因が考えられる。今回の被災地では、すべての原因の平坦面が存在するが、今後の土地利用を考える際には、このように地震による被害を受けやすい段丘や崩壊堆積物の上であることを住民が情報共有し、建物の耐震化に注意することが望まれる。

7. 道路・橋梁関係の被災

写真-20は汶川県映秀鎮（図-5参照）で岷江沿いの道路復旧作業の状況である。この道路は岷江に沿って走っているが、写真のように斜面が崩壊し、道路が閉塞したため重機により崩壊土砂を岷江に埋め立て、道路の復旧が行われていた。しかし斜面の対策が行われていないため、場所によってはテラス状の斜面の裾の切り取りが行われていた（写真-21）。この写真のように切り取り斜面の勾配は、テラスの堆積勾配よりも急斜面であるため、更なる崩壊が道路に沿って起きるものと憂慮された。根本的な対策はトンネルによる回避以外にはないようと思われた。

写真-22は岷江に架かる建設中の橋梁である。この橋はコンクリートボックスが7本架けられていたが、これらが左岸側で下流に数



写真-20 復旧工事中の岷江沿いの道路：
汶川県映秀鎮

十cmずれたために、落橋防止が被災を受けていた。しかし、路面には異常はなく、また橋脚にも亀裂は見られなかった。写真に見られるように岷江は急流、激流で知られる大河であるが、これがどのように施工されたか興味があると共に、橋脚基礎の今後の洗掘対策にも興味を抱いた。

写真-23は、写真-22からさらに岷江に沿って約15km下流の岷江支流に架かる寿江大橋（図-5参照）の状況である。この大橋の橋脚は高さが約30~40mあると思われるが、この橋脚には何の亀裂も見られなかった。座屈



写真-21 道路復旧のためのテラス斜面裾部の
切り取り：汶川県映秀鎮



写真-22 落橋防止装置の被災を受けた高速道路
の橋梁：汶川県映秀鎮



写真-23 被災を受けていない寿江大橋の橋脚：
汶川県映秀鎮～都江堰市



写真-24 被災を受けた寿江大橋の左岸橋台：
汶川県映秀鎮～都江堰市

やせん断破壊があってもおかしくないと思われたが、何の被害もなかった。しかし、左岸の橋台では写真-24に見られるような亀裂が見られた。これは、橋台が地山ではなく崩壊堆積物の上に建設されていたため、強震により橋台が大きく変位したためであると思われた。このように、橋脚そのものは被害を受けていないにも拘らず、橋台の変状に由来する被災は多いものと推察された。

写真-25は彭州市の小魚洞大橋（図-4 参照）左岸の被災状況である。ここではコンクリートアーチ橋が被災を受けていた。今回の地震では、アーチ橋は被災がなかったがここだけ被災を受けたと聞いたので、橋台の変状による被災かと思って調査をするため、路面



写真-25 被災を受けたコンクリートアーチ橋：
彭州市小魚洞鎮



写真-26 小魚洞大橋の被災原因となった活断層：
彭州市小魚洞鎮

を見ると斜めに亀裂が走っていた。橋台の変状で亀裂が斜めに走ることはあまり考えられなかっただので、さらに詳しく回りを見ると写真-26のような小さな活断層が発見された。すなわちこの小魚洞大橋の被災は、この小さな活断層の変位により被災を受けたものと推察された。この活断層は、龍門山断層帯の走向に直交する方向であった。このような小さな活断層は、もっと数多く出現しているものと思われる。

8. おわりに

本報は、実質4日間の踏査から得られたものである。本来は、北川県曲山鎮や唐家山、

青川県東河口鎮の大規模崩壊地や、今回の地震で出現した活断層を調査したかったが、当時は緊急時の状態で中国側の事情のため、立ち入ることが出来なかった。しかし、今回調査した地域からでも、今回の地震による分布の大きさ、被災の激甚さを十分知ることが出来た。

今後は、地震後の降雨に対して崩壊が頻発し被災の拡大が心配される。避難所は日本と違って、各戸にテントが配布され、自宅近くにテントが張られていたが、仮設住宅は日本の方程式のように安全な場所に集合形式で建設が進められていた。このため、仮設住宅に移るまでは後背山地からの土砂流出に配慮が必要であると思われた。

中国側からは早急な復旧・復興のための技術支援の交流が望まれているが、あまりにも大きく激しい被災を前にして、適切な技術支援が出来るか不安であった。しかし、とにかく、我々が阪神・淡路大震災でどのような復旧・復興を行ってきたかを詳細に報告することが、今できる一つの貢献であると感じられた。これらの経験を通じた報告から、中国側が自国ができる手法を見つけることが必要であり、日本側から特定の手法や考え方を提示することは真の貢献にはならないような気がしている。

日本では、現状復旧から強化復旧に移行しつつあるが、できれば中国においても、単に現状に復旧するのではなく、より安全を考慮した復旧が考慮されることを望んでいる。これは単に道路や橋梁が安全になるという工学的な手法だけではなく、土地利用計画においても、危険な場所を耕作地等で活用し、居住域としないような計画が立案されるなら、日本にはない新しい安心・安全の創造が、中国から発信されるようになろう。

加えて、日本でも課題になっている災害文

化の育成、防災教育の実施が行われるならば、地震を食い止めることができないが、被災を少なくすることが出来ると信じている。

謝 辞

本踏査を実施するに際して、お世話になった西南交通大学土木工程学院の李橋教授、胡卸文教授、成都理工大学の唐川教授および奥様、中国科学院成都山地灾害与环境研究所の歐国強教授をはじめ、多くの関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

参考文献

- 1) 国家汶川地震災害後再建企画グループ：国家汶川地震災復興再建基本計画、パブリックコメント用原稿、2008. 8. 12
- 2) 沖村孝：中国・四川大地震が発生した地域での21年前の調査、都市政策、132, 76-80, 2008. 7
- 3) 鍾田泰子：汶川地震による地表断層・地震動・ライフライン被害と復旧、神戸大学都市安全研究センター第2回四川大地震報告会、2008. 7. 26
- 4) 中国国家地震局ホームページより
- 5) 山中佳子：nikkannsports.com、2008. 5. 13
- 6) 八木勇治：読売新聞、2008. 5. 14
- 7) 中国国家地理、2008年6月号より引用
- 8) 中国地質科学院：中華人民共和国地質図集、1971
- 9) 許 強：四川大地震による地質災害の発生と分布パターンおよび大規模崩落災害の動的特徴、日本地すべり学会第47回研究発表会、2008. 8. 27
- 10) 建設省六甲砂防工事事務所：兵庫県南部地震に伴う土石流危険渓流緊急調査、1995.

在中国の自治体海外事務所についてⁱ

神戸・ひょうご南京經濟貿易連絡事務所長 中野 靖

1. はじめに

さる2008年5月12日、中国四川省の汶川(ぶんせん)を震源として、M(マグニチュード)8.0の地震が発生した。震源地から1500kmほど離れた筆者の駐在地、南京においても揺れを感じるほどの大地震であった。この地震により、8万人を超える人々が死者・行方不明者となられⁱⁱ、現在も多くの方々が不自由な避難生活を続けておられる。中国に駐在し、お世話になっている一人として、心からお悔やみを申し上げたい。

さて、中国は、1978年以降の改革開放政策以降、大きな経済成長を遂げ、今年8月には北京オリンピックが開催されるなどその発展が著しい。また、日本と中国の2国間関係についても、現在は大変良好な状態にある。一昨年10月、安倍首相(当時)が日本の首相としては5年振りに中国を公式訪問し、両国の「戦略的互恵関係」を提唱した。その後、福田前首相と温家宝首相が相互に訪問を行って、08年5月には胡錦濤国家主席が来日し、着実な関係強化をすすめている。

日本と中国の経済関係についても、一層、緊密な結びつきがみられる。例えば、財務省貿易統計によると、07年の日中貿易額は、2366億ドル(約25兆円)となり、曆年ではじめて米国を上回るに至っているⁱⁱⁱ。また、日

本から中国への直接投資額をみても07年には748億ドル(約8兆円)に達した^{iv}。このように、日中両国はもはや、それぞの存在を抜きにしては考えられない状況にあるといえよう。

2. 在中国の自治体海外事務所

(1) 自治体の国際交流・産業振興行政

現代社会においては、日々、急激な勢いで国際化が進展しつつある。例えば、経済の分野でいうと、30~40年前には、現在ほど広範に日本の中小企業が海外企業に製品の製造委託を行ったり、海外に自社工場を建設することは考えられなかつたのではないか。しかし、現在ではこれらは当然のことであり、日々、生き残りをかけた活発な企業活動が行われている。また、観光の分野でも、日本の観光地に多くの外国人が日常的に訪れる時代となつた。特にアジア地域(中国・韓国・台湾・香港など)の観光客数の伸びは高く、温泉旅館で中国語やハングルの注意書きを目にするのも珍しくなくなっている。このほか、青少年交流や文化など多くの分野でも、盛んな国際交流が行われている。

このように日本社会が大きく変動するなか、自治体による国際交流支援は年々、盛んになっている。現在、中国を含めた海外の自治体と

姉妹都市提携を行っている自治体数は、840に上り、件数では1,565に上る^v（中国の自治体との提携件数は325件でアメリカ（437件）に次いで2番目に多い。ちなみに、中国との提携第一号は私ども、神戸市と天津市の間で1973年に結ばれた友好都市提携であり、これは中国にとってはじめての海外自治体との提携であった^{vi}）。

また、地域住民の海外各地域との交流をすすめるとともに、特に中小企業支援による産業振興を主目的として、多くの自治体が海外事務所を設置している。国際産業都市への振興及び中小企業の国際化に向けた自治体海外事務所活用の必要性については、これまでも指摘されてきたところであるが^{vii}、現在、各自治体が事務所を設置している国・地域の数は12、事務所数は86の多くを数える（都道府県庁設置分が計70、政令指定都市設置が計16（設置自治体数は40（33都道府県、7政令指定都市））^{viii}。中でも、アジア地域、とりわけ、中国については、1978年の改革開放政策実施以降、その著しい経済成長と日系企業の進出等を受け、全体の過半数にあたる44の自治体事務所が設置されている（設置自治体数は34）^{ix}。

中国各地域（エリア）の自治体事務所一覧

設置地域	設置場所	自治体名
華北11	北京3	札幌市、新潟市、佐賀県
	天津1	神戸市
	大連7	岩手県、宮城県、秋田県、神奈川県、新潟県、富山県、北九州市
華東25	上海24	福島県、茨城県、横浜市、福井県、静岡県、岐阜県、大阪府、大阪市、神戸市（神戸港上海事務所）、広島県、高知県、福岡県、福岡市、北九州市、佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県、石川県、長野県、愛知県、岡山県、大分県、鹿児島県
	南京1	神戸市
華南ほか8	香港5	福井県、福岡県、沖縄県、栃木県、鹿児島県
	長沙1	滋賀県（湖南省政府内）
	深せん1	長野県
	福州1	沖縄県

このほかにも、後述する財自治体国際化協会が世界7か所に設けている事務所に派遣研修のかたちで勤務している自治体職員が、自治体の国際化施策・支援推進の業務に当たっている。

（2）在中国の自治体海外事務所

現在、香港を含む中国には、上述のとおり、44の自治体事務所がある（都道府県又は政令指定都市）^x。地域分布としては、華北地域（北京、天津、大連）に11、華東地域（上海、南京）に25、そして、華南地域ほか（香港、深セン、福州、長沙）に8である。このうち、最も多くの事務所があるのが上海であり、過半数の27が存在する。これは改革開放後の中国経済の中心が上海であり、また、特に多くの日系企業が進出していることからであろう。

3. 在中国の自治体事務所の設置目標と業務内容（概観）^{xi}

在中国の自治体事務所の主たる設置目標は、「地域経済振興」と「友好交流推進」である。だが、比重としては、前者の方が高いように思われる。例えば、「在阪中小企業の海外進

別表（在中国自治体事務所の業務内容）

主要業務	該当自治体事務所名（特に記載のないものは在上海の事務所） （自治体事務所名の後ろの〔 〕内は特記事項）
1 中国人観光客の誘客・PR 業務	岐阜県、福井県（上海・香港）、静岡県、大阪府、福岡県、北九州市（上海）〔北九州空港利用の観光客〕、福岡市、宮崎県、沖縄県（上海・福州・香港）、石川県、長野県（上海・深せん）、愛知県、岡山県、大分県、鹿児島県、神戸（天津・南京）、富山県（大連）、北九州市（大連）、栃木県（香港）
2 地域産業の振興業務	
地域産品の市場（販路）開拓支援・PR	岐阜県、福井県（上海・香港）、宮崎県、沖縄県（上海・福州・香港）、石川県、長野県（上海・深せん）、岡山県、大分県、鹿児島県（物産展の開催など）、鹿児島県、秋田県（大連）、栃木県（香港）〔特に農産品〕
地域（中小）企業の中国進出支援・現地活動支援（対中ビジネス支援）	福井県（上海・香港）、岐阜県、茨城県、静岡県、大阪市〔貿易取引の斡旋〕、大阪府、高知県〔現地活動支援を含む〕、福岡県、北九州市（上海）、福岡市、宮崎県、沖縄県（上海・福州・香港）、石川県、長野県（上海・深せん）〔深せんは受発注斡旋を含む〕、愛知県、岡山県、大分県〔進出企業支援〕、鹿児島県〔商談会の開催など〕、秋田県（大連）〔商談会の実施支援を含む〕、富山県（大連）、北九州市（大連）〔商談会等の支援・貿易関連企業の育成〕、栃木県（香港）〔アジア全般を含む〕
中国企業の地域投資誘致	岐阜県、大阪市、大阪府、福岡県、北九州市（上海）、福岡市、宮崎県、愛知県、神戸市（天津・南京）、栃木県（香港）
物流振興・誘致・PR（航路誘致、集荷対策（海上貨物・航空貨物）	静岡県〔静岡空港への就航働きかけ〕、北九州市（上海）〔北九州空港搭乗客拡大を含む〕、福岡市、神戸市（天津）、北九州市（大連）
3 上記に付随する各種業務	
調査・情報収集とその提供（法制度調査、投資環境・（輸出入にかかる）市場動向調査、貿易情報の収集など）	福井県（上海・香港）、高知県、福岡市、岡山県、秋田県（大連）、北九州市（大連）、長野県（深せん）〔華南・台湾の投資環境情報〕
便宜供与（地域企業・貿易関係団体・ミッション等の中国訪問時の便宜供与（アテンド））	福井県（上海・香港）、大阪市、長崎県〔運営予算を全市町・経済団体・会員企業から拠出しているため、県民・企業に満遍なく便宜供与を実施〕、神戸市（天津・南京），
地域企業・地域出身者のネットワークづくり（県人会・企業会の運営など）	福井県、岡山県、秋田県（大連）
4 その他友好省・都市との交流推進業務（文化、環境、議会交流など）	茨城県、大阪府、福岡県〔民間交流推進支援〕、大分県、鹿児島県、神戸市（天津）〔みなと・教育・スポーツ・動物（パンダ）・青少年・環境など〕、神戸市（南京）〔上海長江プロジェクトの推進〕、富山県（大連）、北九州市（大連）、栃木県（香港）
5 その他の業務	北九州市（上海・大連）〔各業務遂行のための人的ネットワーク構築・PRなど〕、富山県（大連）〔富山ファン俱楽部活動〕、北九州市（大連）〔北九州学術研究都市の支援〕

※1 元々の出所は、第21回在中国（香港）自治体事務所連絡会議資料（07.2.8～9）（筆者により一部修正）

※2 一部未集計の自治体事務所あり

出及び取引の拡大を図るとともに、外資系企業の大坂進出を促進し、地域経済の活性化を図る」（大阪市上海事務所）や「高知県と中国の経済交流の推進」（高知県上海事務所）などが挙げられている。

ただ、地域（自治体）によって目標の力点に差異がみられるようである。例えば、どちらかというと工業よりも農業・観光業が盛んな鹿児島県、宮崎県や福島県などの事務所では地域産業の振興業務よりも観光振興業務に若干力点が置かれているように思える。これに対して、都市部を抱える大阪市や神奈川県などの事務所では、地域産業の振興業務、中でも、中国企業の地域への誘致業務や中国企業との連携推進が主な目標となっているようである。

具体的な業務内容としては、例えば、中国からの観光客誘致業務、地域産業の振興業務（地域産品の中国市場の開拓業務（物産展など）、地域企業の進出支援業務、中国企業の地域誘致業務、物流振興業務）やその他友好交流の推進に向けた広範な業務が行われている。また、このほかに、地域企業・地域出身者のネットワーク（県人会）づくりとその推進を業務として掲げているところもある^{xii}。（詳細は前頁の別表参照）。

4. 神戸市の在中国の3事務所について

(a) 各事務所の概観^{xiii}

○神戸・ひょうご南京経済貿易連絡事務所 (以下、「神戸市南京事務所」という)

神戸市南京事務所は、01年5月に「上海・長江交易促進プロジェクト」^{xiv}推進のために設置された（ただし、当初は「長江事務所（神戸・武漢経済貿易連絡事務所）」として、1998年12月に武漢（湖北省）に設置され、そ



神戸市南京事務所の入り口



南京の街並み（新街口地区）

の後、江蘇省の省都である南京に開設）。

また、当初は「神戸・南京経済貿易連絡事務所」であったが、その後、06年4月からは、兵庫県との連携をすすめ、現在の名称に変更となっている。

○神戸・天津経済貿易連絡事務所

在中国の自治体事務所としては、最も長い歴史・伝統を有する事務所のひとつ。神戸・天津経済貿易連絡事務所は、対中貿易を促進するための中国市場の調査と販路開拓を行い、同時に友好都市天津との友好親善及び経済交流事業の拠点とするため、1985年5月に開設された。現在では、みなと、経済、教育・スポーツ、動物、青少年等にかかる天津市との友好交流事業推進、中国系企業の神戸進出誘致、地元神戸企業の進出時等のサポート、中国人観光客（修学旅行生）誘致や港物流誘致、

その他各種情報収集、連絡調整を行っている。

○神戸港上海事務所

07年2月に、神戸港の中国貨物の誘致を強化するため、ポートセールスの活動拠点として、(財)神戸港埠頭公社の事務所として開設された。その後、「上海神戸俱楽部」の結成や神戸観光の振興業務など、広く神戸市に関わる業務も一体的に推しすすめている。

(b)神戸市の在中国事務所の活動事例

以下では、在中国の自治体事務所の活動内容が具体的にわかるよう、筆者が所属する神戸市南京事務所の活動事例を具体例として取り上げ、簡単に説明したい。なお、業務を◎地域産業の振興関連業務、◎友好交流推進関連業務、◎中国人観光客の誘致・PR業務、◎その他の事業、の4つの類型に分け、ここ2年ほどで実施された具体的な事例を挙げる(一部に予定事業を含む)。

◎地域産業の振興業務関連

(1) 地域產品の市場（販路）開拓支援・PR

- ・「兵庫・神戸物産展」の開催
(06年2月15日～21日、06年10月18日～24日
(いずれも香港そごう))

神戸市及び兵庫県の地域産品の市場（販路）開拓支援の一環として、神戸市、兵庫県と「上海・長江交易促進プロジェクト」推進組織である「神戸・阪神協議会」が協力して物産展を開催したもの。香港で開催した理由は、手続き面での制約が中国本土に比べて非常に少なく、かつ、中国本土からの観光客も多い香港は中国の人々の嗜好を知る上でふさわしいと考えたためである。2回とも、実演販売を含め、10社以上の企業・団体から、それぞれ100以上の品目の販売を行った。その中には、この物産展での出展を契機に、香港そご



同 物産展のようす (07年2月 (香港そごう))

う食品売場やレストランでの販売・取扱いが決まった商品もあり、盛況裏に終了したが、東京や北海道に比べると、神戸や兵庫の知名度はまだ低く、長い目で見た取り組みが必要だと思われた。

なお、08年12月には、中国本土の上海において、「上海神戸・兵庫物産展」を開催する予定である。

(2) 地域中小企業の中国進出支援・現地活動支援（対中ビジネス支援）

- 中国における博覧会・商談会の開催、参加・出展
 - ・中国国際工業博覧会（上海）への参加・出展
(06年11月1日～5日、07年11月6日～10日
(上海新国際博覧中心（センター)))

中国国際工業博覧会は、国家発展改革委員会や商務部などが主催する中国でも最大級の工業博覧会である。神戸市は、神戸・阪神協議会、兵庫県と共同で、ブースの出展を行った。また、地元企業が中国での良好な取引先（主として商品販売先）拡大を図るために出展助成を行い、対中マーケットへ参入する地元企業の支援を図った。



上海逆見本市のようす

- ・上海 部品調達支援商談会（逆見本市）の開催
(08年3月18日(上海世貿商城(上海マート)))
神戸・阪神協議会が、中国市場で部品や半製品の調達を希望する会員企業によるリスクヘッジ（リスクの回避・低減の工夫）及びコスト削減を目的とした調達先の多様化支援のために開催したもの。商談会には、神戸・兵庫から6社が参加し、中国の上海、江蘇省や浙江省の企業60社との商談を実施した。部品・半製品を提示し、見積書の作成を依頼するなど活発なやり取りが行われた。

(3) 中国企業の神戸誘致（地域投資の誘致）

- ・兵庫県・神戸市投資説明会
(07年3月14日 (南京・古南都飯店))
「上海長江交易促進プロジェクト」の一環として、中国企業の神戸市・兵庫県への誘致



兵庫県・神戸市投資説明会のようす

を図るため、江蘇省の省都・南京において投資セミナーを開催したもの。江蘇省の企業約20社を招き、投資環境を説明し、招致を図った。

◎友好交流推進関連業務

(1) 港湾振興・交流事業（事前調整・便宜供与）

- ・神戸港－南京港技術交流団の相互派遣事業
(06年11月・神戸市港湾局が南京港・上海港を訪問、07年12月・南京市港口管理局が訪神)

神戸市港湾局と南京市港口管理局（南京港は中国で最大の河川港）は両港間の技術交流を目的として当初、1998年に協定を締結した。これに基づき、毎年、神戸と南京で人員を派遣し、技術研修を行っているものである。

◎中国人観光客の誘致・PR業務

- ・江蘇省旅遊局及び江蘇省の旅行代理店訪問
(06年9月)

近年、日本を訪問する中国人観光客数が大変増加している。特に、沿海地域においては、経済の著しい発展による所得向上がみられ、それが後押ししていると考えられる^{xv}。こういった状況を捉え、神戸市観光交流課が江蘇省旅遊局及び江蘇省の旅行代理店を訪問し、助成金等の説明と旅客誘致を行ったものである。

◎その他の事業

- ・「神戸コレクション IN 上海」実施支援
(07年2月、08年2月)

市民所得・生活向上の度合いが著しい上海市場を視野に入れた「神戸ファッション」の中国進出促進のため、毎日放送及び上海メディアグループ（上海文化広報新聞伝媒集団）の主催、神戸商工会議所・国・兵庫県や神戸市などの後援により、「神戸コレクション IN



神戸コレクション IN 上海のようす

上海」が実施された。南京事務所もこれに参加し、現地活動を支援した。

5. 他の自治体事務所における業務事例^{xvi}

以下に参考までに筆者の属する神戸市以外の自治体事務所の業務についても、いくつかの事例を挙げたい（事例はすべて在上海の自治体事務所）。

①大阪市上海事務所

- ・07年 IT ソフトウェアのアウトソーシング 中日商談会の開催（07年8月15日大阪）
　　当今、中国企業の海外からの IT 関係の事業受託（アウトソーシング受注）が活発化している。その一環として、第三次産業育成をすすめる上海市政府及び大阪市上海事務所、大阪国際経済振興センター（IBPC）が大阪

と上海の IT 企業の協力・協業をすすめるべく開催したもの。商談会においては、上海から 6 社が参加し、大阪からは 30 社が参加したが、日本の商業基地としての大阪市の魅力を紹介するとともに、コストダウンを目指す日本側企業と中国側企業との商談が実施された^{xvii}。

②福島県上海事務所

- ・福島ギャラリー（产品案内コーナー）の設置（06年10月30日）

福島県の地域産業振興の一環として、地域産品の中国における市場（販路）開拓支援・PR を行うために設置したものである。自治体は通常、百貨店の一角を借り、地域物産展を開催することが多いが、より積極的に常設のギャラリーを設置したものである^{xviii}。

③石川県上海事務所

- ・平成19年度 在中国石川県人会の開催（07年12月7日）

在上海の多くの自治体事務所で行われているが、石川県事務所においても、在中国石川県人会を結成し、定期的に会合を開催している。以下はその一例として07年12月に開催された同県人会の状況である。

第1部の中国ビジネス研究会では、コンサルタントから08年1月施行の「新労働契約法」



福島ギャラリーのようす（福島県上海事務所ホームページより）



中国石川県人会のようす（石川県上海事務所ホームページより）

に関して講義が行われた。その後、ジェトロ上海進出企業支援センターの協力により、中國ビジネスに関する相談・意見交換会を行い、参加者間での情報共有が行われた^{xix}。

6. 国の関連機関との連携・協力状況^{xx}

(1) 財団法人 自治体国際化協会

(Council of Local Authorities for International Relations (CLAIR (クレア))

自治体国際化協会は、地域における国際化の機運の高まりを受け、こうした動きを支援し、一層推進するため、地方公共団体の協同組織として、昭和63年（1988年）に設立された団体である。海外拠点として、7つの事務所を有し、中国には北京事務所がある。

主な活動としては、自治体の国際協力支援（専門知識を有する自治体職員の海外自治体への派遣等）、自治体の海外活動支援（自治体からの海外調査依頼への支援等）やJETプログラムなどが挙げられる。また、事業の一環として、自治体海外事務所活動への支援も行っており、例えば、中国においては、「日中地域間交流セミナー」を開催し、在中国の自治体事務所の参加を募り、中国地方政府との交流、観光PRや現地視察を行っている。また、各自治体の観光パンフレットを中国に

おける主要な旅行博覧会の自治体国際化協会のブースで配布するなど、観光PR（パンフレット配布・ポスター貼付）での自治体との連携もすすめている。

(2) 独立行政法人 日本貿易振興機構

(JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION (JETRO (ジェトロ))

独立行政法人 日本貿易振興機構は、貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献することをめざしており、03年10月、日本貿易振興機構法に基づき、前身の日本貿易振興会を引き継いで設立された組織である。中国には6つの事務所がある（広州、上海、香港、北京、青島、大連）。例えば、ジェトロ上海の組織としては、海外企業進出支援センターや投資交流部などがある。前者は、日中経済の促進支援を目的に、情報提供、各種事業を華東地域を中心に展開し、長江流域の中部・西南地区に進出する日系企業、中国の政府機関及び企業に対して投資や貿易に関する相談と支援業務を行なっている。また、後者は、中国企業の対日投資・交流の促進を図っている。

例えば、神戸市南京事務所との連携・協力事例としては、06年11月、経済産業省の「外国企業誘致地域支援事業」^{xxi}を活用し、神戸進出のための観察企業を選抜するため、ジェトロ上海（投資交流部）と一緒に浙江省・杭州にある中国のITソフトウェア企業を訪問した事例がある。

7. おわりに

冒頭部分で述べたとおり、在中国の自治体事務所は最も古いものだと、既に20年以上の交流の歴史を持ち、その数は44の多くを数える。まさに、日本と中国の地域間交流は隆盛

の一途といってよいであろう。以下では、最後に、その果たしてきた役割と今後の状況について一言触れたい。

(1) 自治体事務所の果たしてきた役割

在中国の自治体事務所は、個々の自治体によって力点を置く業務に若干の差異はあるものの、それぞれ、積極的に様々な活動を繰り広げている。勿論、基本的には、国と国の間の交流が中核である。しかし、その一方で、自治体主導の地域間交流を進展し、経済交流をすすめることは意義を有し、その際に自治体事務所の果たしてきた役割については一定の評価がされるべきであろう。

(2) 今後の状況

自治体の海外事務所については、これまでも各自治体によって、適宜、再編・見直しが行われてきた。ただ、主として、北米・欧州やシンガポール事務所の廃止・再編が多く、経済発展と日本との交流が拡大する中国においては廃止・再編は少なかった。

その背景には、日本と中国の経済的な結びつきが年々緊密化していることがあると考えられる。ただ、これまで「世界の工場」として、経済成長を続けてきた中国も、08年1月からの新「労働契約法」の施行、経済成長に伴う人件費高騰や人民元の切り上げもあり、その投資リスクは増加している。また、「BRICs」（ブラジル、ロシア、インド、中国）に続き、「ネクスト11」と呼ばれる国々（韓国、メキシコ、トルコ、インドネシア、イラン、パキスタン、ナイジェリア、フィリピン、エジプト、バングラデシュ、ベトナム）が新たな投資国として、注目を集めている。このような中、中国への日系企業進出と経済的なつながりが今後とも従来どおり続くのか、という懸念はある。

しかし、世界銀行も、「世界経済が緩やかに減速したことを背景に中国経済の成長も減速している。今年のGDP成長率は9.8%となる見込みである。この速度は中国経済の持続可能な発展に有利である」と発表しており^{xxii}、このような経済情勢を背景とするならば、当面の間、中国は日本にとって重要な経済交流パートナーであり続けるであろう。したがって、地域経済活性化の一助として、在中国の自治体事務所が果たす役割は今後も引き続き、存在すると考えられる。

ただ、近年の地方財政逼迫もあり、中国においても、現地職員のみを残して縮小したり、エージェント化する事例が出はじめている^{xxiii}。また、事務所機能を補完し、より効果的に地域の企業を支援する機能を果たすための新たな試みも行われている。例えば、大阪府では、06年度秋から「大阪プロモーションデスク」と呼ばれる制度を開始した。これは、海外事務所の担う機能のうち、大阪企業の進出支援に絞って、現地で活躍する民間人・企業等に業務を委託するもので、海外事務所をカバーする中核拠点として配置されている^{xxiv}。このように、各自治体は、今後も世界経済の情勢や地域の実情を総合的に考慮しつつ、一層の地域経済活性化に向けて、在中国の自治体事務所の展開や関連施策を推しすすめていくことになるであろう。

（注・参考文献）

- i 本稿においては、「在中国自治体事務所」と称した場合、香港エリアに所在する事務所を含み、台湾に所在する事務所は含まないものとする。
- ii 人民日报インターネット日本語版（人民網日本語版）ホームページの 08年6月30日記事を参照
(http://j.people.com.cn/2008/06/30/jp20080630_90452.html)
- iii 出典はジェトロ（日本貿易振興機構）ホームページ（お知らせ・記者発表）より (<http://www.jetro.go.jp>)

[jp/news/release/20080228144-news\)](http://www.chinapress.jp/finance/10424/)

なお、日中貿易額は輸出・入を合わせた総額であり、米ドル換算は小稿執筆時点の08年7月15日時点のレートによる（米1ドル=105.9円。米ドル換算については以下同様）。

- iv 出典はジェトロ統計（直接の出典は中国関係ホームページ（済龍〔CHINAPRESS〕）の08.4.10記事を参照（<http://www.chinapress.jp/finance/10424/>））
- v 08年7月末現在。専門家国際化協会のホームページを参照（<http://www.clair.or.jp/cgi-bin/simai/j/00.cgi>）
- vi 自治体国際化協会「自治体国際フォーラム」142号（2001年8月号）所収の前田洋一「日中地域間交流の現状」を参照
- vii 神戸市都市問題研究所「都市政策」37号（1984年10月）所収の高寄昇三「自治体の国際交流」p41及び同「都市政策」68号（1992年7月）所収の松永宣明「中小企業の国際化戦略」p24を参照。
- viii 08年6月現在。各自治体ホームページから得た情報による。なお、都道府県設置の海外事務所情報については、主として青森県国際課が作成された「都道府県による海外事務所の設置状況」（2007.4.1現在）（同県ホームページ搭載）を参照させていただき（同資料では民間駐在員へ委託する場合も含む）、時点修正を行った。
- ix ちなみに、1997年5～6月に行われた「地域の国際化推進状況に関する調査」（以下、「地域国際化調査」という）によると当時は、48の自治体（31都道府県、7政令指定都市、10市町村）によって、115か所の海外事務所が設置されていた（自治体国際化協会「自治体国際フォーラム」104号（1998年6月号）所収の自治大臣官房国際室「地方自治体の海外事務所展開」を参照）。したがって、この当時に比べると、きびしい地方財政事情などを反映してか、事務所数は減少している（115→86（マイナス25%））。ただし、中国についていえば、当時の34か所から44か所に増加している（プラス29%）。
- x 08年6月現在。この数字には、単独設立事務所以外に、各自治体から派遣された人員がジェトロ内で各自治体交流部長として勤務する自治体を含む（ただし、研修生として勤務する場合は除く）。また、嘱託職員のみ又は現地中国人職員のみが勤務する事務所も含んでいる。
- xi この部分については、第21回在中国（香港）自治体事務所連絡会議資料（07.2.8～9マカオにて開催）を参照した。
- xii 前述の、1997年における「地域国際化調査」においても、『企業活動支援』（全体の27.55%）や『企業誘致』（全体の4.08%）を含む「経済交流活動」が最も

大きな比重を占めていた（全体の59.18%）。これに対して、「一般的な国際交流に関するもの」は40.82%であった。したがって、基本的な構図に大きな変化はないといえよう。

xiii 直接的には、神戸市ではなく、神戸市の外郭団体である「神戸市産業振興財團」の事務所として設置されている。これは、中国においては、外国の自治体が直接事務所を置くことに関する規定がなく、想定もされていないため、いずれの自治体も外郭団体の事務所を設置し、中国の各地方政府の工商管理行政局に届け出るかたちを取っているからである。

（根拠規定は「外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定施行規定（中華人民共和国国務院）」）

xiv 「上海・長江交易促進プロジェクト」は、国の阪神・淡路復興委員会から日本政府に対し、「復興特定事業」のひとつとして提言され始まった事業。神戸・阪神地域と、中国、特に上海・長江中下流域との交易・交流を深め、相互補完関係を築こうとするもので、国境を越えた広域的な地域間交流は、日中間で初めての試みである。なお、同プロジェクトを推進するため、毎年、日中両国で交互に「上海・長江交易促進プロジェクト日中代表者会議」という会議を開催している。同会議では毎年度「交流計画」が策定され、日本側の行政・経済・学識経験者と中国側（江蘇省など）が署名している。最近では、06年には南京で、07年には神戸で開催され、08年は中国（江蘇省）での開催が予定されている。

xv 例えば、07年の江蘇省からの海外旅行者総数は12万7千人であり、この中で日本は第5位を占める（ちなみに第1位はタイ）（時事速報上海版（時事通信社）08年2月18日号より（同記事によると、情報源は08年2月15日付けの中国江蘇省紙・揚子晚报記事に掲出された江蘇省統計局の発表数値））

xvi 在上海の各自治体事務所の政策実施例については、基本的に各事務所のホームページ情報を参考し執筆した。ただし、一部については、各事務所からご教示いただいた追加情報を元に記述させていただいた。

xvii 大阪市上海事務所ホームページ（中国語版）を参照（<http://www.osakacity-sh.com/news/document/081501-it.pdf>（但し、中国語のみ））

xviii 福島県上海事務所ホームページの中の「福島GALLERY」のページを参照（<http://www.fukushima-cn.jp/gallery/>）

xix 石川県上海事務所ホームページの中の「中国石川県人会」のページを参照（<http://www.pref.ishikawa.jp/syoko/kaigai/shanghai/kenjinkai/kenjinkai-shanghai-200712.htm>）

xx 財團法人 自治体国際化協会（クレア）及び独立

行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）の説明等について、それぞれのホームページの内容を元に記載
（財団法人 自治体国際化協会（クレア）のホームページ（トップページ）のアドレス (<http://www.clair.or.jp/index.html>)、独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）のホームページ（トップページ）のアドレス (<http://www.jetro.go.jp/index.html>)）

xxi 経済産業省の「外国企業誘致地域支援事業」とは、
「海外の技術・ノウハウと地域の資源とを結びつける
ことによって新たな地域経済の発展と住民の生活の質
の向上を図ることを目的として、地域の特長を活かし
戦略的に外国企業誘致を行う意欲ある地域の取り組み
を支援」する事業。ジェトロが管理事業者として経済
産業省から委託されているものである（ジェトロ（日
本貿易振興機構）ホームページを参照）

（<http://www.jetro.go.jp/invest/services/advanced.html>）。

xxii 中国情報局（SEARCHINA）日本語版ホームページの08.6.20記事を参照

（http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2008&d=0620&f=business_0620_008.shtml）

xxiii 例えば、沖縄県は05年度に福州事務所から県職員
を引き揚げ、民間委託を実施。また、兵庫県は、08年
3月に香港事務所を廃止し、現地連絡員に業務委託。

xxiv 大阪府ホームページ（国際経済交流課の「大阪ブ
ロモーションデスク」ページ）を参照

（<http://www.pref.osaka.jp/kanko/kokkeika/promodesk.htm>）

東播磨へ幻の鉄軌道計画

せいしん
西神ニュータウン研究会 代表世話人 大海一雄

阪神大水害の後に新都市の提案

神戸市は開港以来、人口は増大を続けてきたが、後に六甲山を控え、狭い地域にあえていた。昭和13年、ここに大水害が襲った。このとき、代議士だった野田文一郎は“明石平野に理想的な新しい都市を作ろう”と提案した。彼がもし代議士で終わっていたら、この提案は単なるホラ話に終わっていたかもしれない。

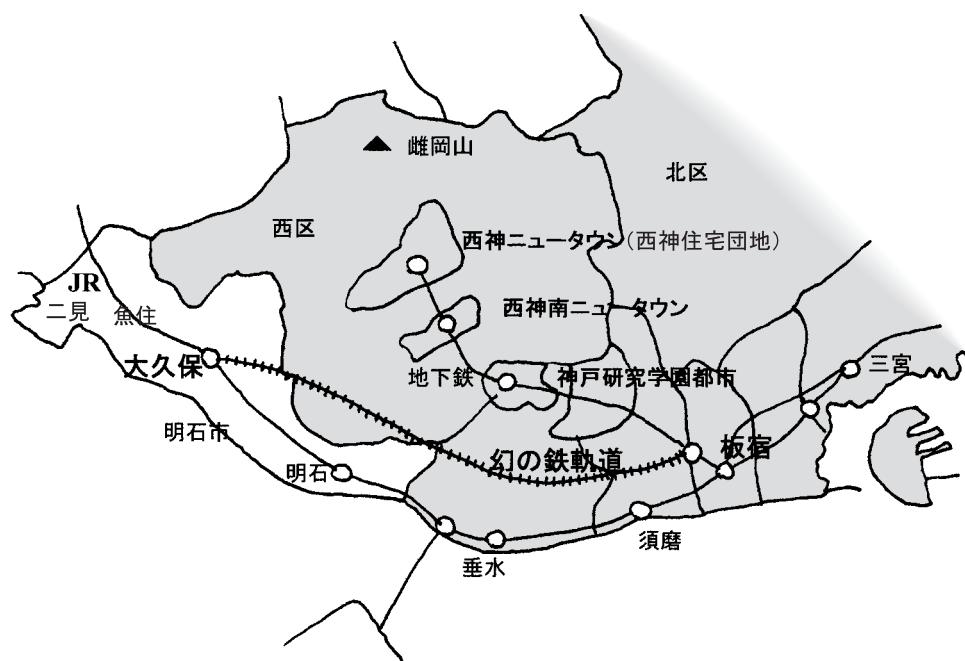
ところが、昭和16年に野田氏が神戸市長になったので、さっそく大港都建設計画を作り実現へと動き出した。市長の胸の中には「東播の明石平野に新都市をつくる。神戸の後背

地の東播は気候もよいし地震もすくない。この一帯に総合大学をはじめ、文化、教育、厚生、住宅を持つ理想的な新しい都市をつくる。」という構想があり、候補地は明石郡の神出町を中心とする現在の西区だったという。

幻の鉄軌道計画

この大港都建設計画により、昭和17年には、東播磨方面への“電気鉄道敷設ノ件”を市会で議決している。この議案によると

区間及び経過地「神戸市須磨区飛松町2丁目11番地地先ヨリ同区月見山町、垂水町、明石市、明石郡伊川谷村、同郡玉津町、明石市ヲ経テ明石郡大久保町大窪237番地地先ニ至



幻の鉄軌道路線図

ル。19.8キロ。」となっている。

この鉄道計画の路線図は残っていないが、経由地に基づいて作図をしたのが、幻の鉄道路線図である。現在の地下鉄の路線からかなり離れているが、キロ数からは当時計画されていた神明道路沿いと想定される。しかし、市会の答弁では「道路ノ工事トハ別個ニ単独ニ進メル積リデ居ルノデアリマス。デアリマスカラ、道路ヨリ先ニ出来ルコトモアリ得ルト考エテ居マス。」と専用軌道をうかがわせる答弁をしている。

また「但シ戦時状態ノ為ニ資材ノ配給ヲ受ケルコトガ極メテ困難ナル情勢ニアル時デアリマスカラ、其点モオ含ミ置キヲ願ヒマス。」と交通局長が答弁しているが、戦局の悪化で中止を余儀なくされる。しかし、認可があり次第すぐにでも工事に着手する意気込みがこの答弁から伺える。

鉄道計画と深く関わっていたと思われる旧明石郡6ヶ村との合併も、戦局の悪化から中止に追い込まれることとなった。

戦後に続く鉄道の夢

昭和21年12月の神戸市会には、合併の覚書が上程されている。このうち伊川谷、櫛谷、押部谷、玉津、平野、神出、大久保、岩岡、魚住の旧明石郡の9カ町村は神戸市と合併の共通条件の覚書を交わしているが、この中に

「将来交通発達のため必要なる電車バス等の交通機関の計画実施に努力すること。尚取り敢えず既設道路を利用しバスの町村環状運転を開始し市と町村間の交通をはかること」と昭和17年の鉄道建設を促すような内容が含まれている。

魚住村は上記の9カ町村に入っていたが「市電及び市バスを村内に開通すること」との覚書を神戸市と結び、二見町も「市電市バスを町地域内に延伸し市の中心部との交通を便ならしめること」と別に神戸市と覚書を結んでいる。大久保町、二見町、魚住村は、結果的に明石市と合併したが、もし神戸市と合

併していたら、大久保から更に二見町まで鉄道を引かなければならなかつたかも知れない。

これら対して神出町はもっと具体的で「市中央に達する幹線道路を構築し、電車線（現神戸市より神出町を経て大久保駅及び明石駅に達する2線）を敷設すること」という壮大なものである。昭和17年の鉄道計画が海寄りだったので、ずっと内陸の神出まで膨らませたように見える。

昭和30年の明石市との合併交渉では、神戸市は合併のPRに努めているが、その中に「理想的な住宅地となるように」との文言はあるが、もう鉄道の話は出ていない。住民投票に当たって、明石市が「市電施設を可及的速やかに実施すること」と申しこれでいるが、神戸市は「調査研究の上、希望事項として善処すること」と少し冷たい回答となっている。

そして地下鉄の建設へ

その後ニュータウンの計画は内陸部へと移ってゆく。そして出来上がった地下鉄は、学園都市駅を過ぎると急に北西に進路を変え、神出のシンボルの雌岡山に向っているように見える。

このようにして、神戸市が西神ニュータウンの建設をつがなく続けて来られたのも、戦前にさかのぼる長い歴史の重みがそうさせてきたのかもしれない。

参考文献

- 「神戸市会会議録」 昭和17年～昭和22年
- 「神戸市会史」 第3巻 神戸市会事務局
- 阿部環 「続神戸市長物語（2）」神戸市紀要 神戸の歴史第8号 神戸市 昭和58年
- 原忠明 「激動期 6人の市長」神戸オール出版印刷 昭和63年
- 宮崎辰雄 「神戸を創る…港都50年の都市経営」 河出書房新社 平成5年
- 「神戸市長 14人の決断」 禅戸新聞社編 平成6年
- 「神戸新聞総合出版センター
- 「新修 神戸市史 行政編1」 平成7年 神戸市
- 大海一雄 「西神ニュータウン物語」 近刊予定 神戸新聞総合出版センター

■ 低炭素社会づくり行動計画

低炭素社会とは、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会を目指すものである。心の豊かさを求める価値観の変化が社会システムの変革をもたらし、低炭素で豊かな社会を実現するものである。

本年7月に開催された主要国首脳会議（洞爺湖サミット）の議長として福田首相が温暖化の議論を主導するという強い意志表明である6月9日のスピーチ（福田ビジョン）と6月19日の「地球温暖化問題懇談会」の提言を受け、この低炭素社会へ移行していくための具体的な道筋を示すものとして「低炭素社会づくり行動計画（以下、行動計画）」が地球温暖化対策推進本部（本部長：内閣総理大臣、本部員：全閣僚）の了承を経て7月29日閣議決定されたものである。

この計画では、我が国は、「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減」するという長期目標を、国際的に共有することを提案しており、その目標の達成には、主要経済国の参加はもちろん、世界のすべての国々が何らかの形で取り組むことが不可欠である。また、わが国としても、先進国として途上国以上の貢献をすべきであり、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指すことが必要であると述べている。政策項目ごとの、具体的な施策内容は以下のとおりである。

①長期目標として、現状から60～80%の削減を行い、その目標実現には、世界全体の排出量を、今後10年から20年程度の間にピークアウトさせる必要がある、②次期枠組みについて公平かつ公正なルールに関する国際社会の合意形成を目指すとともに、来年のしかるべき時期に我が国の国別総量目標を発表する、③具体的取組内容は、A.革新的技術開発として、CCS（二酸化炭素回収（貯留）技術）の実用化、燃料電池の質の向上等を行う、B.既存先進技術の普及として、太陽光発電や省エネ機器の普及拡大、次世代自動車の質の向上等を行う、C.国全体を低炭素化へ動かす仕組みづくりとして、排出量取引の試行的実施、税制のグリーン化、排出量等の見える化（カーボンフットプリント、フードマイレージ、カーボンオフセット等）等を行う、D.国民運動の推進として、「チームマイナス6%」運動の推進、サマータイム制度の導入に向けた調査の実施等を行う。今後、本行動計画に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、定期的に取組状況のフォローアップを行うこととしている。

行動計画に定められた内容は、実用化されていない技術や排出量取引、環境関連税制などの具体的像の見えないものも多いが、低炭素社会への移行は必須であり、今後の技術や合理的な制度の推進が待たれる。

■ 安心と希望の医療確保ビジョン

平成18（2006）年度の医療制度改革以後、医師不足、混合診療、病院の再編、在宅医療の推進など、医療に関する様々な問題が指摘され、こうした問題に対し、将来を見据えた改革を実現するため、あるべき医療の姿を示す「安心と希望の医療確保ビジョン」が本年6月に策定された。医療サービスの質と量の向上をめざし、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう医療制度の改革を行っていくとし、「安心と希望の医療確保」のための3本柱①医療従事者等の数と役割、②地域で支える医療の推進、③医療従事者と患者・家族の協働の推進をもとに、具体的には、医師養成数の増員や、現行の臨床研修制度の見直し、女性医師の支援、病院の適正医師数の算定方式の見直し、医師以外のスタッフの増員などがあげられている。これまで、大学医学部の定員削減など医師養成数を抑えてきた政策を実質的に転換したものといえる。

このビジョンに盛り込まれた各種施策の具体化に向けて「安心と希望の医療確保ビジョンを具体化に関する検討会」が設置され、①医師養成数、②医師の偏在と教育、

③コメディカル等の専門性の発揮とチーム医療、④地域医療・救急医療体制支援、⑤患者・住民の参画の5つの柱から成る「中間取りまとめ」（案）が8月に発表された。具体的には、産科・救急医らの手当てを直接財政支援したり、医師とともに治療にあたる栄養士や理学療法士などコメディカルの増員を要請するなど短期的な対策に加え、将来的には現行の医師養成数を1.5倍に増やすなどの目標が盛り込まれている。

短期的施策については、2009年度予算の概算要求で対応し、関連経費約96億円を盛り込んでいる。医学部の定員については、日本の人口千人あたりの医師数が2.0人であるのに対し、OECD（経済協力開発機構）の平均医師数は3.0人で、約1.5倍にのぼることが考慮されている。政府の「経済財政改革の基本方針2008」（骨太の方針08）で早急に過去最大（1981年、8,360人）程度まで、増員する方針が盛り込まれた。

今後の課題としては、医学生を一人増やすのに年間約1,000万円必要とされる財源確保や医療の質を向上させるための医師の教育体制整備があげられる。

■ 国籍法婚外子差別規定違憲判決

法律上の婚姻関係にない日本国民である父と日本国民でない母との間に生まれ（非嫡出子・婚外子），出生後に父から認知された子が，両親が結婚していないことを理由に日本国籍の取得が認められないことに対し，日本国籍を有することの確認を求めた訴訟の上告審において，平成20年6月4日最高裁大法廷は，父母の婚姻を国籍取得の要件とする国籍法の規定は憲法第14条第1項が保障する法の下の平等に反するとして，日本国籍を認める判断を示した。

現行国籍法では，日本国民の父と日本国民でない母の間に生まれた非嫡出子は，胎児の間に認知されれば出生時に法律上の親子関係が認められるとして日本国籍を取得できるが，生後に認知された場合は両親に婚姻関係があることにより嫡出子の身分を取得した場合でなければ国籍取得が認められない（第3条第1項）。その理由は，世界の国籍制度は親と同じ国籍を得る「血統主義」と生まれた国の国籍を得る「生地主義」に大別されるなかで，我が国が血統主義と家族の結びつきを重視し，戦後長らく日本国民でない父と日本国民の母の子には帰化のみを認める父系血統主義を探ってきたところ，外国人定住者や国際結婚の増加を受けて昭和59年に父母両系血統主義を採用した際に，法律婚尊重主義と相まって，両親の婚姻が出生の前か後かで日本国民の父の子の日本国籍取得に差が生じないように同規定が設けられたという経緯が

ある。当時から生後認知の子に婚姻の有無で区別が生じることについての議論はあり，司法府も平成14年の最高裁小法廷判決の補足意見で言及するなど，立法・行政府の対応が注目されてきたが，父の認知により帰化条件が緩和されることや，不法滞在の外国人母が偽装認知を用いてその子の日本国籍を取得して在留特別許可を受ける事例への懸念などから，同規定は維持されてきた。

当判決では，①日本国民である父と日本国民でない母との法律上の婚姻をもってその子に国籍を与えるに足りるだけの我が国との密接な結びつきが認められるというこれまでの考え方は，家族生活や親子関係に関する意識の変化や実態の多様化を考慮すると，今日の実態に適合するものではないこと，②昭和59年当時と比較して，諸外国が婚外子への差別を解消し，認知による父子関係の成立で国籍取得を認める方向にあること，③いわゆる子供の権利条約の差別禁止規定などの社会的環境等の変化を挙げた。判決は裁判官15名中9名の多数意見であったが，この違憲判断について合憲としたのは3名のみであったことからも，社会情勢や国際社会の動向が重視されたことがうかがえる。判決を受けて法務省は，婚姻要件の削除と虚偽の届出に対する罰則の新設などを盛り込んだ改正法案を今秋の臨時国会に提出する作業をすすめている。

■ 東京都改正環境確保条例

東京都は，かねてから都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」を設けていたが，近年注目を浴びている気候変動の危機など人類・生物の生存基盤を脅かす問題に適切に対応するため，温室効果ガスの排出削減の義務化や排出量取引の導入など，同条例の大幅な改正を本年6月25日に行った。

今回の条例改正検討の視点は，①様々な温室効果ガス削減事業の推進，事業者やNPO等との連携など，総合的な気候変動対策の推進の一環として位置付ける，②都が環境確保条例に初めて地球温暖化対策に関する制度を規定した2000年以降，現在までの削減の取組みの経緯を踏まえるとともに，気候変動の危機の深刻化に対応した制度を構築する，③環境確保条例で規定すべき内容に関しては，技術革新や経済状況の変化，世界動向等も踏まえ，あらゆる分野において検討を継続する，ことである。

また，条例改正にあたっては，①産業・業務・家庭・運輸のあらゆる部門において，大企業，中小企業，家庭，官公庁など，都内のあらゆる主体が，役割と責任に応じてCO₂の削減に取り組むことが不可欠である，②都市機能が高度に集積している東京におけるCO₂排出削減を確実に実現していくためには，排出実態と削減ポテンシャル（潜在的可能性）を十分に踏まえた上で，都の特性にあった削減対策を講じていくことが重要である等を

基本的な考え方としている。

具体的な改正内容は，①温室効果ガス排出量が相当程度大きい事業所（燃料，電気等の使用量が重油換算で1500kℓ以上）への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入，②中小規模事業所の地球温暖化対策推進制度の創設（中小事業者のCO₂排出量等の任意報告制度の創設，多数の事業所を有する企業等については提出を義務化する等），③エネルギーの有効利用に関する計画制度の創設（一定規模以上の開発を行う事業者に，建築物の省エネ性能の目標値を設定し，「エネルギーの有効利用に関する計画」を作成・提出する義務を設ける等），④建築物環境計画書制度の強化（計画策定対象規模の拡大，再生可能エネルギーの導入検討義務等），⑤家庭用電気機器等に係るCO₂削減対策の強化（節電・省エネ機器などの設置努力義務，認定制度による普及促進等），⑥小規模燃焼機器におけるCO₂削減対策の強化（低NO_xかつ低CO₂機器の設置努力義務，認定制度による普及促進）等である。

今後，都では，①都民，NPO，事業者，国や自治体との連携，②制度の検証と見直し，③気候変動対策の更なる検討を行っていくこととしている。

東京都は2020年（平成32年）までに2000年比で温室効果ガスを25%削減するという目標を掲げ，今回の条例改正は，排出削減の義務化や排出量取引の導入など，これまでにない内容を含んでおり，削減効果が注目される。

■ 景気後退と物価上昇

日本経済は、2002年2月以降、海外需要が主導して景気拡大を続けていた。近年2005年～07年度の年平均成長率は実質ベースで2.2%であった。しかし、戦後最長の景気拡大を続ける日本経済をめぐる国内外の経済環境が、米国のサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）問題に端を発した世界経済の成長鈍化と世界的な資源・食料価格の高騰などによって、一転して悪化しつつある。

国内需要については、まず個人消費が低迷する可能性が出てきた。燃料や食料品価格を中心としたインフレ圧力増大が家計の実質購買力の減退を招き、消費不振に繋がり始めている。原油高騰は、昨夏来のサブプライムローン問題の背後で生じた「証券化バブル」の崩壊で株式市場を追い出された投機マネーが、原油先物市場に逃げ込んだことが原因であると見られている。

また、設備投資はすでに昨年度でピークに達している。2003～2006年度まで4年間好調に推移した後、昨年度はゼロ成長となった。ドル安・資源高を主因として企業利益が悪化しており、企業が設備投資を増加させるインセンティブは乏しいと見られている。

さらに、住宅投資は、昨年6月の改正建築基準法の施行によって、昨年度GDPを下押しした。今年度に入って、改正建築基準法前の水準に回復したものの、昨年度

後半における落ち込みを取り戻すような力強い回復は見られない。

次に、海外需要についても、息切れしつつある。海外需要は、2002年度にプラス成長に転じて以来、一貫してGDPの牽引役になってきた。このような外需の背後に世界経済の動向を見ると、2002年以降の世界景気の回復を支えた米国・欧州・中国・インドなどの経済が減速しつつある。

このような国内外の経済環境の悪化に対処するため、政府は、本年8月21日に経済対策として「安心実現のための緊急総合対策」を経済対策閣僚会議で決定した。

今後の日本経済の見通しについては、短期的には資源高を背景としたインフレの進行によって、また中期的には世界景気の大幅鈍化によって、来年にかけて景気後退局面に突入するリスクがかなり高いと言う見方が大半を占める。ただし、景気後退期に入るとしても、深刻な低迷には至らないと見られている。それは、今後も資源国を中心に堅調な推移が続くと見られることや、企業の借り入れ債務が大きく圧縮したこと等が挙げられている。

その一方で、原油高騰はすでにピークをすぎた可能性があり、原油反落を主因として、今後、成長ペースはゆるやかながらも、方向性としては改善へ向かうという見方もある。

■ 燃油サーチャージ (Fuel Surcharge)

原燃料価格の上昇などを理由に追加料金を設定する制度。燃料費の負担が大きい航空運賃などで導入されている。原油価格の高騰を受け、旅行商品でも宿泊費や食事代とは別に請求する燃料特別付加運賃（燃油サーチャージ）が大幅に上がる例が増えている。

2004年末より国土交通省航空局認可のもと、多くの航空会社や海運会社がこの「燃油サーチャージ」を設定している。国際便では航空運賃は二国間の協定で定められることが一般的なため、通常燃油サーチャージ料金については通常双方の航空会社間で調整した後、政府に対して申請、認可される。燃油サーチャージ導入の背景にある燃油価格の高騰は、航空会社や海運会社の収益を相当悪化させており、日本においては、2001年に航空貨物で導入し、2005年から航空旅客でも導入している。

資源高が経営を直撃している運送会社の間でも、サーチャージ制度の導入を目指す取り組みが広がっている。これは競争が激しい運輸業界では運賃引き上げが難しいことから、燃料価格が上昇した場合にトラック運賃に自動的に上乗せできるようにするためである。しかし、十分な価格転嫁が行われず陸運業者に深刻な負担増を強い

ている。全日本トラック協会の調査によれば一部でも価格転嫁できたのは4割ほどであったという。

2008年3月国土交通省は軽油価格上昇分の運賃への転嫁を進める為に、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」を発表した。同年5月には、陸運最大手企業が燃料サーチャージ導入を決め、他の大手企業も導入に前向きである。しかし、トラック運送の9割以上を占める中小・零細企業では交渉力が弱いためにガイドライン通りに実施できるかは不透明である。

一般に、旅行のパンフレットなどにおいて、燃油サーチャージが別料金で上乗せされる場合においても、この上乗せ料金のことについては片隅に目立たないよう小さく書いてあることが多い、別料金であることを見落としやすい。例えば、運賃が4万円であるのに対し、約3万円の燃油サーチャージ（実際の総額は約7万円）がかかるなど、かなり高額の上乗せになることも多い。説明がわかりにくいため支払いの段階になって気づく消費者も多く、苦情の原因となることもある。そのため、国土交通省も旅行業界に対して、燃油サーチャージを含んだ総額の表示を指示する通達を2008年6月30日に出した。

■ メタンハイドレート

ある分子（ホスト分子）の結晶格子によって作られた空間の中に小さな分子（ゲスト分子）が取り込まれ、共有結合によらずして安定な物質として存在しているものをクラスレート（Clathrate；包摂化合物）というが、このうち水の分子のかご中にメタン分子が入りこんだものをメタンハイドレートという。1気圧・零下80度～23気圧・摂氏零度という低温高圧下の環境、具体的には永久凍土層や水深500m以上の深海に氷柱様で存在することから「燃える氷」などと呼ばれる。地底深くは地熱で温度が上昇するために存在しない。メタンハイドレートそのものの存在は、1930年代頃から、寒冷地のパイプライン内に生成されることから、パイプが詰まる事故の防止のための研究を通じて知られていたが、天然資源として注目されるようになったのは、1970年代に埋蔵量の予測が行われて以降のことである。

メタンは、地層内にあった動物・植物などの遺骸である有機物がバクテリアの分解や熱の分解によって発生し、天然ガス（都市ガス）成分の90%以上を占める無臭の気体である。京都議定書でも温室効果ガスと定義されており、大気中への放出量が増加することが好ましいものではないが、大気中での分解が約12年と二酸化炭素より早く、また、天然ガスは石油に比べると燃焼時の二酸化炭素排出量や大気汚染物質が少ないクリーンなエネルギー

であることから発電燃料や天然ガス自動車の開発など近年普及が進み、世界的に生産・利用量が増加している。メタンハイドレートは1m³から160～170m³のメタンガスが得られ、また、全世界に広く、豊富に存在すると見込まれることから近年の地球温暖化問題の深刻化にあわせて脚光を浴びることになった。

特に我が国は、天然ガスの国内生産量は使用量の3%に過ぎない一方、近海のメタンハイドレート埋蔵量は天然ガス使用量の96年分とする推計が1996年に出されるなど期待が大きい。しかしながら、大深水下の地層中でこれを分解してメタンをガスとして回収するためには掘削・生産設備が大型化し、単純に汲み上げることで採取できる石油や天然ガスに対して現状ではコスト面でのハードルは高いとされる。政府は2001年度から「メタンハイドレート資源開発研究コンソーシアム」を組織して、資源量評価（探査・開発技術）、生産手法、環境影響評価の3領域で開発計画を進めており、経済産業省が本年8月19日に開催した「開発実施検討会」では、2009年度からアラスカなどで陸上産出試験の実施並びに海洋産出試験に向けた技術的な課題の整理を行い、2012年度より日本近海での試掘、商業化は2018年度以降に目指すことが確認された。

■ 神戸市四川大地震復興支援チーム

神戸市では、中国・四川省において発生した大地震（平成20年5月12日発生）による被害に対して、阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かした効果的な支援を行うため、復興支援チームを編成した。

支援チームの編成にあたっては、神戸市の阪神・淡路大震災時の震災対応業務の経験を登録した「神戸市職員震災バンク」などをもとに、大震災の対応経験や復興経験を有する職員等を中心の人選した。

チームの特色としては、震災からの復旧・復興の施策別にその経験を有する職員、職員OB、NPO（「こうべの絆2005」）を中心に編成しており、各分野ごとのチームリーダーを中心に臨機応変な組織とし、中国側からの様々な要請に対して、実務に即したノウハウを提供できるように編成している。

今後、それぞれの分野ごとに、中国被災地での復旧・復興過程の時期にあわせた支援を予定している。なお、各分野の内容は次のとおりである。
①全体復興計画：復興計画策定（組織、過程など）、復興計画の推進（検証など）
②生活再建：仮設住宅建設・管理、市民の生活再建支援策など
③福祉：恒久住宅高齢者見守り施策、

災害時要援護者対策など
④医療・保健：被災者健康管理、保健師の活動、こころのケア対策など
⑤すまいの復興：恒久住宅整備、耐震補強など
⑥教育・文化：子どもの教育再開、防災・減災教育、被災した文化財の修復など
⑦工業・商業：中小企業（工場、商店街、小売市場）の復旧・復興など
⑧復興まちづくり：災害に強いまちづくり、市街地再開発など
⑨安全で安心なまちづくり：地域における防災組織づくり、防災訓練

同チームとしては、JICAなど主催の「中華人民共和国西部大地震にかかる復旧・復興支援セミナー」が北京において開催されたのに際して、阪神・淡路大震災からの復興についての経験を中国側に伝えたのをはじめ、中国側各方面からの照会や視察受け入れに対応している。

今後、中国四川大地震からの復旧・復興は、数年以上の年月を要すると思われるが、神戸市としては、引き続き、「復興支援チーム」を中心に、阪神・淡路大震災からの復興の経験・教訓についての資料提供、中国側からの研修の受入など、震災復興に当たっての実践的な支援を続けていく予定である。

■ 神戸市モデル地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進――

人口減少社会において、経済社会を維持・発展させるため、個人の価値観、ライフステージに応じて、多様な働き方を選択できるようにし、女性や高齢者が働きやすく、また、男性が家庭生活や地域生活に参画しやすくなるために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要になってきている。

ワーク・ライフ・バランスとは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らのバランスで展開できる状態であり、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として重要なものである。

神戸市においても、ワーク・ライフ・バランスを推進するために、神戸における就業環境向上のためのワーク・ライフ・バランスの進んだ働き方について、アンケート調査を実施し、また、研究会を設置し、その提言内容を企業、労働組合にフィードバックし、その導入を働きかけるとともに、新たな働き方、生活の仕方（くらしのデザイン）に対応した行政施策を推進し、市民満足度を上げるために活用していく。

さらに、男性も女性も働きやすい職場づくりに向けて、積極的な取り組みを行っている「こうべ男女いきいき事業所」が多く立地する六甲アイランドを、ワーク・ライフ・バランス推進のモデル地域に設定し、啓発活動や企業、従業員、地域住民などの各主体間の交流と連携をはかることなどにより、具体的な取り組みを促進し、働きやすく住みやすい都市をめざしていくこととしている。

その一環として、「ワーク・ライフ・バランスの推進」をテーマに、職場や家庭、地域での取り組みについてのシンポジウムを平成20年6月4日に六甲アイランドで開催した。さらに9月には、六甲アイランドにおけるワーク・ライフ・バランスの推進への取り組みについての情報交換会を開催し、先進的な企業の取り組みを紹介し、他の企業の取り組みへの波及をはかることなどにより、モデル地域からの情報発信に努めている。

平成20年3月に策定した神戸市男女共同参画計画（第2次）においても、ワーク・ライフ・バランスの推進を特に重点的に取り組むべき柱としており、働きやすく住みやすい都市づくりをめざして、今後、その推進に努めしていく。

■ 神戸市温室効果ガス削減目標達成のためのアクションプログラム――

2008年度から京都議定書の第1約束期間（2008年度～2012年度）がスタートし、わが国は、この期間の温室効果ガス排出量を1990年度の排出量から6%削減すると国際的に約束している。また、2008年5月には、神戸においてG8環境大臣会合が開催され、地球温暖化防止や低炭素社会づくりへの関心が高まっている。

神戸市では、地域から地球温暖化防止を進めるため、「神戸市地球温暖化防止地域推進計画」を2000年3月に策定し、第1約束期間の中間年次である2010年度を目標年次として、市域の温室効果ガス排出量を1990年度から6%削減することを目標に、市民・事業者・市の協働により地球温暖化防止の取り組みを進めてきた。しかしながら、市域の温室効果ガス排出量は2005年度、約1,150万トンで1990年度比+5.5%と、逆に増加しており、このまま推移すると2010年度には温室効果ガス全体で1,171万トンと1990年度比7.5%増となると予測している。部門別に見ると、特に業務部門（オフィスビル等）と家庭部門の排出量が延床面積の増加や一人あたりのエネルギー消費量の増加などにより大きく伸びている。

このため、2010年度までの限られた期間内に目標を着実に達成するための実行計画として、「温室効果ガス削減目標達成のためのアクションプログラム」を2008年3月に策定した。

このアクションプログラムは、計画期間を2008年度から2010年度までの3ヵ年とし、温室効果ガスの中でも、

特に排出量の多い二酸化炭素（温室効果ガス全体の96%）を2010年度に1990年度比で6%削減（約147万トン）することを目標とし、各部門別の削減目標量とその方途を示している。

各部門別の削減対策は、①産業部門については、現在、自主行動計画など自らが掲げる削減計画を市と協働して達成を図る、②業務部門については、省エネ行動の目安となる取組目標や効果的な取組メニューを提示して、自主的かつ積極的な取り組みにより達成を図る、③家庭部門については、省エネ行動の目安となる取組目標や効果的な取組メニューを提示して普及啓発を行い、全世帯の自主的・積極的な取り組みによる達成を図る、④運輸部門については、低公害車・低燃費車の普及促進、公共交通機関の利用促進など自動車対策の一層の推進により達成を図る、⑤廃棄物部門については、レジ袋削減運動の拡大、家庭系ごみの指定袋制、粗大ごみの申告有料制等の新たな減量・資源化事業を展開することとしている。

また、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、学識経験者・市民・事業者・行政・NPO等で構成する「アクションプログラム進行管理委員会」を設置し、目標の達成状況、市民・事業者・市の取組状況等を総合的に評価し、取組みの改善・強化等に関する審議を行っていくとしており、PDCAサイクルによる目標達成を図っていく計画としている。

■ 表六甲の都市河川

六甲山系は地質が脆弱で、特に表六甲（六甲山系の南側）は地形が急峻なため豪雨などによる山崩れや土石流などの災害が発生しやすい特徴を持っている。

昭和13年7月には、梅雨前線により3日間連続雨量461.8mm、1時間最大60.8mmの集中豪雨により、流木や岩塊を混じえた土石流が市街地に流れ込み、死者616名、被災家屋89,715戸に達する大災害となった。

これを契機に、砂防事業や表六甲の比較的大きな河川の改修事業が国の直轄で実施された。この復旧に当たっては、まず六甲山系からの土石流を防ぐことと、大きな流速で流出してくる水をスムーズに海に流すことを基本に計画され、国とその後を受けた兵庫県が事業を実施したが、昭和36年と昭和42年に表六甲の未改修の小河川が氾濫し大きな被害が発生したため、昭和45年から神戸市も積極的に河川改修に着手することになった。

表六甲の河川は、流域が小さく南北方向に細長いため、降雨が河道に集まる時間（流入時間）が短く、流速が早い特徴があるため、一般的な土の堤防では洗掘が大きく堤防が維持できなくなる。そこで護岸や河床を石やコンクリートで覆った三面張りの河川が多く整備されてきた。

本年7月28日に小学生ら5名が亡くなるという不幸な水難事故があった都賀川も、昭和13年の水害を契機に100年に1度の降雨を安全に流下させることができるよう本格的な改修が始まり、昭和25年頃には石積護岸でコ

ンクリート河床張りの改修が完了した。一方、都賀川を流れる水は、昭和20年代までは清流であったものの30年代後半から家庭の雑排水等の流入により汚染が進み、一時は魚の住めない川になった。そこで、清流を取り戻そうと住民が主体となった河川愛護活動が広まり、下水道整備の進捗もあって今では鮎が遡上するまでの清流になっている。水質の向上に伴い、水に親しみたいという地域のニーズが高まり、昭和54年に河川内プールを神戸市が、その後魚道や遊歩道を兵庫県が整備して平成17年に現在の姿になり、一層多くの市民が憩いの場として利用するようになった。

このような不幸な事故を二度と繰り返さないためには、河川利用者一人ひとりがその川の特色を知り、その危険性を日ごろから理解しておくことがもっとも必要であろう。のために神戸市でも、小中学校の教材を作成したり、注意喚起看板の新・増設をするなど、その危険性をあらゆる手段で、さまざまな年代に今まで以上に啓発していくことになった。さらに、流入時間の短い都市河川の特徴を踏まえて、河川利用者が避難判断を早期に的確に出来るよう、気象予報と連動した警報装置の設置や、携帯端末での気象情報の取得の啓発など兵庫県と協力して対応していくこととしている。

今後とも市民との協働により、より安全で楽しく川と親しむことが出来るよう努力していくことが求められる。

■ 明石海峡大橋開通10周年

神戸市西区から明石海峡大橋を経て淡路島に渡り、大鳴門橋を経て徳島県鳴門市までを結ぶ神戸淡路鳴門自動車道は、延長約89kmの高速道路で、この内、明石海峡大橋は、神戸市垂水区と淡路市松帆を結ぶ全長3,911mの世界最長の吊り橋である。

明石海峡大橋は昭和28（1953）年に当時の神戸市長原口忠次郎の「夢の架け橋」計画から始まり、昭和45（1970）年に本州四国連絡橋公団が設立され、本格的に調査がなされた。昭和60（1985）年に事業化が決定し、昭和63（1988）年5月の現地工事着工から10年足らずで工事を完了し、平成10（1998）年4月5日に開通した。これにより、神戸淡路鳴門自動車道の全線が開通し、今年で10周年を迎えた。

神戸淡路鳴門自動車道の全通により、大阪・神戸といった大都市圏と四国が直結され、日常生活や物流・観光等に大きな効果をもたらしている。その一つとして、全通以後は、神戸～徳島間すべてを陸路での移動が可能になったことから所要時間が1時間40分と開通以前の37%にまで短縮され、台風・降雪等がない限り通行止めにもなら

ないことから安全性・確実性も大きく向上した。

その結果、平成18（2006）年度の明石海峡大橋の交通量は約25,000台／日と大鳴門橋開通直後の3.6倍に大きく増加した。また、高速バスが市民の足として定着したことから、同年度の大坂・神戸と四国4県を発着する便数は243便にのぼり、四国から関西への輸送人員も全通当初の2倍を越える397万人まで増加し、大阪・神戸と四国の地域間交流の活発化やひいては近畿圏の発展に結びついている。

平成18（2006）年までの明石海峡大橋の交通量は順調に増加していたが、原油高騰の影響からか昨年度（平成19年度）の前年度比交通量は初めて減少した。また、今年度8月末までの交通量も前年度同期を下回っており、今後、どのように利用促進に取り組むかが課題となっている。全通10周年を契機に、本州四国連絡高速道路㈱や沿線自治体等18機関で構成される神戸淡路鳴門自動車道全通10周年記念事業実行委員会を設立し、各種記念事業の実施により情報発信を行い、課題である利用促進により一層の地域間交流の活性化に取り組んでいる。

神戸ビエンナーレ2009基本計画

平成20年7月

神戸ビエンナーレ組織委員会・神戸市

[問い合わせ先：神戸ビエンナーレ組織委員会事務局 TEL 078-322-6490]

1. 開催基本概要

【趣旨・目的】

神戸は、その地理的・地形的条件により古くから陸海の交通の要衝として栄え、異文化交流の最先端として、多様な芸術文化の流入を体験し、現在にいたるまで、その多様で重層な文化が根付き、共存して発展してきた。また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災により傷ついた心を癒し、復興への勇気をあたえてくれた芸術文化の感動は、市民にとって忘れえぬものとなっており、芸術文化は震災復興の活力となつて大きな役割を果たした。

こうした神戸のまちの歴史・経験を踏まえ、震災10年を機に文化を生かしたいきいきと進化するまちづくりの基本理念として、平成16年12月に「神戸文化創生都市宣言」を行った。神戸に芸術文化の力を結集して内外に発信する機会を設け、神戸の芸術文化の更なる振興を図るとともに、まちのにぎわい、活性化につなげるため、2年に1度の芸術文化の祭典「神戸ビエンナーレ」を開催していく。

【理念】

(1) 神戸らしい都市イメージの発信

神戸ビエンナーレでは、多種多様な芸術文化を取り上げ、アジアをはじめ世界からの様々な芸術文化の流入の玄関口や伝達役として、前身の兵庫の津からの歴史を踏まえ、港町・神戸の都市イメージを表現する。

さらに神戸のまちの歴史の蓄積・デザインの豊かさ・コンパクトな都市空間を最大限に生かし、まちの資源と芸術文化を融合させ、新しい観光交流の創出を目指し「文化創生都市・神戸」を国内外へ発信する。

(2) 新進アーティストの発掘・育成

コンペティション形式による作品展示により新進アーティストの発掘・育成を行うとともに、国際的なアーティストの招待展示によって質の高い作品展示を目指す。

(3) 多種多様な芸術文化の交流・融合

様々な芸術文化の結びつきから生まれる、新たな価値の創造、文化の創生を目指した、多種多様なジャンルの参加が可能なコンペティションを開催し、国内外から集まったアーティスト、デザイナー、クリエイター達が分かち合える交流の場を積極的に提供する。

(4) 芸術文化を活かした都市づくり

まちの中へ積極的に芸術文化による空間的仕掛けを行うことで、まちの資源の再発見・再生・活用につなげまちの魅力化を図るとともに、芸術文化活動やボランティア活動を通して神戸ビエンナーレの開催期間中だけでなく開催までのプロセスに多くの市民が関わり、豊かな感性を育むことができる機会を提供し「デザイン都市・神戸」を推進する。

(5) 芸術文化活動の連携

神戸から兵庫、兵庫から瀬戸内海、そして関西圏からアジアへと芸術文化活動を通して輪を広げ、芸術

文化の裾野の拡大を図る。

【名 称】 ~港で出合う芸術祭~ 神戸ビエンナーレ2009

【テーマ】 わ wa

■テーマ・コンセプト

私たちは進化した近代科学の恩恵のなかで、進行する環境破壊の脅威にもさらされている。いまや地球上の社会のすべてが、環境とともに「美」意識を見直す時を迎えてる。人と自然の関わりを、環境とともに「文化」の力をいまこそ再考しなければならない。

21世紀の世界に対して提示できる日本の「文化力」とは何か。

私たちは、私たちの文化の根底に受け継がれてきた古くて新しい「わ」の姿勢を、21世紀の地球環境および文化創生のキー・コンセプトとして国内外に提示していく。

今、日本が位置する地理的・歴史的・文化的環境を見据えるなら、それが港で出合う芸術祭「神戸ビエンナーレ2009」のテーマにふさわしいと考える。

「わ」とは、「平和 peace」、「調和 harmony」、「和み comfortably」、「環 surrounding」、「輪 link」などを意味する。それは多様な意味とその背景を含意し、歴史的あるいは現代的な多様な解釈を派生させる多義性をはらんだ言葉であり、私たちの文化と歴史が独自に生み出し、また日本人と日本文化の形成には欠かすことのできなかった基本概念である。「美」意識自体をつくり上げているこの多義性は、言うまでもなく私たちの文化に属するものである。

すぐれて多義的なこの「わ wa」が、現代の環境と歴史の状況に対してどのように響いていくのか、私たちはそれを世界の「環境」に対するひとつの問い合わせとして見届けたい。そして世界へ向けた私たちの新たな文化創生の可能性をそこに託したいと思う。

【期 間】 2009年10月3日(土)～11月23日(祝・月)：52日間

【主会場】 神戸メリケンパークエリア、三宮・元町商店街エリア、HAT 神戸エリア（兵庫県立美術館など）

【目標来場者数】 15万人

【入場料】 有料

【事業費】 約3億円

2. 総合ディレクター

吉田泰巳（華道家 昭和14年 神戸市生まれ）

伝統を重んじながらも既成概念にとらわれない「いけばな」のあり方を模索し、野外いけばな展をはじめ、ソウルミュージックの流れる中、蠟燭の明かりの下で作品を鑑賞する個展や、いけばな作品の写真をコラージュした「いけばな版画展」を国内外の画廊で発表するなど幅広い創作活動をおこなっている。

また、モナコ花の大使としてフランス・スペインを訪問し、ローマ法王・レニエ大公・グレース王妃にいけばなのデモンストレーションを披露したほか、韓国光州ビエンナーレ2004に出展するなど、国際分野でも活躍している。

受賞歴

平成6年 兵庫県文化賞受賞
平成8年 神戸市文化賞受賞

役 職

嵯峨御流神戸俱楽部 理事長
(財)日本いけばな芸術協会 理事
兵庫県いけばな協会 相談役
環境芸術学会 監事
(財)兵庫県芸術文化協会 理事
(財)兵庫県園芸・公園協会 理事
湊川神社 華務職 / 生田神社 華務職
兵庫・神戸CSの会 事務局長
韓国・光州ビエンナーレ 名誉広報大使
神戸ビエンナーレ2007実行委員会 委員長

3. 展示・イベント計画

神戸ビエンナーレでは、現代アートに限らず、多彩なジャンルの芸術文化の展示やパフォーマンスを開催する。美術や、伝統文化、生活文化など、文化活動全般に光を当て、多種多様な芸術文化の交流・融合を図る。

■コンペティション

(1) アート イン コンテナ国際展

輸送用コンテナの内部を展示空間とする現代アートのコンペティション「アート イン コンテナ」を実施する。アーティストの自由な発想で、40ft コンテナという限られた空間内に凝縮されたアートの力と可能性を表現する。

(2) 現代陶芸国際展

日本工芸の永遠に変わらない本質を持ちながら、自己の表現を基礎に据えた現代陶芸作品を公募し、展示する。

(3) アーティスティックフォト展

輸送用コンテナの内部を展示空間として、斬新な発想と技法により新しい写真の可能性を探求した芸術写真を公募し、展示する。

(4) 大道芸コンペティション

ジャグリング、パントマイムなど多彩な大道芸を身体表現アートとしてとらえ、会場内に異空間を創造する。

(5) グリーンアート展

心にやすらぎを与える、暮らしに潤いをもたらす「花」と「緑」に親しんでもらえるよう、美的文化であるグリーンアートを公募し、展示する。

(6) こども絵画展

次代を担う子供たちが芸術とのふれあいを通じて豊かな感性を養うことを願って、作品を公募し、展示する。

■企画展示

(1) 招待作家展

国際的に活躍する現代アーティストを招き、自在に様々な作品を展開する。

(2) いけばな未来展

全国から集まった華道家が、いけばなが持つ伝統を尊重しながらも最新の表現を追及した「いけばな芸術」を披露する。

(3) エイブル・アート「仲間たち」展

障害のある人たちのアートを「エイブル・アート／可能性の芸術」として捉え、アートを通して人と社会の新しいコミュニケーションの場を創出する。幅広くエイブルアート展として展開し、大きな交流の輪をつくりあげる。

(4) 浮遊するオブジェ展

三宮センター街・元町の商店街等のアーケード内を新たなアート空間として見立て、まちかどでアート展開をする。

(5) 地元アーティストの紹介

神戸ゆかりのアーティストによる洋画・日本画・書・工芸、音楽・舞踏など、地元より様々な芸術文化の発信を行う。

■ステージ

神戸発祥のジャズをはじめとする音楽イベントやダンスパフォーマンスなど様々なステージで会場を盛り上げる。

■その他

今後、更なるジャンル等の拡大について、検討を重ねるものとする。

4. 会場計画

- (1) 国内外の人が訪れ、神戸のシンボリックな海と山のコントラストが映えるメリケンパークをはじめ、多くの人が集う三宮・元町商店街、兵庫県立美術館やさまざまな施設が集積するHAT神戸などを主会場として展開を図る。
- (2) メリケンパーク会場では人・物・情報が古くから行き来し、港町として発展してきた神戸のまちの成り立ちに通じる、神戸を象徴するツールとして、コンテナを使ったシンボリックなステージを設置するとともに、多数のコンテナを使って多種多様な芸術文化の交流・融合を図る。



5. 参加計画

(1) 連携事業

神戸から兵庫、兵庫から瀬戸内海、そして関西圏からアジアへと芸術文化活動を通して輪を広げるため、各地域の芸術文化関係施設及び団体との連携事業を積極的に展開する。

(2) 協賛事業

神戸ビエンナーレの趣旨に賛同する市民や芸術文化団体が会期100日前から閉幕日までの期間中に実施する事業を協賛事業として盛り上げていく。

(3) アートと観光の連携

市内観光施設との間で割引を実施したり、市内のギャラリーと連携事業を展開するなどして、まちをめぐりながらアートを楽しむかけ作りをする。

(4) ボランティアの参加

広報、プレイベント、作品制作支援、会場運営、事務局支援など、様々な形で多くの市民にボランティアとしてビエンナーレに参加しもらい、文化活動の裾野を広げる。

(5) ワークショップ

アーティスト等による各種ワークショップを実施し、アートへの理解・関心を高めることや作品を制作することの楽しさを実感してもらう。

(6) アート・フリーマーケット

プロ・アマを問わず、アート作品の販売の機会、来場者がアート作品を購入する機会を提供する。

(7) アーティスト同士及びアーティストと市民の交流の場の提供

ビエンナーレに集まったアーティスト、デザイナー、クリエイター達同士、さらに市民も含めた交流の場を積極的に設けていき、人的資源のネットワーク化及び新しい創造的活動創出のきっかけとする。



資料

神戸ビエンナーレ組織委員会

※五十音順 敬称略

【顧問】 3名

神戸都市問題研究所	理事長	新野 幸次郎
東京藝術大学	学 長	宮田 亮平
兵庫県	知 事	井戸 敏三

【会長】 4名

神戸芸術文化会議	議 長	加藤 隆久
神戸市	市 長	矢田 立郎
神戸商工会議所	会 頭	水越 浩士
神戸大学	学 長	野上 智行

【委員】 35名

株式会社アシックス	代表取締役社長	和田 清美
意匠学会	会 長	藤田 治彦
株式会社イズム	代表取締役	小田 健義
株式会社エーデルワイス	代表取締役会長	比屋根 肇
大阪ガス株式会社	常務執行役員兵庫地域総支配人	久保田 一裕
株式会社大阪喜久屋書店	代表取締役社長	工藤 和志
川崎重工業株式会社	取締役	寺崎 正俊
環境芸術家		山口 勝弘
環境芸術学会	名誉会長	伊藤 隆道
関西電力株式会社	執行役員神戸支店長	太田垣 英士
キリンビール株式会社	神戸統括支社長	松井 泰隆
近畿日本ツーリスト株式会社	神戸支店長	仲 章弘
神戸芸術工科大学	学 長	齊木 崇人
神戸市商店街連合会	会 長	三條 正豊
神戸市婦人文化協会	理事長	妹尾 美智子
財神戸市民文化振興財団	理事長	町本 欣信

株式会社神戸新聞社	代表取締役会長	稻垣 翼夫
株式会社神戸製鋼所	代表取締役社長	犬伏 泰夫
株式会社神戸夙月堂	代表取締役会長	下村 俊子
株式会社 J T B 西日本	神戸支店長	高島 順一
シスメックス株式会社	代表取締役社長	家次 恒
株式会社スルッと KANSAI	代表取締役専務	横江 友則
田崎真珠株式会社	名誉会長	田崎 俊作
西日本電信電話株式会社	兵庫支店長	戸谷 典嗣
日本放送協会	神戸放送局長	森本 和憲
株式会社ノーリツ	代表取締役社長	神崎 茂治
助兵庫県芸術文化協会	副会長兼理事長	武田 政義
兵庫・神戸C Sの会	事務局長	吉田 泰巳
株式会社フェリシモ	代表取締役社長	矢崎 和彦
株式会社三井住友銀行	公共・金融法人部長	妹尾 務
三菱重工株式会社	執行役員神戸造船所長	正森 滋郎
三菱電機株式会社	神戸製作所長	松田 春紀
UCC 上島珈琲株式会社	代表取締役社長	上島 達司
株式会社ロック・フィールド	代表取締役社長	岩田 弘三
株式会社ワールド	代表取締役社長	寺井 秀藏

【監事】 2名

神戸市	会計管理者	高橋 英比古
神戸商工会議所	理 事	計谷 和明

神戸ビエンナーレ企画委員会

※五十音順 敬称略

【委員】 8名

伊藤 隆道	環境芸術学会 名誉会長
大森 伸一	神戸市国際文化観光局 局長・観光監
越智 裕二郎	兵庫県立美術館 館長補佐
齊木 崇人	神戸芸術工科大学 学長
武田 政義	助兵庫県芸術文化協会 副会長兼理事長
村井 顕彦	神戸新聞社 取締役
森本 和憲	日本放送協会 神戸放送局長
吉田 泰巳	兵庫・神戸C Sの会 事務局長

神戸ビエンナーレ2009総合ディレクター

吉田 泰巳

神戸ビエンナーレ2009ディレクター

※五十音順 敬称略

石原 憲一郎（兵庫県立景観園芸学校校長）
大森 正夫（京都嵯峨芸術大学大学院教授）
越智 裕二郎（兵庫県立美術館館長補佐）
谷内 真之助（プランニングコーディネーター）
谷口 文保（神戸芸術工科大学先端芸術学部専任講師）
藤本 修三（神戸芸術工科大学先端芸術学部長）
山田 弘（アートディレクター）

※今後も必要に応じて、総合ディレクターがディレクター及びコーディネーターを選任する。

平成19年度 神戸市チャレンジ研究員研究報告書

(概要)

平成20年3月
(財)神戸都市問題研究所

[問い合わせ先：TEL 078-252-0984]

1. 趣 旨

市民ニーズの複雑化・多様化、地方分権の進展や深刻な財政状況など自治体を取り巻く状況が変化する中で、施策の企画・立案にあたっても従来の方法だけでなく、職員の経験に根ざした実践的かつ柔軟な発想を活かしていく必要性が高まっている。

そのため神戸市では、平成16年度に「チャレンジ研究員」制度を新たに創設し、研究員を広く職員から公募して、現在の職務内容に限定されずに新たな市施策を実施していくうえで、具体化に向けた取り組み等を調査・研究してもらい、その成果を今後の市施策への反映することを目指している。

神戸都市問題研究所では、神戸市より委託を受け、チャレンジ研究員の調査研究活動の支援を行った。

2. 研究員・研究テーマ

氏名	所属	テーマ
竹田 衝吾	神戸市住宅供給公社 すまいの安心支援センター	地域力の強化に向けた地域内連携の促進策とその制度化
塚口 明寿	行財政局 東灘市税事務所	東灘区（北部）の住環境のブランド力により行う誘致策
東坂美穂子	（財）兵庫県予防医学協会 保健指導センター健康相談室	生活習慣病の改善を目指したハイリスクグループへの効果的なアプローチ方法
保科 晴子	（財）神戸市産業振興財団 神戸ファンション美術館経営管理課	指定管理者の評価（制度の効果と問題点）
松本 剛	中央区 まちづくり推進課	広報効果の検証とより効果的な広報について～「広報活動のPDCAサイクル」の確立

※所属は、平成20年3月31日現在

3. 研究報告（概要）

I 地域力の強化に向けた地域内連携の促進策とその制度化

神戸市住宅供給公社すまいの安心支援センター 竹田 衝吾

【関係局室区】市民参画推進局

【目的】協働と参画による地域力強化プランの実現

1. はじめに

神戸市内においては、様々な地域団体が活動している。そのような中、神戸市では、地域における「ゆるやかな連携」の形成を通じた地域力強化に取り組んでいるが、その具体的な成果はまだ一部の地域に留まっている。本研究では、神戸市がこれまで取り組んできた様々な地域施策・まちづくり施策の実績を踏まえ、他の自治体の先駆的な取り組みや有識者の意見等を参考しながら、市内の全ての地域で地域内連携をより一層促進させるための方策とその制度化について提案する。

2. 現状と課題

(1) 神戸市における地域団体の状況

神戸市では、自治会や婦人会をはじめとして、様々な地域団体が活動している。また、昭和50年代のいわゆる「まちづくり条例」や「都市景観条例」、平成2年の「ふれあいのまちづくり条例」等の制度や施策に基づいた団体も設立されていった。平成7年の阪神・淡路大震災後は「協働」の理念に基づいた復興まちづくりに取り組み、多くのまちづくり協議会や防災福祉コミュニティなどが設立されるなど、PTAや子供会、ボランティアやNPOまで含めると、多種多様な地域団体が存在している。

(2) 地域内連携や協働に関する市民の意見

このことに関し、市内で先駆的に地域づくりに取り組む4地域の代表者にヒアリングを行ったところ、「地域団体の種類や数が多く、連携も取れていない」「市役所や区役所の地域担当の能力や区の役割が重要である」「地域ごとに状況は異なり、連携の方法もまた異なるため、一律に枠をはめるべきではない」等の意見があった。

(3) 法制度や他の自治体の動き

地域内連携や住民自治に関する法制度としては、平成16年に設けられた、地方自治法に基づく地域自治区制度がある。これは法人格のない行政区画で、一つの地域自治区に地域事務所と地域協議会が設置される。宮崎市では、平成18年1月に市内15地区に地域自治区を設置し、地域協議会を核とした住民主体のまちづくりの取り組みを進めている。

地域自治区制度に拠らず自治体独自の制度設計に基づく取り組みとしては、三重県伊賀市の自治基本条例に基づく「住民自治協議会」がある。また条例等に拠らず進めているものとしては宝塚市の「まちづくり協議会」がある。政令市においても札幌市が市内87地区の全域で「まちづくり協議会」の設立を進めている等の動きもある。

また、総務省コミュニティ研究会の中間取りまとめ（平成19年6月）では、地域コミュニティの連携を促進する「プラットフォームの構築」が提案されているなど、様々な角度から地域内連携のあり方が模索されている。

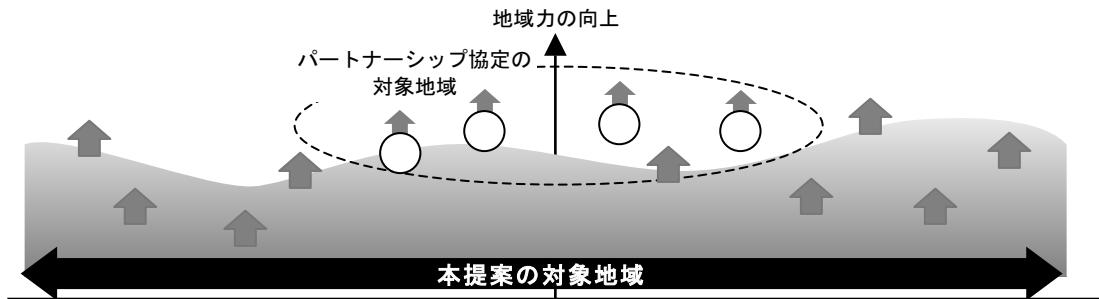
3. 施策の具体的内容

ここでの提案は、地域における「横のつながり」と「場」を作ることにより、地域コミュニティ自ら地域課題を把握し、当事者意識の下にその解決について検討し、変えていく力を獲得していく、というアプローチの施策化・制度化を試みるものである。本市や市内の各地域におけるこれまでの取り組みを生かし

ながら全体を底上げするイメージで、市域全体の地域力の強化に取り組むことをその目標とする。地域活動推進条例に基づくパートナーシップ協定の取り組みを補完し、全ての地域で「ゆるやかな連携」の形成による地域力の向上を目指すことを想定する（図1）。

様々な地域団体の統廃合ではなく連携の促進を図ること、全市一律の枠組みを適用するのではなく地域毎の「個別解」を包含する制度とすること、コンサルタントやNPO、大学などこれまで培われてきた神戸の人的・知的資源を生かすこと、等が基本的な方向性となる。

【図1】本提案のアプローチ（イメージ）



(1) 地域コミュニティの連携促進のための「地域プラットフォーム」の形成

一定の範囲の地域における地域力の向上を目的として、地域コミュニティが地域課題の解決に取り組む「地域プラットフォーム」を形成する。地域資源や課題の共有を行いながら課題解決への動機を醸成しながら、地域コミュニティ内の相互調整と意思決定を行い、課題解決活動に取り組む地域主体である。その形成にあたっては次の3段階で進める（表1）。

【表1】地域プラットフォーム形成のステップ

	現状	I. ネットワークの醸成期	II. 地域プラットフォームの形成期	III. 地域プラットフォームの発展期
イメージ				
説明	地域の団体や個人などが別々に活動している状態。行政と関係のある主体は個々に本庁や区役所と連携している。	地域で活動する団体や個人、企業などのネットワークを形成するとともに、各主体が集まる「情報交換の場」を設ける。	地域課題を解決するため、地域としての総意形成及び具体的な取り組みに向けた各主体の活動のマネジメントを行う「地域プラットフォーム」を形成する。	地域プラットフォームの活動の地域代表性を継続性を確保するとともに、権能の付与等による機能強化を図る。市としては地域施策の統合化及び区の強化を図る。
市の役割		<ul style="list-style-type: none"> ・区が情報交換会を呼びかけ、一主体として参画 ・コンサルタント派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の地域担当が活動に参画 ・地域事務局機能の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・区や地域担当が地域と本庁をコーディネート ・地域プラットフォームの条例制定 ・区の機能強化

I. 地域コミュニティ内のネットワークの醸成期

自治会や婦人会をはじめとした各種団体、サークルやNPO、学校、企業、個人などが相互理解を深め、つながりを広げていく「情報交換の場」を設ける。その活動を通じて、それぞれの団体の活動が地域や他団体を意識したものとなり、またその発想が地域に広がっていくことが期待される。

《例》札幌市 厚別東地区まちづくり会議

札幌市厚別区の厚別東地区では、町内会を中心に27団体による「各種団体交流会」が自主的に開催されており、その活動をベースに「厚別東地区まちづくり会議」が平成16年に設立された。毎回80人前後が参加し、ホームページや情報紙の作成、防災マニュアルや啓発グッズの作成など活発に活動している。

II. 地域の課題解決に取り組む「地域プラットフォーム」の形成期

地域課題の解決や地域住民へのPRなど、個々の団体を超えた具体的な活動に取り組む主体として、地域コミュニティ内の相互調整と意思決定を行い、課題解決活動に取り組む地域主体である「地域プラットフォーム」の形成を働きかける。

この地域プラットフォームは、地域の様々な団体や個人、それから地域と行政を結ぶ「協動の活動の要」として、地域づくりの方向性の共有、地域づくりの計画の策定、計画に基づいた事業実施などがその活動の中心となる。組織構成や組織形態は定めず、地域の状況にあわせて形成されることが望ましい。

また、地域プラットフォームは名称がそれである必要はなく、その役割に相当する活動がなされている場合はそれをみなせるものとする。そのように考えると、野田北ふるさとネット（長田区）、北須磨団地自治会（須磨区）、大沢コンパクトタウン研究会（北区）などは、既に地域プラットフォームの役割を果たしている、とみなせるのではないかと考えられる。

《例》宮崎市 大淀地域協議会

宮崎市の大淀地域自治区では、自治会や公民館、PTA、消防団など19の団体の代表が構成員となる大淀地域協議会が、地域の様々な課題について議論している。具体的な活動は課題解決部会を設けて実施しており、4団体が連携した「一時避難所指定事業」など、連携の成果が具体的活動として現れてきている。

《例》札幌市 元町子どもはばたき会議

札幌市東区の元町地区では、町内会を中心に子どもと関わりが深い関係団体による「子どもはばたき会議」を設立、700人が参加する地域安全パトロールや子育てサロンなどに取り組んで実績を上げてきている。現在、その活動とネットワークをベースに、子育てに留まらず総合的な課題に取り組む「まちづくり協議会」への転換を検討中である。

《例》宝塚市 中山台コミュニティ

宝塚市の中山台地区では、自治会と各種団体が一体となってまちづくり協議会「中山台コミュニティ」を設立している。総会を最高決議機関とし、その下に評議委員会（自治会が中心）と各部会（目的別団体・NPOなど）が水平的に連携する組織構成を採り、多彩な活動が展開されている。特に各部会は独立会計となっているなど、個々の部会の活動の自主性が最大限に尊重されていることが特徴である。

III. 「地域プラットフォーム」の発展期

地域プラットフォームが人材や環境の変化に関わらず安定的に活動していくため、地域プラットフォームを施策や法令等により制度的に担保していくことが必要である。また、地域課題の解決に自ら取り組む組織としてより一層の強化を図る目的から、地域プラットフォームへ一定の権能が付与されることも考えられる。

《例》三重県伊賀市　柘植まちづくり協議会

三重県伊賀市の柘植まちづくり協議会は、伊賀市自治基本条例に基づき設立された「住民自治協議会」である。地域住民全員がその構成員となっており、その人数に応じた活動交付金等と延べ200人にのぼる会員により、6部会と7実行委員会の活動が支えられている。協議会が策定した「まちづくり計画」をもとに活動を進めているほか、条例に基づく提案権や同意権などの制度整備が整えば、権能の活用についても検討していくとのことである。

(2) 地域プラットフォームの形成にあたっての区の支援体制の構築

地域プラットフォームの形成にあたっては、次の二つの立場から区がその支援を行う。

1) 地域プラットフォーム形成支援チーム

地域プラットフォームの自主性を損ねず、かつ継続的な活動を促すため、例えば3年間限定でプラットフォームの形成と初動期の支援を行う部門を区に設置する。具体的には立ち上げのコーディネート・アドバイス、運営円滑化のための専門家派遣等が考えられる。多くの地域が対象となる場合は、時期をずらしてその形成支援にあたる。

2) 地域担当チーム

地域プラットフォームを構成する一員としての区役所、という立場から、地域担当チームがその活動に継続的に参加する。1地域あたり1～2人の地域担当を配置し、地域プラットフォームの活動の自主性を損ねないよう、その円滑化を側面からサポートする。将来的には地域担当が週に2～3日は地域に常駐できるような場を設けていくことも考えられる。また、これらを担当する職員には、地域づくりに関する必要な知識・技術に関する所要の研修等も求められる。また、協働のベースとなる「小さな協働」事例の積み重ねに向けて、協働事例の発見・評価・共有が必要である。

《例》宮崎市　地域事務所

宮崎市では市内15ヶ所の地域自治区毎に地域事務所を設置している。地域事務所は地域コミュニティ課に属する行政組織で、所長と地域コーディネーター数名が地域担当として地域協議会の活動を支援している。

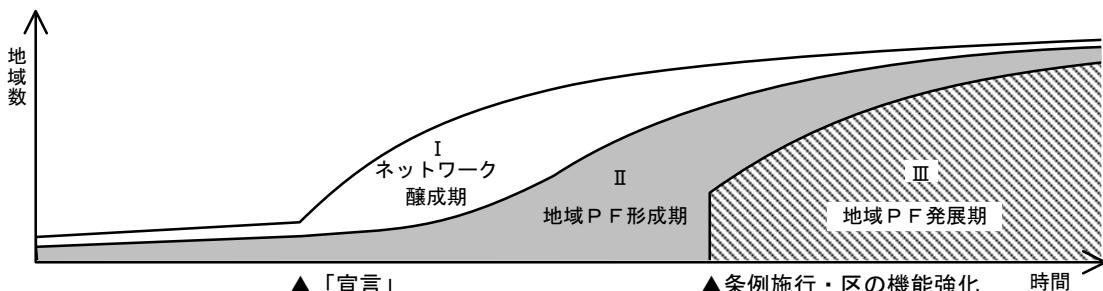
《例》札幌市　まちづくりセンター

札幌市では市内87ヶ所の連絡所をまちづくりセンターに改編し、その業務の一つとして「地域コミュニティのネットワーク化」を新たに設けた。これに基づき、区の市民部に属するセンター所長が、まちづくり協議会の設立と運営のコーディネーター、行政とのパイプ役といった両側面で支援している

(3) 地域プラットフォームの形成を促進する枠組みの整備

地域プラットフォームの形成を促進するため、以下のような枠組みの整備を行うこととする。それにより、多くの地域で地域プラットフォームの形成が進むことが期待される(図2)。

【図2】全市的に見た地域プラットフォーム形成の過程



1) 地域プラットフォーム形成の全市展開の「宣言」

これまで独自の形で取り組んできた地域を尊重しながら、全市域で地域プラットフォームの形成をスムーズに進めていくためのきっかけ作りが必要である。そのため、市民・地域に対して、また市の各部局に対

して、地域プラットフォームの形成を今後の地域政策の柱としていくことを表明することを趣旨として、制度の導入や施策のPR、総合計画等への位置付けなど、何らかの「宣言」を行うことが望ましい。

2) 地域プラットフォームの条例による担保

地域プラットフォームの活動の持続可能性を担保するため、また地域を代表する機関として権限や財源の受け皿となること等を鑑み、適切な時期に法令等による位置付けを検討することが必要である。本市においては多様な地域があることを踏まえると、地方自治法による地域自治区ではなく、条例でこれを定めていくことが望ましい。

《例》伊賀市自治基本条例

伊賀市では、市内37地区に住民自治協議会が設置されているが、その根拠となるのが自治基本条例である。この条例には、住民自治協議会の定義・要件、設置手続、諮詢答申・事務執行提案・事務の同意などの権能を定めている。

3) 地域行政の窓口としての区の機能強化

神戸市は都心・下町・ニュータウン・農村など多様な地域を包含しており、市民ニーズや地域ニーズが複雑多様化する中、市民満足度を高めていくためには、中長期的には区役所が「地域行政の核」となり、地域プラットフォームを通じてきめ細かい対応を行なうことが望ましい。地域プラットフォームの協働の相手方としての役割に加え、地域施策に関する一定のイニシアチブを発揮できる体制づくり、地域に関する権限や財源の「区への分権」をも視野にいれることも検討されることが望ましい。

4. 効果と課題

(1) 期待される効果

本提案は、地域力強化の取り組みの一環として進められているパートナーシップ協定とは異なるアプローチで「ゆるやかな連携」の形成を目指すことから、同協定との併用によりその「水平展開」の効果が期待できる。それにより、市全体として「協働と参画」の機運とその取り組みが進むことが期待できる。

長期的には「地域の課題はまずは地域で解決する」という認識と行動が一般化し、行政が必要な支援を行うことで、よりきめ細やかで効果的な地域行政が展開できるとともに、市民の地域に対する愛着、市政に対する満足度も上がるのではないかと思われる。

(2) 検討すべき課題

地域主体で形成される地域プラットフォームの支援における行政の関わり方はそのルール化が難しい面があるが、研修制度等による人材の育成とともに、ルールの明文化・共有化に取り組むことが必要となる。

地域の側からすれば、自治会や婦人会、ふれまちなどとは異なる役割としての地域プラットフォームに関しての理解を得ていくのかが課題である。

※本稿で取り上げた各地の事例は、平成19年8月から20年2月の調査に基づくものである。



II 東灘区（北部）の住環境のブランド力により行う誘致策

行財政局東灘市税事務所 塚 口 明 寿

【関係局室】東灘区

【目的】文化創生都市推進プランの実現

1. はじめに

東灘区の北部、特に岡本や住吉は芦屋市と並んで高級住宅街と知られ、特有の優れたブランド力を有し

ていた。これらの地域は、阪神間モダニズム、阪神間文化と呼ばれた文化の発信地でもあったが、阪神・淡路大震災後の様々な要因により地域の特性が失われつつある。

現在地方分権が進み都市間、地域間の競争が激化している。これを勝ち抜くためには地域の特性を守り、作り、育て、発信する必要がある。この手法として地域ブランドがある。

地域ブランドには観光地としてのブランド、特産品としてのブランド、暮らしのブランド等がある。この中で今回は暮らしのブランド、特に住環境について東灘区の北部に着目して現状を把握する。また、将来まちづくりに住環境のブランドの考えが取り入れられた際の進め方と効果について考えていくことにする。

ここでいう住環境に関する暮らしのブランドとは、そこに住むことが一種のステータスであることの共通認識を示す。

2 背景・現状

(1) 神戸市のブランド力

ブランドとは学術的には、他のものと区別するための目印である。

株式会社ブランド総合研究所が発表した市町村の平成19年度の魅力度ランキングでは神戸市は第6位となっている。この調査は国内1000の市区町村を対象にした認知度、魅力度、イメージなど全63項目からなるもので、全国の消費者3万1169人からの回答に基づいている。

神戸市は様々な魅力を持つ街であるだけに、全市を一体として暮らしのブランドを語ることは難しい。そこで、今回は、阪神間モダニズム、阪神間文化が花開き、かつては日本一の金持ち村と言われた地域を抱える東灘区の北部の住環境のブランドに焦点をあてて、調査研究する。

(2) 東灘区のブランド力

具体的には、東灘区北部の特徴は以下のとおりである。

① 大阪や神戸の財界関係者が邸宅を構えたことから、高級住宅地として知られている。

② 交通至便であり、各種都市施設が整備されている。

一方、このブランド力を阻害する要因として神戸松蔭女子学院大学教授高橋佳子氏は、次の点を指摘している。

① 震災後、マンションが多数建設され、人口の4割が震災後に東灘区に転入してきた人々である。

② 相続等を機会として宅地が細分化されたり、開発業者に売却される事例がある。

順位	都市名	昨年の順位
1	札幌市	1
2	京都市	5
3	横浜市	3
4	函館市	3
5	小樽市	7
6	神戸市	2

※市町村の魅力度ランキンギングより抜粋

順位	地域名
1	芦屋
2	西宮
3	神戸
4	岡本
5	夙川
6	御影

関西圏の住んでみたい街ランキンギング（いまこそ地域力より抜粋）

3 他の自治体の実例

地域ブランドに取り組む自治体は各地に存在するが、住環境に関する暮らしのブランドに積極的に取り組んでいる自治体は少数である。

今回実例として取り上げた四つの自治体は従来の住環境を保全することによりブランドを維持強化するグループ（芦屋市、大田区）、行政主導で新たに暮らしのブランドを創造しようとするグループ（盛岡市、仙台市）という色分けが可能である。東灘区（北部）は芦屋市に近い状況である。

	ブランド計画	手 法	根拠法令	特 徵
芦屋市	なし	地区計画 建築協定	都市計画法 建築基準法、条例	現在の神戸市と同様の既存の手法を使用。 宅地分割、高さの制限。
大田区	なし	地区計画	都市計画法、条例	現在の神戸市と同様の既存の手法を使用。 宅地分割、高さの制限。
盛岡市	盛岡ブランド 推進計画	一般行政手法	なし	観光・地場産業・文化暮らしの3領域毎に 目標を定め全市的に展開中。
仙台市	シティセール ス戦略プラン	一般行政手法	なし	環境保全、伝統文化、経済の3領域毎に目 標を定め全市的に展開中。

(1) 芦屋市

芦屋市は暮らしのブランドにおいて高い評価を得ている地域である。特に六麓荘町では芦屋市に働きかけて六麓荘地区地区計画と六麓荘町地区建築協定を定めている。この中では宅地の最小面積の制限、塀の高さ制限等が規定されている。

この規定を定めたにもかかわらず、六麓荘町では新たな建築が続いている。従前の所有者が土地建物を手放しても、六麓荘に憧れる人々が購入し、町並みの維持が行われている。これについて、芦屋市都市計画課長は、「住民が中心となって住環境のブランドを守り、育てようという強い意志が住民間にあることが背景にあるのではないか」と語っていた。

(2) 大田区（田園調布地域）

この地域は東急東横線、目黒線の田園調布駅西側に位置し、大正時代後半に日本初のガーデンシティとして、「住宅と庭園の街づくり」の理想の下、「田園調布憲章」、「環境保全についての申し合わせ」、「新改築工事に関する指導細則」及び「田園調布地区地区計画」を定め、低層戸建住宅を中心とした良好な住環境を形成している地区である。

この地域では(社)田園調布会が「田園調布憲章」及び「環境保全についての申し合わせ」を制定し、それに基づいて区が地区計画を制定するなど、芦屋市と同様に住民主体で町並みの維持が行われている。

(3) 盛岡市

盛岡市と仙台市を調査訪問した当市職員の報告によると、盛岡市の特色は、暮らしのブランド、観光ブランド、特産品ブランドを同時並行して進めている点である。一方、行政主導で行っているために住民の認知度が低いという問題点がある。

(4) 仙台市

シティーセールス戦略の最初に地域ブランドを置いている。イメージと実態の双方でブランド力を高め、これを効率的に発信することで地域間の競争に勝ち抜こうとしている。市の様々な事業やイメージをブランド化しようとしている点で盛岡市に近い。

4 将来まちづくりに住環境のブランドの考えが取り入れられた際の施策の具体的な内容

(1) 東灘区の北部で、既に「地域の将来像」を定めている以外の地域について、まちなみの保全等を目標とした「地域の将来像」づくりがなされるよう進める。その際、まちづくりの目標の中に、この地域に住むことが一種のステータスであるという「住環境のブランド」の考えを盛り込む。

地区計画等を有する東灘区の主要なまちづくり協議会等の名称	まちづくり構想	まちづくり協定	地区計画	地域の将来像
住吉呉田まちづくりの会	○	○		
御影地区まちづくり協議会				○
深江地区まちづくり協議会	○	○		
青木南地区まちづくり協議会		○	○	
魚崎郷まちなみ委員会		○		
美しい街岡本協議会	○	○	○	
本山南小学校区				○
六甲アイランドまちづくり協議会			○*	○

*昭和63年市開発時に策定。現在、住民主体で協議会を作つて変更しようとしている。

(2) 良い住環境を保持する力を有する人々を外部から呼び込む必要性があるので、それらの人々の居住地選択に関するマーケティングを行い、それに基づき新たな誘致計画を策定する。

- ① 調査対象 …… 良い住環境を保持するためには相応の財力が必要であり、それを有する人々として適當な社会集団を選び出し調査する。
- ② 手 法 …… 抽出した対象に対する面接による聞き取り調査。

まちづくりに関してこのような調査は少ないと言える。このため面接により各人の要望を確実に把握する。これらの人々は一まとめに扱われることを嫌う傾向があるので調査データをまとめる段階でも安易に特性を単純化して把握しないことが重要である。

- ③ 調査内容 …… 居住地選択の条件、住環境に求めること、東灘区北部に対するイメージ、どのような条件が揃えば東灘区北部に居住するか等。
- ④ 誘致計画 …… 調査結果に基き、東灘区北部に不足している部分を洗い出し、望ましい街の姿を提示する。また、その街の魅力を調査対象とした人たちを中心とした人々にPRする手法を策定する。
- ⑤ 協力企業 …… 住環境のブランド力を高めるような先駆的な取り組みを行なっている企業との協働により調査、計画策定を行う。

5 実施に当っての効果と課題

(1) 効果

- ① 暮らし、特に住環境のブランドという視点をもったまちづくりを行うことにより、他都市に対して競争力を有することになる。
- ② 住環境のブランドを感じて、良い住環境を保持する力を有する人々が転入してくる。彼らの中には新しいビジネスを生み出す力を持ち、多く所得を得て、多くの税金を納める人々もいる。これらの人々は同じような階層の人々と交友関係を結び更に多くのビジネスチャンスを生み出している。
- ③ 本来なら切り売りされていた大きな宅地が生き残り、庭木等の豊かな緑や静かな住環境が維持され、その恩恵を地域住民も享受することができる。

(2) 課題

- ① まちづくりは住民が主導して、踏むべき過程をたどり取り組む必要があるために、合意形成に時間がかかることがある。
しかし無理やり行政が主導してまちづくりや暮らしのブランド化にまい進しても住民がついて来なければ早晚失敗に終わるので仕方がない面がある。

- ② 良い住環境を保持する力を有する人々を対象とした事業の実例が少ない。また、これらの階層を対象に事業を行なうことに対し、市民から理解を得られるのかといった問題がある。

実例から先に述べると、芦屋市の六麓荘町地区における地区計画を、芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例により適用する際にはこの問題は生じなかった（これは市内各地で地区計画を策定していることから、地区以外の人々にそれほど特異な事例として受け止められなかつた可能性がある。）。

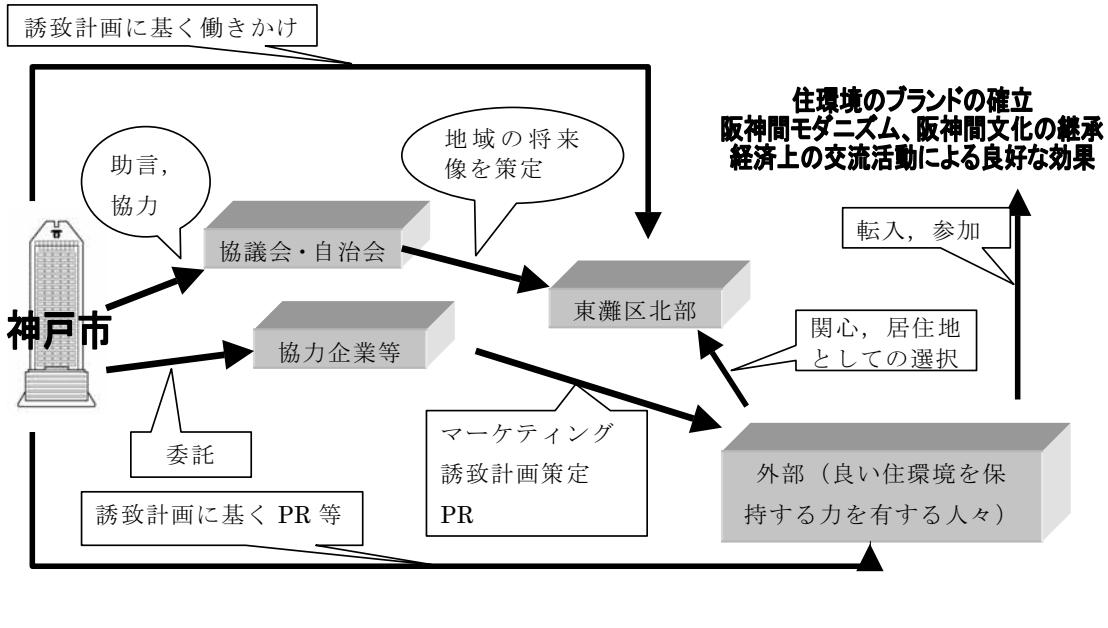
元来地方自治体は市場の失敗や外部不経済等により発生した問題を福祉、衛生等の施策で解決することを目的してきた。このような場合対象は社会的弱者でありいわゆる貧困層や中間層であった。それ以外の人々は自助努力で問題を解決する能力があるので注目されなかつたと言える。

もし彼らを税制面で優遇するような政策をここで論じているならば前述の問題はもっともなことであるが、今回それらの人々に対して行うのは、良い住環境を整えてその魅力を伝えるということである。その良い住環境が最初に述べたように暮らしのブランドとなれば、そこに住む人々皆が共有できる価値を獲得することになるので地域全体に良い影響をもたらす政策といえる。

6 実施の際に研究すべき内容

マーケティングの内容と誘致計画の基礎的な部分を検討する。

東灘区（北部）の住環境のブランド力により行う誘致策概念図



III 生活習慣病の改善を目指したハイリスクグループへの効果的なアプローチ方法

財兵庫県予防医学協会保健指導センター健康相談室 東 坂 美穂子

【関係局室】保健福祉局

【目的】健康まちづくりプランの実現

1 はじめに

生活習慣病は様々な取組が行われているものの改善の兆しが見られない。このような中、平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられる等、生活習慣病対策が充実される。

生涯のどの時期においても豊かな生活を送られるよう、生活習慣病を予防する個人の努力を支える仕組みが必要であるため、昨年のチャレンジ研究「健康を支援する環境づくり」の内容も踏まえ、今回、ハイリスクグループへの効果的なアプローチ方法を検討した。

2 現状

(1) 生活習慣病の現状

①厚生労働省推計値

糖尿病：有病者740万人／予備群880万人 5年前調査より250万人増

高血圧症：有病者3,100万人／予備群2,000万人、高脂血症：有病者3,000万人

②神戸市の現状

・年齢調整死亡率（平成17年）

全死亡の年齢調整死亡率は全国と同程度であるが、全国と比較して悪性新生物が高く、脳血管疾患及び心疾患は低い。また、糖尿病（男性）が全国平均より高く大都市の中で最も高い。

- ・神戸市基本健康診査結果：糖尿病の予防や治療の必要な人が年々増加
- ・30歳～65歳間の心疾患・脳血管疾患による死亡
50歳頃より急性心筋梗塞及び虚血性心疾患や脳血管疾患等での死亡が増加

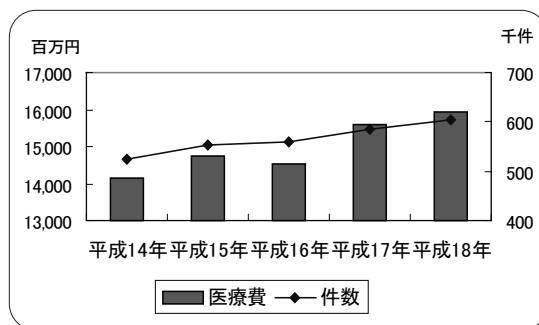
(2) 医療費

- ①生活習慣病（悪性新生物除く）の国民医療費（平成16年）約7.7兆円（全医療費の約4分の1）
- ②糖尿病の三大合併症のひとつである糖尿病性腎症起因による人工透析導入の増加
人工透析導入原因疾患の42.9%（平成18年：日本透析医学会調査）
- ③神戸市の腎臓機能障害手帳登録状況
 - ・糖尿病起因の登録者数増加（平成18年（670件）は平成9年（54件）の12.4倍）
 - ・糖尿病起因の新規交付数132件
- ④神戸市国民健康保険の給付状況
 - ・平成17年度の生活習慣病関連の医療費33億円（表1）
 - ・給付件数、医療費ともに増加傾向（図1）

表1：平成17年生活習慣病関連年間医療費

	医療費（百万円）
高血圧性疾患	1,164
脳血管疾患	827
糖尿病	750
虚血性心疾患	576

図1 神戸市国民健康保険総医療費推移



(3) 生活の質への影響

- ①介護が必要となった原因の25.7%が脳血管疾患
「要介護5」では44.5%（平成16年：厚生労働省国民生活調査）
- ②神戸市の2号被保険者において要介護認定者の50%が脳血管疾患で年々増加傾向
- ③視覚障害の原因では糖尿病性網膜症が最多

(4) 国の動向

平成20年度 メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施（平成25年度からの後期高齢者医療支援金の加減算（±10%）の開始）

3 調査内容

(1) 調査方法

- ①市民ヒアリング（区保健福祉部生活習慣改善教室参加者15名、NPO法人兵庫県腎友会、糖尿病性腎症による人工透析患者1名）により、生活習慣改善が困難な理由、行政に望むサービス等を把握する。
- ②先駆的な取組みを行っている企業（大阪ガス株式会社、株式会社東芝四日市工場）、自治体（洲本市、藤沢市）の実践内容を参考に地域でのアプローチ方法を検討する。

(2) 調査結果

- ①生活習慣改善教室参加者より
 - 教室への参加や生活習慣改善が継続できない理由
 - ・自営業なので休むとその分の収入が減少するため仕事が優先する。
 - ・自宅で介護しているので外出しにくい。楽しくないと続かない。
 - ・ウォーキングを継続しても効果が実感できなかった。歩くこと、運動が嫌い。
 - 行政サービスに望むこと

- ・市からの健康情報を目にすることがない。正しい情報を広報紙で伝えてほしい。
- ・市の予防施策のPRが不足している。もっと伝える努力をして欲しい。
- ・運動など一度中止してしまうと再開しにくい。情報が再開のきっかけになる。
- ・検査値を目標にして継続的に取組めるプログラムが良い。
- ・健康診査の対象を30歳以上として欲しい。健診・教室の案内がうれしい。

○その他

- ・主治医から栄養指導を受けるよういわれたがどこで受けられるのか分からなかった。
- ・ダンベル教室に参加することによって地域での交流が深まった。
- ・仲間と一緒に取り組むことで健康生活を継続しやすい。
- ・同年代の突然死の話を聞くと自分も気をつけないといけないと思う。

②NPO 法人兵庫県腎友会及び糖尿病性腎症による人工透析患者より

- ・糖尿病患者への人工透析に対する情報提供と患者自身の危機感が乏しいように感じる。啓発が必要である。
- ・主治医と専門医の連携が重要である。
- ・糖尿病の治療中、腎症を併発していたにも関わらず診断が遅れた。
- ・仕事を優先した結果、心筋梗塞を起こし透析も開始しなければならなくなってしまった。

(3) 先駆的事例

①大阪ガス株式会社健康開発センター

「ヘルシーカンパニー」（経営管理と健康管理を統合的にとらえたアプローチ、社員の健康は財産）の概念の下、生産性の向上をもたらす原点が従業員一人ひとりの健康にあり、健康経営を進めるためには事業者、従業員それぞれの責務を果たすことが重要であるという考に基づいて健康管理体制が整備されている。

- ・健診受診率100%（参考：神戸市職員健診受診率92%）、精密検査実施把握率100%
- ・健康診断受診日に医師等の判定、本人への説明・指導まで実施
- ・健診予約システム、メールを利用した双方向の体重減量支援等
- ・新任管理監督者を対象に健康管理に対する徹底した研修を実施
- ・看護職の事業所受け持ち制、目標管理制度、業務成績公表制度
- ・CS体制（1週間に1回、満足度アンケートを実施）

②洲本市健康増進課

- ・人口51,000人 高齢化率24% 平成18年に洲本市と五色町が合併
- ・(社)日本看護協会の対話型共同プログラムを平成19年5月よりモデル実施中。
3か月に1回のグループ支援と血液検査のモニタリングとを継続することで、参加者自らが生活習慣の改善点に気付き、試行錯誤を繰り返す中で自分に合った生活習慣を体得していくプログラム内容。教室参加者が毎回増加するなどの効果が表れている。
- ・ポピュレーションからハイリスクまでの支援体制構築

③株式会社東芝四日市工場健康支援センター

- ・社員約3,000人 平均年齢35.5歳（今年度の新入社員、転入者約1,000名）
- ・社長メッセージ：「心身の健康保持増進、人を大切にします。」
- ・健康支援センターだけでなく会社全体の組織化による健康管理体制
- ・健康支援に必要な条件（トップの意識、管理者に参加してもらい理解を得る仕組みと努力）
- ・地域保健に期待すること（勤労者が参加しやすい夜間のプログラム、配偶者へのサポート、企業とタイアップすることで従業員への案内など協力可能）

④藤沢市保健医療センター（国保ヘルスアップモデル事業）

- ・保健、医療、福祉の各機能を備えた総合施設で、財団法人藤沢保健医療財団が運営
- ・藤沢市人口：約40万人 藤沢市国民健康保険被保険者数：約14万人
- ・3コースの個別健康支援プログラムを実施。本人の希望によってコースを選択。年に1回の健診

後の個別健康相談（コース1），年2回の個別健康相談及び食生活支援（コース2），コース2に健康づくりトレーニングを追加（コース3）

4 施策内容の具体化

(1) 地域全体で健康を大切にする風土を醸成

地域における健康風土の醸成は全体の健康レベルを向上させる基盤となるため，市・区・地域・家庭・個人の各階層での対策が必要である。特に地域レベルではまちづくりの視点に立った取組が不可欠である。

①健康意識の向上（受診率・保健指導実施率の向上）

- ・市長の健康都市宣言
- ・区版健康増進指針の作成（中学校区単位での情報交換を基盤とし住民と共に作成）
- ・各種機関・団体での啓発（リーダーや会合等で啓発）
- ・受診しやすい健診体制の整備（日時調査・業態別健診・健診結果の即日説明）

②健康情報の発信

- ・マイタウン健康情報の発信

自分たちの健康に目を向けてもらうために，医療費，生活習慣病発症状況，健診受診率，健診結果など身近な地域の健康情報を発信する。地域の健康施設，健康づくりグループなどの情報を掲載し，自主的な健康づくりを促す。

- ・体験に耳を傾ける会（患者会等と連携し糖尿病等の怖さや予防の重要性を伝達）

(2) テーラーメイド支援

個人が自分自身の健康問題を直視し行動変容に導くために，自らが試行錯誤を繰り返し自分に合った生活習慣を体得していく対話式の支援が有効な手段の一つであると考える。

①セルフケア教室の開催

ハイリスク者の健康に対する考え方や過去の経験など，各々が抱える問題や生活背景等の個別性を尊重しつつ，自らが答えを導くプログラムが必要である。グループ支援を中心に自分の生活の課題とそれに対する行動目標を自らが選び実行する。また実践の効果を検査データ等で確認し，成功体験を積み重ねる。

②家族応援レター（保健指導対象者の配偶者等に対し日常生活の留意点を伝達）

③若年層の健康習慣づくり支援（小規模事業所の新入社員に対する基本的な食事・運動・休養，感染症予防に関する情報の伝達等，40歳未満の若年層に対する支援）

(3) 医療機関との連携

重症化防止のための良質な医療を受けることができる仕組みが必要である。

- ①生活習慣病（糖尿病等）ガイドラインの普及
- ②専門医療機関の情報集約及び提供
- ③医療機関と栄養・運動指導の実施機関との連携

(4) 評価方法の確立

- ①健康指標・医療費分析による評価
- ②健診未受診者の実態把握
- ③保健指導業者のモニタリング（第三者機関によるプロセス評価・保健指導対象者の改善状況・保健指導受講者に対する満足度アンケート）

5 効果及び課題

(1) 効果

- ①自分の健康を守る実践力が身につき生活の質が向上
- ②市民全体の健康意識が高まりと個人だけでなく家族・地域の健康状態が向上
- ③地域での健康づくりの推進によりコミュニティ強化に寄与
- ④生活習慣病とその合併症を予防することで，医療費・介護保険給付額が削減

(2) 課題

- ①関係機関との連携を深め、生活習慣予防に対する展望の共有
 - ②アプローチ方法を企画・評価するための保健、医療、福祉が連携した検証システム
 - ③特定健診受診率・保健指導実施率・メタボリックシンドローム改善率と後期高齢者支援金の加減算額との検証
 - ④医療産業都市構想（「健康を楽しむまちづくり」構想）との連携
-

IV 指定管理者の評価（制度の効果と問題点）

財神戸市産業振興財団神戸ファッション美術館経営管理課 保科暁子

【関係局室】行財政局

【目的】行政経営方針の実現

1. はじめに

指定管理者制度の導入開始から数年が経過した今、ようやくその課題と効果が明確になりつつある。例えば、コスト削減などの効果がある反面、非正規雇用者の増加や適正な事業者が選択されないなどの課題もある。現在、特に注目されている課題の1つは評価やモニタリングに関することで、PDCAサイクルの実現には必要不可欠である。

評価に限らず、指定管理者に関する様々な課題について、総務省の情報収集や、シンクタンク系企業による解決策の商品化が進んでいる。しかし、効果や課題を日々感じているはずの当事者間のネットワークは少なく、調査や提案が行われることは少ない。

そこで、指定管理者として実践している立場から、制度の効果や課題、特に評価について検討を行い、効率的、効果的な評価方法を提案する。

2. 現状と課題、研究テーマの設定

(1) 全国の指定管理者制度の導入状況

- ①指定管理者移行施設数と指定管理者となる団体の種別（総務省調べ：平成18年9月2日現在）

	都道府県	指定都市	市区町村	合計	株式会社・有限会社	財團法人・社團法人	公共団体	公共的団体	NPO法人	それ以外の団体	合計
公募施設	3,625	2,704	11,584	17,913	6,762	22,264	331	27,718	1,043	3,447	61,565
随意選定施設	3,353	2,270	32,286	37,909							
その他	105	566	5,072	5,743							
合計	7,083	5,540	48,942	61,565							

- ②指定管理者制度導入による効果

- ・施設管理、運営コストの削減と費用対効果の向上
- ・管理主体の選定手続きの透明化
- ・出資法人（外郭団体）の経営の効率化
- ・民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
- ・必要性や運営のあり方などについて、自治体職員の意識改革

- ③指定管理者の評価について

- ・一般的に、自治体はコスト削減を重視する傾向が強く、時間や経費がかかるモニタリングや評価は不十分だと言われている。

- ・指定管理者の業務実施状況を確認するモニタリングを実施している自治体は、全体で59.7%。（パブリックビジネス研究会調べ）

(2) 神戸市における指定管理者制度の導入状況

①指定管理者移行施設数と指定管理者となる団体の種別（平成19年9月現在）

	16年度	17年度	18年度	19年度	合計		株式会社 NPOなど	外郭団体を含む 共同事業体	外郭団体	合計
公募施設	0	64	112	4	180		337	11	197	545
随意選定施設	9	201	148	7	365		61.8%	2.0%	36.2%	—
合計	9	265	260	11	545					

②指定管理者制度導入による効果

- ・休館日の縮減、開館（営業）時間の延長など
- ・効果額は17年度…3.7億円、18年度…10億円、19年度…0.8億円（前年度予算と比較）

③指定管理者の評価について

外部委員の参画する指定管理者選定委員会において、管理運営や利用者満足度調査の結果等に対する評価を実施。結果は市のHP等で公表している。

(3) 課題

自治体（3ヶ所）と、指定管理導入施設（4ヶ所）に聴き取り調査を行った。

また、指定管理者制度に詳しい帝塚山大学の中川幾郎教授、日本総研の山野泰宏研究員にもご教示、ご指導いただいた。その他、財団法人地域総合整備財団による指定管理者研究会の報告書等の資料を参考とした。以下、課題を3点にまとめている。

①協定（書）に関する課題

- ・応募時と内容が違う。
- ・協定書の不備、不足。（協定書に精算条項が存在するのはおかしいなど）
- ・長期的視野に立った修繕の考え方がない。修繕にかかる費用の分担が曖昧。
- ・引継ぎがうまくいかない場合がある。

②コストに関する課題

- ・労働力の質が低下している。人材を育成できない。
- ・社会問題になっている低賃金の非正規雇用者の増加に拍車をかけている。
- ・コストを削減し過ぎて、民間企業に逃げられるのではないかという不安がある。
- ・不適切だと思われるような企業でも、コストが低ければ指定管理者になれる。

③評価に関する課題

- ・施設の設置目的が抽象的であるため、評価の基準が曖昧。
- ・評価する人を選定するのが難しい。（プロでないと分からぬことが多い。）
- ・指定管理者の選定やモニタリングに費用がかかり、結果としてコスト削減につながらない場合もある。

協定に関するることは、多くの施設で不足を補いながら進めており、次回応募時に向けて問題は徐々に解決されている。

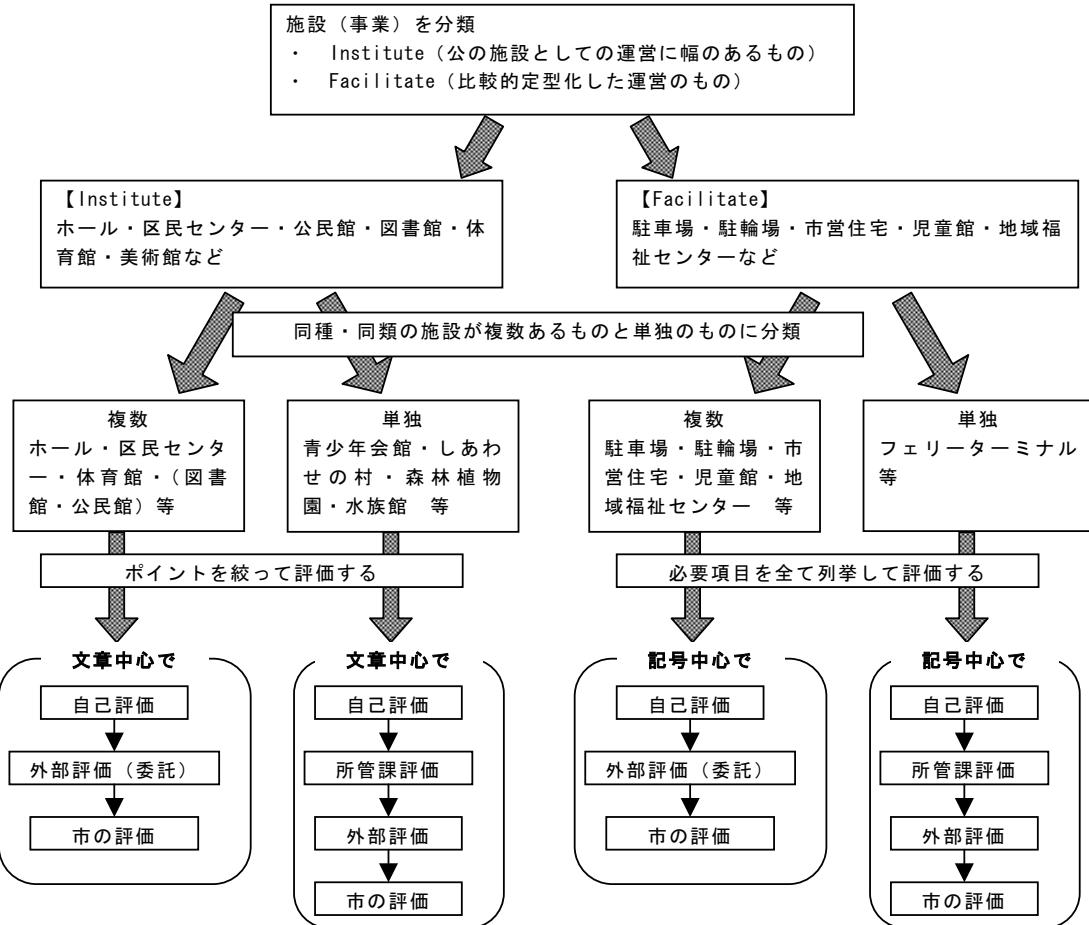
コストについては、これ以上低価格競争が進むとサービスの低下に繋がりかねないと懸念する関係者も多い。その解決策として適正な基準価格の設定が必要であり、そのためにも適切な評価は必要である。また、PDCAサイクルの実現にも不可欠である。

3. 施策の内容（評価について）

(1) 指定管理者（事業）の分類

効率的かつ適切に評価を行うため、施設を事業内容等によって分類し、カテゴリーごとに評価方法を決める。

まず、駐車場や駐輪場など、事業がある程度定型化している施設 (Facilitate) と、図書館や公民館、ホールなど、公益的な使命を持ち、本来利潤の回収ができないような性質の施設 (Institute) に分ける。次に、それぞれの分類の中で、複数ある施設と業務内容が類似する施設がないものに分ける。概略は下図を参照。



(2) Facilitate に属する施設の評価

【施設が複数の場合】

Facilitate に分類された施設は、Institute の施設に比べて事業の幅が少ないため、箇条書きで抽出した項目を、数値や記号で分かり易く評価する。市内に複数ある施設については、専門の業者や団体に委託することを提案する。複数ある施設の評価を第三者へ委託する手法は、既に横浜市で実施されている。

【施設が1つしかない場合】

上記同様、数値や記号で簡略化した指定管理者の自己評価を基に、所管課が現地確認のうえ評価する。その後、選定委員等の外部評価を受けて完了する。

(3) Institute に属する施設の評価

Institute に分類された施設は、Facilitate の施設に比べて施設の設置目的が特に重要なので、設置目的や政策を踏まえてポイントを絞り、評価する必要がある。

【施設が複数の場合】

Facilitate の場合と同様に第三者への委託を提案する。近年、パブリックビジネスへの関心が高まっており、評価やモニタリングは既に商品化されている。

評価は、次期指定の根拠になるものではないため、できるだけ早めに行い改善を促す。指定期間中

に一度であれば、経費も抑えられる。

第三者評価は市が評価する際の参考とし、最終的には市が公正に評価を行う。

【施設が1つしかない場合】

市内に一つしかない施設は、費用対効果等を考慮し、これまで同様、自己評価を基に所管課が評価し、外部委員による評価を受けて完了とする。

(4) 自己評価とモニタリングの実施

管理者に日常のセルフモニタリングを義務付ける。運営改善が図りやすく、年度ごとの評価を行う際にも役立つ。

市が指定管理者について行う日常のモニタリングも必要である。定例的な報告会や検討会などは非常に有効で、実情を把握できるため、適正な評価を行うことができる。

4. 期待される効果

(1) 施設の設置目的や政策の明確化

施設を類型化して捉えることにより、施設の設置目的や基になる政策がより明確になる。その結果、評価の基準も分かり易くなり、指定管理者もより行政目的に適った施設の運営ができる。

(2) 効率化・省力化

同種や類似の施設を同じ基準、方法で評価することによって、効率的に評価を行うことができる。ポイントを絞り必要な点だけを評価すれば、省力化と時間の短縮を図れる。また、複数ある施設の評価を第三者へ委託すれば省力化が図れる。現在行っている外部評価を第三者評価に代えることができれば、さらなる省力化、時間短縮を図ることもできる。

(3) 客観性の確保と問題解決の迅速化

第三者への評価委託等を活用することで、評価の客観性を確保し改善点を明確にすることができます。横浜市では、評価をアピールの手段として活用する事業者も現れ、運営の質が向上しているとのことである。

また、自己評価やモニタリングの実施により、常に状況を正しく把握することができるため、不測の事態にも迅速に対応することができる。

5. 想定される問題と今後の課題

(1) 経費、負担の増加

施設（事業）の分類や評価の基準を明確にする作業を行うと、市の負担は増加する。第三者へ評価を委託すれば、経費もかかる。横浜市のように、評価機関を育成（教育）する必要があれば、さらに経費がかかる。実際、評価に重点を置いている自治体では、指定管理者制度を導入しても自治体の経費削減や省力化には繋がらないとしている。

省力化や経費の削減において、どの程度までが適正であるかを見極めるのは、それほど簡単なことではないと思われる。

(2) 類型化の是非について

まず、分類の仕方について疑問を呈する意見がある。特に見直す必要があると言われるのは、Facilitateに分類した施設である。例えば、市営住宅や児童館、地域福祉センターなど、個人と深く付き合う仕事はInstituteではないかというものである。現に、大阪市では市が市営住宅を運営している。前述の図による分類は適切でない部分もあると思われ、分類の仕方については検討が必要である。

また、分類（類型化）すること自体が必要かというご意見もある。しかし、各施設に合った適正な評価ができるシステムを作るためには、施設の設置目的等を明確にする必要があり、類型化はその点において効果を発揮すると考えられる。

(3) 評価基準と評価者について

評価基準については、評価者や施設によって、レベルの共通化を図る必要がある。特に、第三者による評価機関が多ければ多いほど、評価の「ずれ」が生じる可能性が高い。こういった問題を避けるためには、市の要求する基準も、できるだけ定量的、具体的にする必要がある。

また、評価者についても、適切な評価には専門的な視点は不可欠で、その施設や業務について知識や経験を有している者が評価を行う必要があると言われている。

(4) 指定管理者制度における評価以外の課題（二巡目に向けての検討）

これまでと少しレベルが異なるが、二巡目に向けて、特に次のようなことが問題とされている。一つは引継ぎで、引継ぎのための休業期間が設けられていないなど、いくつかの問題がある。今後は、引継ぎに関する条項や罰則を協定書に記す必要がある。

二つ目は修繕に関するものである。3～5年で施設から撤退するリスクを考えれば、指定管理者は設備投資を最小限に抑えるため、望ましい施設管理が行われない可能性がある。これについては、リスク分担表の作成が有効ではないかと言われている。

指定管理者の選定において、コスト優先の傾向が強いことは述べたが、施設の政策、理念を実現するのにふさわしい事業者へ適正な価格で委託することが大切である。

6. 事例研究

(1) 横浜市

指定管理者制度導入の施設を、複数ある施設（296）と単館の施設（604）に分類し、複数ある施設については、外部評価機関による第三者評価を実施している。単館の施設でも、類似の施設がある場合は同じ基準で外部評価を実施している。

18年度より評価を開始し、評価にかかる費用は市からの補助金。次回（二巡目）指定に向けて、指定期間の見直しを実施する予定。

(2) かなっくホール・横浜市

ただのホール、貸館ではなく、地域の実情を理解し、地域の文化振興の拠点としての役割を果たすべく、普及活動を行っている。前に業務を行っていた外郭団体（横浜芸文振興財団）も、積極的に施設ごとの連携を促進するなど協力している。

(3) 品川区

全ての施設に、同じ手順、様式でモニタリング、評価を義務付けている。手順は、セルフモニタリング→所管課評価→経営会議（区長以下幹部会）での検証となっており、外部からの評価は特に実施せず、利用者アンケート等をもって充てる。

モニタリングは年2回実施し、上期の結果は次年度計画に反映させている。モニタリング、評価を、指定管理者と行政のコミュニケーションツールの1つと捉えており、サービス向上のための積極的な業務改善のツールとして活用されている。

~~~~~

## V 広報効果の検証とより効果的な広報について ~「広報活動のPDCAサイクル」の確立

～協働と参画による地域力強化プランの実現～

中央区まちづくり推進課 松 本 剛

【関係局室】市民参画推進局

### 1. はじめに

広報活動では、いかに必要な情報を正確に市民に届けるか、が大切であり、次には、わかりやすさ、見易さなどの工夫を図り、あるいは直接的に市民に説明し、受け手に吸収しやすいものにしていくことで、理解を補完していくことが大切で、最終的には、市民が必要な情報をどれだけ理解したかの把握の実施（効果の測定）、そして、結果を踏まえた広報活動の展開を図る、という、「広報活動のPDCAサイクル」を機能させることが重要な課題であると考えられる。

この「広報活動のPDCAサイクル」は、大きく2つに大別されるのではないか、と思われる。

一つは、「広報活動の結果をフィードバックして評価につなげていく」という、「施策の目標管理」に視点を置いたPDCAサイクルであり、いま一つは、「広報活動そのものが適切か、手段も含めて的確になされているか」といった、「広報活動の品質」に視点を置いたPDCAサイクルである。両者を明確にすみ分けして考察するのは難しいが、あえて考察を試みたい。なお、今回は、広報に力点を置いて主に広報紙をテーマに現状の課題等を踏まえ考察する。

## 2. 現状と課題

### (1) 現状 広報の効果を測るための取り組みについて

- ・本市では、「市民1万人アンケート」や「市政アドバイザーへの意識調査」で広報紙等に関する調査を行っているものの、分析、評価を目標とした本格的な調査は実施していない。
- ・また、「施策の目標管理」に視点をおいたPDCAサイクルの取り組みはなされていない。
- ・なお、「広報活動の品質」に視点を置いたPDCAサイクルの取り組みは、評価（C）についてであるが、平成13年5月に、「市民参加研究会」において、広報広聴制度の課題と必要な取り組みについて検討を行っており、この中で、広報事業については、政策形成過程での広報、広報への市民参加、わかりやすい広報紙等の視点からの提言を行っている。

### (2) 他都市（政令市）の状況

現状としては、「市民アンケート」で事業の認知度等を把握し分析する手法がほとんどであり、それより踏み込んだ効果測定まではほとんど行えていない。

### (3) 課題、ニーズ

- ・本市、他都市を含め、調査結果を生かしていくことを目標とした意図を持った調査、結果の分析、評価は体系的には実施されておらず、結果を生かしきれていない。（「施策の目標管理」に視点をおいた広報のPDCAサイクルの取り組みはなされていない。）
- ・本市では、「広報活動の品質」に視点を置いた評価、広報のPDCAサイクルの取り組みはほとんどなされていない。

### (4) 本市の方向性

本市では、広報ツールは個々で充実しているが、すべてが有機的に機能しているとはいいがたい。既存のツールを活かす中で、「施策の目標管理」や「広報活動の品質」に力点をおいた取り組みが、今後必要であると考えられる。

## 3. 広報効果測定の実施事例

外部機関【(社)日本広報協会】に広報媒体の診断、評価、広報効果測定を依頼し、施策に取り入れようとしている都市として、以下の事例がある。

### (1) 大阪府堺市

実施年度：平成15年、目的：行政改善の一環として実施

### (2) 広島県東広島市

実施年度：平成18年度、目的：市町村合併等に伴うより効果的な広報の実施

### (3) 鹿児島県鹿児島市

実施年度：平成18年度、目的：広報における現状課題のピックアップ、市民ニーズの把握

※手法は、3市共、①専門家による広報紙等の媒体評価、②市民アンケートの実施と結果の分析・効果測定、による。このうち、大阪府堺市の事例について考察する。

### 【事例】堺市「行政広報効果測定」

#### (1) 実施の手法

①協会への委託（実施）内容

- ・専門家によるタスクフォースを発足、「広報さかい」等について、問題点を洗い出し。

- ・平行して、効果測定、リニューアルを目的とした調査項目を設計し、市民にアンケートを実施、結果を分析、結果をもとに研究会を実施。結果を市へ提言。
- ②市のアクション
- ・提言を受け、「広報さかい」のリニューアルを実施。
- (2) 広報効果測定の考え方～平成15年3月「堺市コンサルティング報告書」より抜粋
- ・情報（広報）の発信者が本来、把握しなくてはならないことは、接触率（読んだ、読まなかった）に加え、対象者の接触後の意識や行動にある。
  - ・行政広報の効果測定は、民間広報と違い「商品の売り上げ」等で効果を測ることができないため、広報の目標による評価尺度を設定する。【評価尺度：1. 接触、2.（政策、事業等の）周知、3. 理解、4. 共感、5. 態度変容、6. 行動】
  - ・当然、テーマや時期により目標、尺度は異なるため、目標のレベルに応じて調査、分析を実施する。
- (3) 特徴
- ・当初から紙面等のリニューアルを目的として調査票を作成。
  - ・民間広報との質の違いを考慮し、広報の目標による評価尺度を設定（「接触・周知」以外に、「理解・共感」、「態度変容の行動」、といった尺度を設定）。
  - ・専門家による調査分析の実施。
- (4) 課題等
- ・多額の経費と労力を要した。
  - ・現時点で、経常的に効果測定を実施していくしきみにまで繋げていない。
  - ・調査目的が明確なこと、専門機関に依頼することで、質の高い分析がなされている。
  - ・また、効果測定の際に、目標による評価尺度を設定するという方法は非常に示唆に富むもので、目標管理型の広報を行っていく重要な要素であると思われる。
  - ・なお、報告（提言）を実施につなげていくには予算等の制約があることから、報告を受けての計画的な広報施策への取り入れ、反映が必要となっている。

#### 4. 広報評価機関等の設置事例

市政（区政）広報に対する第三者による提言のしきみとして、学識経験者や市民（区民）等が入った評議委員会等を設置している都市として、東京都中野区、新宿区の事例がある。

##### 【事例】東京都中野区

###### 「広報品質評価委員会」

概要：区と区民との協働と連係、参加の区政推進の必要性から、より効率的、効果的な広聴広報を推進するため設置。広報戦略等様々な視点から評価、分析を行い、区に提言を実施。年概ね3回開催。

提言等を受けての具体的な取り組み：

区の広報物（広報紙やホームページなど）を中心に議論を重ねた結果として詳細な提言を実施しており【報告：「区民に役立つ広報を目指して」（平成16年2月）】、これに基づいた広報施策への反映が順次なされている。

- 例・全世帯配布の実施、紙面をタブロイド版から冊子版へ変更、区報紙面を活用したアンケートの実施など。
- ・その他時流に即したテーマについて検討が図られ、提言の施策への反映がなされている。

##### 【事例】東京都新宿区

###### 「区民の声委員会」

概要：区政に関する苦情を公正、中立な立場から処理する機関。開かれた区政の推進を図り、区政に対する区民からの信頼を確保するために設置。

提言等を受けての具体的な取り組み

区からの調査依頼を受け、「区民に望まれる区政情報の提供について」の調査を実施しており

【報告：「区民に望まれる区政情報の提供についての調査報告」（平成17年6月）】、これを生かす形で広報施策への反映を行っている。

例・紙面の2色刷り印刷の実施、トップ記事の工夫、地域取材に基づく記事掲載の充実など。

・両都市とも、委員会を第三者機関として設置することにより、活動におけるPDCAサイクルをまわす一つのよりどころとして存在していることは強みとなっている。

|      | 中野区「広報品質評価委員会」                                                        | 新宿区「区民の声委員会」                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 設置年  | 平成15年9月                                                               | 平成11年11月                                                                       |
| 設置目的 | 学識経験者及び区民による意見、提言等を取り入れることによる区政広報の質の向上。                               | 区民からの区政に関する苦情を公正、中立な立場から処理するため設置。                                              |
| 構成   | 6人以内の委員により構成<br>学識経験者 4人以内、区民2人以内                                     | 弁護士等3名と公募による区民委員10名                                                            |
| 所掌事務 | ①区の広報物の改善に関すること、②区の広報戦略の改善に関すること。                                     | ①申立てられた苦情の調査、結果を本人に通知する。②苦情やその原因となる施策等の問題点について、区長の依頼により調査を行う。（この調査機能は平成19年で終了） |
| その他  | 検討テーマ<br>H17年：「災害時の広報活動」,<br>H18年：「行政広報における広報戦略」,<br>H19年：「インナー広報の充実」 | 平成16年に、「区民に望まれる区政情報の提供について」の調査依頼を受け、広報活動等について調査。平成17年6月に区に調査報告。                |

## 5. 事例からの考察と提案

### (1) 事例からの考察

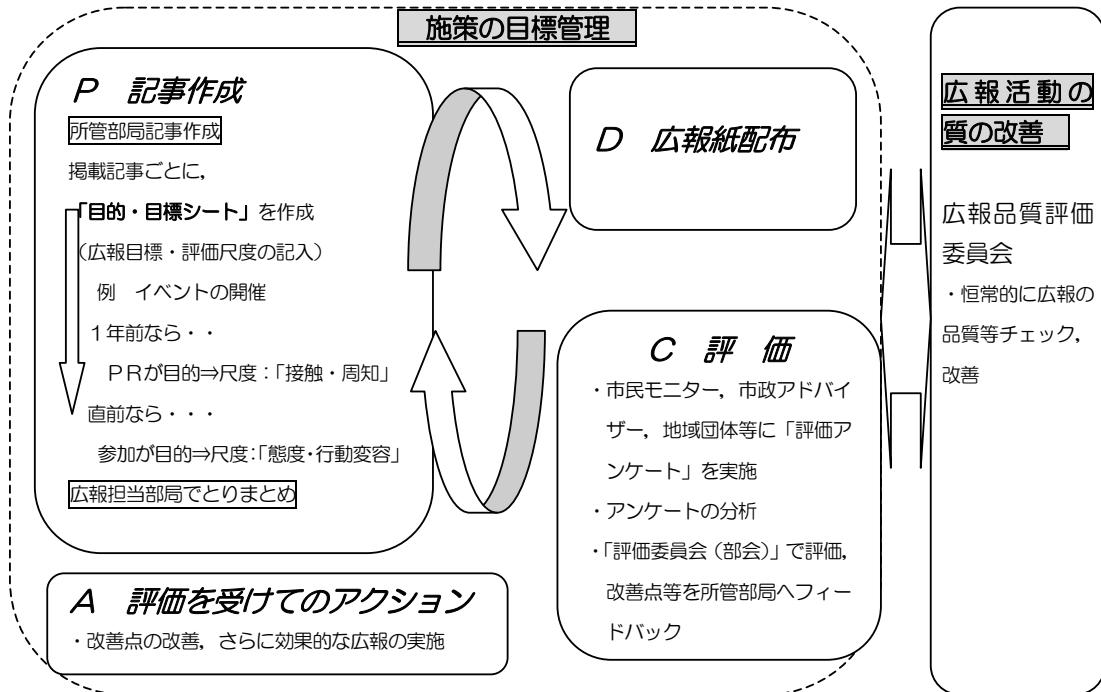
- ・「施策の目標管理」の視点からのPDCAサイクルの取り組みについては、積極的に取り組めている事例（モデル）は見られなかった。
- ・堺市などの広報効果測定の実施事例からは、広報の目標による評価尺度を設定する手法により評価分析を実態的、効果的に行っており、手法、エッセンスを含め取り入れる点が多い。
- ・中野区などの市政（区政）広報に対する第三者による提言のしくみは、「広報の品質」を絶えず推し量る有効なツールとして機能していることからも、本市として現在有していない中、評価委員会等を設置するのが望ましい。
- ・ただし、「時間とスピード」、「取り組み効果がシンプルに目に見えること」等を念頭におきながら、本市で独自にカスタマイズした形での仕組みを構築するべきである。

### (2) 提案

- ①「施策の目標管理」に視点を置いたPDCAサイクルの構築
  - ・効果測定システムを整備し、その計測結果をフィードバックすることで効率・効果的な広報事業の展開を図っていく必要がある。
  - ・測定手法整備の際、広報の目標による評価尺度を設定する必要がある。
  - ・既存のしくみのよさや特徴を生かす中で、評価を行うしくみを作っていくことが望ましい。
- ②「広報活動の品質」に視点をおいたPDCAサイクルの構築。
  - ・（仮称）広報品質評価委員会を設置し、恒常的な広報品質のチェック、改善を行う。

【システム案】（別図参照）

※広報効果測定、品質評価システムの概念図



## 6. 附則～その他留意すべき事項

### (1) 情報を「届ける」ための取り組み

- ・地域力を図る尺度として情報伝達力は重要な要素であることから、この伝達力を強化し、地域での情報を確実に地域内に届けてもらうことで、行政広報力、地域コミュニティ力ともに向上する形が望ましい。（自治会など地域組織とのタイアップの実施、広報紙などの内容について役員会等で周知を依頼するなど）

### (2) 「理解してもらう」ための取り組み

- ・広報嘱託員を採用し、「待つ」広報ではなく、「攻める」広報を行うことも必要である。

### (3) 広報紙以外の広報媒体について

- ・市区ホームページの充実と強化、さらには地域SNSの活用、自治会ホームページの作成により、情報の伝達の効率化を図れるよう、啓発、支援の強化をしていくべきである。

### (4) 市広報全体の評価等について

- ・ホームページやケーブルテレビなど、他の広報媒体全体との関係で、全市的な広報評価につなげていく必要がある。

## 7. おわりに

今回、広報活動を中心に、主に広報紙に力点を置いて、その活動のPDCAサイクルを確立することについての考察を試みた。これにかかる要素としては、現在でも本市は、ツールとしては様々なものを備えていると思うが、今回の考察した要素を加えてこれらのさらなる体系的な整備を行うことで、本市の広報活動がさらに充実していくべきところである。



## 行政の解体と再生 –ニッポンの“公共”を再構築する– 上山信一・桧森隆一 著



東洋経済新報社  
本体2,600円+税

「公共に関する議論=政府のあり方に関する議論」ではなく、政府も社会を構成する一つの要素に過ぎないという視点で向こう20年の我が国の「公共」の姿と至る過程を本書は書き記したもの(はじめに より)である。

著者はまず、逆にこれまでの20年間を振り返り、「官から民へ」「小さな政府」を旗印に我が国は「壊す改革」に取り組み、行政がこぞってNPOとの協働を目指すようになったことなどを例に“なかなか変わらないようでいて5年、10年を経てみると大きく変わっている”と冷静な眼差しを向いている。そして、公益法人改革や公務員改革の基本法の成立など、これから変化への萌芽もたくさんあると指摘している。しかしながら同時に、年金、教育、福祉などのように官業の廃止・民営化という手法だけでは解決できない課題が今日浮き彫りになり、新しい「公共」の担い手を創ることが必要な段階に入っていると言い、今後は「個人」「地域」「社会」が新たな役割を得て、政府を再生していくとしている。

前半「行政解体の時代」では、「壊す改革」への考察として、指定管理者制を含めた施設の管理委託や、事務の外注にみる民間との比較などが論じられ、後半の「民が担う公共」では、企業のCSRやSRIから始まり、ソーシャル・エンタープライズ、オルタナティブ・バンク、NPOがとりあげられ、最後に公共の担い手が民に移っていく時代の公務員のあり方が論じられている。

両著者ともに豊富な民間企業経験から学界に転じた経歴を持つためか、構成・内容が企業目線であるところも本書の特徴である。タイトルが一見堅苦しいが、論じられる内容は豊富な実例・統計に裏付けされたものであり、平易に読み進めることができる。中長期の時代の流れを見通したうえで、身近な組織・事業運営の課題に関する示唆にも富む1冊である。



## 事例に学ぶ 自治体環境行政の最前線 –持続可能な地域社会の実現をめざして– 宇都宮深志・田中充 編著



ぎょうせい  
本体3,048円+税

自治体の環境行政といえば、身近な廃棄物処理と高度成長期に顕在化した公害対策が一昔前の柱であったが、ここ十数年でサミットの議題にとりあげられるようになった地球環境問題への市民レベルでの取り組みとの関わりが大きな政策テーマになった。しかしながら、編著者の表現を引用すれば、1990年代の自治体環境行政はこの地球環境問題の顕在化を契機として環境基本条例や環境基本計画等を制定するなどの制度的な枠組みを整えてきたが、今日、問題の拡大・深刻化に対して、これらに正面から対処し、打開する政策イノベーションがみられず、行き詰まり状態にあるという。本書はこの問題意識を背景に、国内外の先進的な取り組みを検証することによって21世紀の自治体環境行政がどのような方向に行くべきかについて明らかにすることを目的として書かれている。

まず、総論では、これまでの環境行政の枠組みや政策の基本的方向と構造を考察し、市民参加や環境マネジメントシステムなどの昨今の論点を踏まえて政策の枠組みと方向を提唱している。次に、国内自治体の先進事例では、地球温暖化・資源循環・環境学習・環境マネジメント・エネルギー自給コミュニティの各分野について、取り組み事例の紹介を通して、政策イノベーションへの展開に関する考察を行い、さらに、諸外国自治体の先進事例として、欧米4都市の事例が紹介されている。

サブタイトルが示すように、編著者は、本書を通じて環境問題をのりこえる地域社会の実現を説き、そのためには、行政と市民、事業者が積極的に協働して自らの役割を実践していく「環境カバナンス」の実現が肝要であると指摘する。その中で、自治体には地域特性に応じた政策・制度づくりを行なうことが期待されている。様々な行政分野に環境問題が組み込まれてくるこれから時代に、まちづくりや自治体施策に関係・興味のある幅広い分野の方にお読みいただきたい。



## 最強ウイルス –新型インフルエンザの恐怖– NHK「最強ウイルス」プロジェクト



NHK 出版  
本体1,000円+税

本年1月にNHKで放映された「シリーズ最強ウイルス」の取材レポートを本にまとめたもの。今、国においても新型インフルエンザについて法律を改正し、厚生労働省には「新型インフルエンザ対策推進室」という組織も設けられるなど、その対策に向けて動きが盛んになっている。本書では、新型インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1型）のヒトからヒトへの感染と爆発的な感染=「パンデミック」は必ず起こるという前提から、最悪のシナリオに対しての準備の必要性を説き、各国の対応を述べている。

あと少しでパンデミックという危機的な状況にあったインドネシアでは、WHOや世界の専門機関が感染拡大防止に介入したから集団感染は封じ込められた。この事態はある意味幸運であり、危機は想像以上に我々の身近に迫っている。

米国では、国家の危機管理として位置づけ、全国民3億人分のワクチンを備蓄しようとしており、金融機関や地域でのシミュレーションを行なっている。オーストラリアでは人口40%分の抗ウイルス薬の備蓄を進めるほか、国内へのウイルス侵入を徹底的に遅らせる戦略をとっている。スイスでは、既にワクチンを備蓄済みで、ハイリスクグループに接種も始めている。

日本では、国立感染症研究所でのシミュレーション、国の行動計画、品川区の取り組みを紹介している。その中から判ってきたことは、大量の感染患者は限られた医療資源の中では対応が不可能であるということであった。

東南アジアで予想されるパンデミックは、避けられない。都市の危機管理を考える上でも必読の書といえる。



## これからの防災・減災がわかる本

河田惠昭 著



岩波書店  
本体780円+税

1990年の幕開けとともに、わが国では1995年の阪神・淡路大震災、2000年の東海豪雨災害、2004年連続台風災害、新潟県中越地震、2007年の能登半島地震、中越沖地震など、大災害が頻繁するようになった。海外でも同様に、近年では2004年にインド洋大津波災害、2005年にハリケーン・カトリーナ災害、本年にはミャンマー・サイクロン災害、中国・四川大震災など巨大災害が発生した。

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震を始め、海外の災害について、京都大学防災研究所の教授で、同所長を務めたほか、「人と防災未来センター」のセンター長を兼務する著者は、現場での豊富な経験を持つ。

著者は、経験を通じて、「いつでも、どこでも、誰でも」災害に遭遇する危険性が高まっている現在、災害のメカニズムを知り、適切な危機管理能力を身につけ、自ら考えて行動できるようになることによって、命と財産を守れる社会（「ユビキタス減災社会」と名付ける）を実現することが必須であると述べている。

本書では、まず、日本と世界で最近起こっている災害の特徴や被害が大きくなった原因を紹介している。その次に、風水害や地震、津波などの災害の発生メカニズムを述べ、さらに、わが国の防災・減災対策の歴史的背景や、その基本的考え方を紹介している。最後に、ユビキタス減災社会の内容について述べている。

本書は、中・高校生向けであるが、自治体の防災、危機管理の担当者など大人にも必読の内容である。



## 地域産業に学べ！ モノづくり・人づくりの未来

関満博 著



日本評論社  
本体1,800円+税

著者は、この35年間、日本の「モノづくり」と「地域産業」をテーマに、日本や中国それぞれのモノづくりと地域産業の「現場」を調査してきた。この「現場」での体験を基に、『中国の1992年以降の発展ぶりは、1960年代の日本の高度成長のころをはるかに上回る規模と勢いであることを痛感せられる。』、その一方で『1992年から現在に至る10数年の日本の「モノづくり」と「地域産業」の現場は、……地域の年配の経営者たちは肩を落とし、久しぶりに訪れた工業団体は華やかであったときは異なり、歯が抜けたごとくなっている。』と指摘している。現在の日本のモノづくりが置かれている位置は厳しく、このままでは、日本は何も作れない国になってしまふと懸念している。

「希望」に満ちたモノづくりと地域づくりに取り組む方向性を考える上で、「対中認識」「産学連携」「人材育成」がキーワードになることを、日本と中国の「現場」でのモノづくりや地域づくりの興味深い取り組みを紹介しながら論じる。具体的には、『若い後継者が、中国の「現場」で衝撃を受け、エネルギーを高めて多方面にわたる活動を重ねていくことが基本となるであろう。その場合、後継者たちを常に「勇気」づけていく適切な指導者と幅の広い人脈を提供できる組織が必要であり、さらに、地域を挙げての新たな科学技術に接するための「希望」に満ちた「産学官連携」が求められていくように思われる。』と指摘している。

著者は、国内とアジアの地域産業研究の第一人者であり、著作は非常に多いが、本書も地域産業に携わる人にお勧めしたい。



## まちづくりと創造都市－基礎と応用－

塩沢由典・小長谷一之 編著



晃洋書房  
本体1,900円+税

地域の疲弊が叫ばれて久しい。一部の大都市を除き、多くの地方は労働力の流出や大都市での消費へと向かい、地方は廃れる一方である。そういう課題に対して「創造都市（クリエイティブ・シティ）」という目標を掲げて都市づくりを行っている都市は、世界では何十とあり、日本では横浜、大阪、神戸、金沢などがあげられる。

本書は2部構成で、第1部の基礎編では創造都市戦略の理論を「イノベーションと都市の役割」「ものづくり産業論」「IT／コンテンツ産業論」「環境論」「空間論」「社会論（ソーシャルキャピタル）」から解説している。創造都市の扱い手は、その街に住み、働くすべての人でなければならず、そのためには、NPOをはじめとする市民団体や行政、大学校をはじめとする教育機関、民間企業、マスメディアなどで議論が起り、知恵を出し合わなければならない。

第2部の応用編では具体的な創造都市の事例として、①「IT／メディア産業と集客産業」を解説しているが、大阪において実験がスタートしたところであり、残念ながら日本にはまだデジタルコンテンツを地域に開放し、成功している都市はない。②「創造都市的なまちづくり」については、大阪市平野区の町ぐるみ博物館、大阪日本橋の創造的商店街、ミナミ・ホイール、泉佐野市の佐野町場の歴史を活かしたまちづくり、大津の京阪電車とNPOのまちづくりを紹介している。③「観光ビジネス」では、大分ゆふいん温泉の再付加価値化、豊岡市の城之崎温泉・コウノトリ・出石といった地域ブランド化、丹波篠山の伝建地区と陶芸の郷づくり、滋賀県高月町の觀音の里づくり、長浜市のバイオサイエンスによる新産業政策、同じく滋賀県のエコ村プロジェクト、貝塚市的小学校の廃校を活かしたまちづくりを紹介している。

本書は地域活性化・都市政策を担当する人や地域で起業を考えている人にとってヒントになり、より深い戦略を考える手がかりになるものといえよう。

## 編 集 後 記

◎文化活動は、その対象が幅広く、また表現・創作が自由であることが大切な要素であることから、管理・規制を重視する、従来の行政からはなかなか取り組みにくいと言われてきました。

◎しかしながら、21世紀を迎える時期に前後して、創造都市論に代表されるように、自由で多様な発想の交流が、これから時代の都市の発展の重要な要素であると言われる中で、都市再生戦略として展開され始めた新たな文化政策へ注目していきたい。

◎次号は、「これからの神戸づくりの論点」を特集します。ご期待ください。

[問い合わせ先]

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル18F FAX 078-252-0877  
神戸都市問題研究所内 季刊「都市政策」編集部宛

次号134号予告 (2009年1月1日発行予定)

### — 特集 これからの神戸づくりの論点 —

(敬称略)

これからの都市づくりの視点 ..... 新野 幸次郎  
転換期を迎えた都市の空間計画と政策 ..... 安田 丑作  
経済・産業の活性化 ..... 加藤 恵正  
市民生活・福祉の充実について ..... 松原 一郎  
市民と地域から見た神戸のあり方 ..... 立木 茂雄

<執筆者、タイトルについては変更になる場合があります>

季刊 都市政策

第133号

印 刷 平成20年9月20日 発 行 平成20年10月1日

発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 新野 幸次郎

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)

電話 (078) 252-0984

発売元 効 草 書 房

〒112-0005 東京都文京区水道2の1の1

振替口座 00150-2-175253 電話 (03) 3814-6861

印 刷 田中印刷出版株式会社

\* 落丁・乱丁本はお取替えします。

地方自治を語るみんなの広場

月刊

# 自治フォーラム

2008.10 VOL. 589

定価600円（本体571円）

## 特集 第2期地方分権改革を考える

|      |                                                                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 視解説  | 汗出せ、知恵出せ、地方分権改革 .....丹羽宇一郎<br>第2期地方分権改革と地方制度改革の課題 .....林 宜嗣<br>第2期地方分権改革の課題 .....木村 陽子<br>分権改革に強い意志の結集を .....青山 彰久                                                                                        |
| 事例   | 一信頼される地方政府と分権改革 .....三重県<br>—「三重県議会基本条例」—<br>地方分権に向けた議会改革 .....北海道白老町<br>—白老町議会改革の推進経過—議会広聴の充実と通年議会—<br>静岡県庁を変えた「ひとり1改革運動」 .....静岡県<br>—速く、ムダなく、いい仕事—<br>自分たちのまちは自分たちでつくろう .....池田市<br>—池田市地域分権の推進に関する条例— |
| エッセイ | 首長が語る地方自治 .....森谷 廣<br>(タイトルについては、変更になることがあります。)                                                                                                                                                          |

編集 自治研修研究会

発行所 第一法規株式会社

(〒107-8560) 東京都港区南青山2-11-17 電話 03(3404)2251 振替口座: 東京3-133197

政策研究情報誌

# 地域政策

2008・秋季号 No.29 2008年10月上旬発行 定価650円（本体619円）

## 特集 行政と住民

慶應義塾大学教授 片山善博／中央大学教授 今村都南雄

ローカル・ガバナンス研究所所長 木原勝彬

インタビュー 元内閣官房長官、全国土地改良事業団体連合会会長 野中広務

### 文化企画

早稲田大学教授 宮口侗廸／サントリー文化財団上席研究フェロー 佐藤友美子

ニュース／ルポ がんばる自治体 三原市(広島県)／馬路村(高知県)／鳥栖市(佐賀県)

三重発、 NPO／自治体職員 他

企画・編集: 三重県職員研修センター  
「地域政策－三重から」

(〒514-0004) 三重県津市栄町1-891

電話 059-224-2767

発行所: (株)公人の友社

(〒112-0002) 東京都文京区小石川5-26-8

電話 03-3811-5701



職員・議員・市民必携の政策情報誌

## 月刊「地方自治職員研修」

毎月15日発行、B5判130頁、定価800円（最寄りの書店より取り寄せできます）  
直接送付・年間定期購読：8,880円（税送料込み、前払い）

10月号 〈特集〉環境政策・新たなステージへ + 小規模自治体の地域ビジョン

9月号 〈特集〉自治・分権改革の最新動向 + 子育てできる地域をつくる

8月号 〈特集〉組織とヒトの「改革」戦略～自治体再構築へ！

臨時増刊  
最新・88号

### 『合併自治体の生きる道』

“光と影”の現実と地域生き残り戦略  
定価1,680円（税込み）

好評  
発売中

### 『市民自治のこれまで・

これから』今井照・編著  
定価2,625円（税込み）

公 職 研 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-20

<http://www.koshokukan.co.jp>

tel.03-3230-3701 / fax.03-3230-1170 / e-mail:hello@koshokukan.co.jp



# 新修 神戸市史

第8巻

## 「産業経済編Ⅲ 第三次産業」

A5版 全898ページ 定価6,000円(税込)

構 成 第1章 開港から第一次世界大戦まで

第2章 第一次世界大戦から第二次世界大戦まで

第3章 戦後復興から高度成長期まで

第4章 高度成長期以後

内 容 幕末の開港以来、貿易と共に急速に発展し、第二次世界大戦と高度経済成長期を経た神戸の「第三次産業」盛衰の歴史を、年代ごとに、貿易業、交通業、港湾運送・倉庫業、金融業、流通業といった業種別に横断的に解説。

既 刊 (定価は税込み)

「歴史編Ⅰ自然・考古」、「産業経済編Ⅰ第一次産業」、「歴史編Ⅲ近世」、「歴史編Ⅳ近代・現代」(以上、定価各5,000円)、「産業経済編Ⅱ第二次産業」、「行政編Ⅰ市政のしくみ」「行政編Ⅱくらしと行政」「行政編Ⅲ都市の整備」(以上、定価各6,000円)

◎市史の詳細・目次は神戸市文書館ホームページをご参照ください

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/014/kankoubutu/kankoubutu.html>

発 行 神 戸 市 新修神戸市史編集室（神戸市文書館内）

〒651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078 (232) 3437 FAX078 (232) 3840

申込先 田中印刷出版(株)内 みるめ書房（主要書店にても発売中）

〒657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078 (871) 0551 FAX078 (871) 0554

## 都市政策バックナンバー

- 第106号 特集 少子・高齢化への対応 2002年1月1日発行
- 第107号 特集 新産業の創出に向けて 2002年4月1日発行
- 第108号 特集 コミュニティ・ビジネスの振興と課題 2002年7月1日発行
- 第109号 特集 公営住宅のあり方と今後の課題・方向性 2002年10月1日発行
- 第110号 特集 大都市制度のこれから 2003年1月1日発行
- 第111号 特集 都市の活性化と地域連携 2003年4月1日発行
- 第112号 特集 行政コスト分析の課題 2003年7月1日発行
- 第113号 特集 第三セクターの課題と展望 2003年10月1日発行
- 第114号 特集 福祉と民間活力 2004年1月1日発行
- 第115号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅰ 2004年4月1日発行
- 第116号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅱ 2004年7月1日発行
- 第117号 特集 ユニバーサルデザイン 2004年10月1日発行
- 第118号 特集 阪神・淡路大震災10年 2005年1月1日発行
- 第119号 特集 地域におけるセクター間の連携 2005年4月1日発行
- 第120号 特集 地方自治体の人事・給与 2005年7月1日発行
- 第121号 特集 集客観光都市の創造 2005年10月1日発行
- 第122号 特集 空港が開く都市の未来 2006年1月1日発行
- 第123号 特集 パブリックガバナンス—外部監査と外部評価— 2006年4月1日発行
- 第124号 特集 地域の力を活かした防災・防犯力の強化 2006年7月1日発行
- 第125号 特集 大学と地域・産業との連携によるまちづくり 2006年10月1日発行
- 第126号 特集 デザインを生かしたまちづくり 2007年1月1日発行
- 第127号 特集 ソーシャルキャピタルと地域づくり 2007年4月1日発行
- 第128号 特集 神戸医療産業都市構想 2007年7月1日発行
- 第129号 特集 神戸開港140年 2007年10月1日発行
- 第130号 特集 少子高齢社会における受益と負担の関係 2008年1月1日発行
- 第131号 特集 景観行政の変遷と意義 2008年4月1日発行
- 第132号 特集 ソーシャル・インクルージョン手法による地域の再生 2008年7月1日発行

ISBN978-4-326-96173-3  
C3331 ¥619E

定価650円(本体619円)



9784326961733

勁草書房



1923331006192



発売元 | 劲草書房

東京都文京区水道2の1  
振替口座00150-2-175253

☎03-3814-6861